

令和6年 第3回定例会

# 南種子町議会会議録

令和6年 9月 5日 開会

令和6年 9月 13日 閉会

南種子町議会

## 令和6年第3回南種子町議会定例会会議録目次

### 第1号（9月5日）（木曜日）

1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 議長諸報告	5
1. 日程第4 町長行政報告	6
1. 日程第5 提案理由の説明	7
町長説明	7
1. 日程第6 一般質問	10
9番 濱田一徳議員	10
1. 防災対策について	
2. 人口対策としての移住促進について	
3. 航空自衛隊のブルーインパルス招致について	
1. 休 憩	25
2番 野首久教議員	25
1. 学校部活動の地域移行について	
1. 休 憩	38
4番 福島照男議員	38
1. ふるさと納税額県下市町で最下位、対策は	
2. 带状疱疹予防ワクチン接種の助成制度導入について	
3. コスモタウン公園の利活用について	
1. 休 憩	57
8番 上園和信議員	57
1. 再編交付金の有効活用で住みよい町づくり	
2. 自治体広報の在り方について	
1. 休 憩	70
1. 休 憩	71
1. 休 憩	74
1. 散 会	75

第2号（9月6日）（金曜日）

1. 開 議	78
1. 日程第1 議案第33号 南種子町移住定住促進住宅条例の一部を 改正する条例制定について	78
総務課長説明	78
質疑	78
4番 福島照男議員	78
8番 上園和信議員	79
9番 濱田一徳議員	79
討論	80
採決	80
1. 日程第2 議案第34号 南種子町企業立地促進基金条例制定につ いて	80
総務課長説明	80
質疑	80
4番 福島照男議員	80
8番 上園和信議員	82
9番 濱田一徳議員	83
討論	83
採決	83
1. 日程第3 議案第35号 南種子町地域包括支援センターの職員等 に係る基準を定める条例の一部を改正す る条例制定について	83
くらし保健課長説明	83
質疑	84
討論	84
採決	84
1. 日程第4 議案第36号 南種子町農業者休養施設の設置及び管理 に関する条例を廃止する条例	84
総合農政課長説明	85
質疑	85
8番 上園和信議員	85
3番 平畠 強議員	86
討論	87

採決	87
1. 日程第5 議案第37号 南種子町国民健康保険条例の一部を改正 する条例制定について	87
くらし保健課長説明	87
質疑	88
9番 濱田一徳議員	88
6番 柳田 博議員	88
討論	89
採決	89
1. 日程第6 議案第38号 南種子町過疎地域持続的発展計画の変更 について	89
総務課長説明	89
質疑	90
4番 福島照男議員	90
討論	91
採決	91
1. 日程第7 議案第39号 南種子辺地総合整備計画の策定について	91
総務課長説明	91
質疑	92
4番 福島照男議員	92
討論	95
採決	95
1. 休 憩	95
1. 日程第8 議案第40号 財産の取得について	95
建設課長説明	95
質疑	96
8番 上園和信議員	96
4番 福島照男議員	96
討論	97
採決	97
1. 日程第9 議案第41号 財産の取得について	97
総務課長説明	97
質疑	97
8番 上園和信議員	98

4番 福島照男議員	98
討論	98
採決	98
1. 日程第10 議案第42号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の 変更について	98
くらし保健課長説明	98
質疑	99
討論	99
採決	99
1. 日程第11 議案第43号 令和6年度南種子町一般会計補正予算 (第3号)	99
総務課長説明	99
質疑	102
2番 野首久教議員	102
4番 福島照男議員	103
討論	104
採決	104
1. 日程第12 議案第44号 令和6年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計補正予算(第1号)	105
くらし保健課長説明	105
質疑	106
討論	106
採決	106
1. 日程第13 議案第45号 令和6年度南種子町介護保険特別会計補 正予算(第2号)	106
くらし保健課長説明	106
質疑	107
4番 福島照男議員	107
討論	108
採決	108
1. 日程第14 議案第46号 令和6年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算(第1号)	108
くらし保健課長説明	108
質疑	109

討論	109
採決	109
1. 日程第15 議案第47号 令和6年度南種子町水道事業会計補正予算(第1号)	109
水道課長説明	109
質疑	111
4番 福島照男議員	111
8番 上園和信議員	112
討論	112
採決	112
1. 散 会	112

### 第3号(9月13日)(金曜日)

1. 開 議	115
1. 日程第1 提案理由の説明	115
町長説明	115
1. 日程第2 議案第48号 南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	115
福祉事務所長説明	116
質疑	116
討論	116
採決	116
1. 日程第3 議案第49号 財産の取得について	116
総合農政課長説明	116
質疑	117
2番 野首久教議員	117
4番 福島照男議員	117
2番 野首久教議員	119
討論	119
採決	119
1. 日程第4 議案第50号 令和6年度南種子町一般会計補正予算(第4号)	119
総務課長説明	119

質疑	120
4番 福島照男議員	121
8番 上園和信議員	121
討論	123
採決	123
1. 日程第5 認定第1号 令和5年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について	123
1. 日程第6 認定第2号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について	123
1. 日程第7 認定第3号 令和5年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	123
1. 日程第8 認定第4号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	123
1. 日程第9 認定第5号 令和5年度南種子町水道事業会計決算認定について	123
総務課長説明	124
暮らし保健課長説明	126
水道課長説明	128
質疑	130
1. 休憩	131
1. 日程第10 発議第1号 南種子町前之浜の防風林保護対策の早急な実施を求める意見書の提出について	131
9番 濱田一徳議員説明	131
質疑	132
8番 上園和信議員	132
討論	133
採決	133
1. 日程第11 委員長報告（総務文教委員会・所管事務調査）	133
総務文教委員長報告	133
1. 日程第12 閉会中の継続調査申し出	135
1. 日程第13 議員派遣	136
1. 閉会	136

令和6年第3回南種子町議会定例会会期日程

9月5日開会～9月13日閉会 会期9日間

月	日	曜	日 程	備 考
9	5	木	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 提案理由の説明 4. 一般質問（4人）
	6	金	本 会 議	1. 議案審議  (1) 条例 5件（議案第33号～第37号） (2) 事件 5件（議案第38号～第42号） (3) 予算 5件（議案第43号～第47号）
	7	⊕	休 会	
	8	⊕	休 会	
	9	月	休 会	
	10	火	休 会	
	11	水	休 会	
	12	木	休 会	



	13	金	本 会 議 (閉 会)	1. 提案理由の説明 2. 議案審議 (1) 条例 1 件 (議案第 4 8 号) (2) 事件 1 件 (議案第 4 9 号) (3) 予算 1 件 (議案第 5 0 号) (4) 決算 5 件 (認定第 1 号～第 5 号) (5) 発議 1 件 (発議第 1 号) 3. 委員長報告 4. 閉会中の継続審査・調査 (所管事務調査) 5. 議員派遣
--	----	---	----------------	---

# 令和6年第3回南種子町議会定例会

第 1 日

令和6年9月5日

令和6年第3回南種子町議会定例会会議録  
令和6年9月5日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 議員	2番	野 首 久 教 議員
3番	平 畠 強 議員	4番	福 島 照 男 議員
5番	名 越 多喜子 議員	6番	柳 田 博 議員
7番	大 崎 照 男 議員	8番	上 園 和 信 議員
9番	濱 田 一 徳 議員	10番	塩 釜 俊 朗 議員

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 書 記 砂 坂 英 明

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康	副 町 長	小 脇 隆 則
教 育 長	菊 永 俊 郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸
会計管理者 兼会計課長	河 野 美 樹	企 画 課 長	木 田 美 幸

くらし保健課長	外園 幸喜	福祉事務所長	鮫島 幸紀
税務課長	西村 一広	総合農政課長	山田 直樹
建設課長	河野 容規	水道課長	河野 和昭
保育園長	才川 いずみ	教育委員会 社会教育課長	濱田 伸一
農業委員会 事務局長	羽生 幸一	教育委員会 管理課庶務係長	砂坂 竜也
教育委員会 管理課施設係長	立石 和之		

△ 開 会 午前10時00分

---

## 開 議

○議長（塩釜俊朗議員） ただいまから令和6年第3回南種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑・質問等については、議会会議規則及び議員申合せ事項など、ルールを厳守してお願いをいたします。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番、濱田一徳議員、1番、川内田行博議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月5日から9月13日までの9日間にし  
たいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日9月5日から  
13日の9日間に決定しました。

---

## 日程第3 議長諸報告

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第3、議長諸報告を行います。

報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。局  
長。

○事務局長 御報告申し上げます。

お手元に議長報告書を配付してございますので、お目通しいただきたいと思いま  
す。

監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の令和6年5月分から令和  
6年7月分までを配付しております。

それから、令和5年度決算審査意見書・令和5年度財政健全化審査意見書を配付  
しております。

次に、各種行事・業務及び動静については、令和6年6月6日から令和6年9月4日までの分について列記しておりますが、主なものについて御報告いたします。

まず、議長会関係の会議等ではありますが、8月1日、令和6年度市町村政研修会が鹿児島市の川商ホールで開催をされ、2名の方より貴重な講演を拝聴したところでございます。

翌8月2日、熊毛郡町議会議長会臨時総会が鹿児島市で開催され、行政視察調査につきましての協議がなされ、10月下旬頃の日程調整とすることになりました。

同日、同会場において種子島屋久島議会議員大会に係る議長会が開催をされ、10月10日に屋久島町において第13回大会を開催することの確認と、大会要領、提出議題、交流会などについて協議をし、決定をしたところであります。南種子町からは、2件の議題を提出することといたしました。

次に、その他として、7月29日、種子島屋久島振興協議会で、熊毛地域の抱える課題について、県選出の国会議員及び関係省庁へ要請活動を行ってきたところであります。

以上で、報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、議長諸報告を終わります。

#### 日程第4 町長行政報告

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長 それでは、行政報告を申し上げます。

令和6年産早期水稻についてでございますが、自家食用を含む栽培戸数335戸、栽培面積248.82ヘクタールで、水田の約31%に作付をされたところでありまして、植付けは平年より早い3月上旬から始まったところでございます。

4月は、日照時間が平年の56%と少ない状況で、初期生育や分けつ等に影響がございましたが、5月以降天候は平年並みで推移をし、生育は持ち直したところであります。

収穫は、平年より早い7月6日から始まり、最盛期は7月13日から7月21日で、米の検査結果は1等米比率が40.7%と10%以上低下をしたところでございます。

要因といたしましては、カメムシ類の発生が多く、吸汁被害による斑点米が多かったためでございます。

本年産については、生産面では品質で平年を下回る状況となりましたが、価格の面では全国的な米不足から、近年にない高い価格となったところでございます。

また、今年も7月12日に町内の小中学校において、南種子町産の新米コシヒカリを使った新米給食が実施をされたところでございます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、行政報告を終わります。

## 日程第5 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第5、町長提出の議案第33号から議案第47号及び認定第1号から第5号について、提案理由の説明を求めます。町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしました案件は、条例案件5件、事件案件5件、予算案件5件、決算案件5件の計20件でございます。

それでは、条例案件から、順次、要約して御説明を申し上げます。

議案第33号は、南種子町移住定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定についてでございます。南種子町移住定住促進住宅整備事業に関する譲渡条件付リース変更契約により、セトル西海を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第34号は、南種子町企業立地促進基金条例の制定についてでございます。令和6年第1回定例会において議決いただきました南種子町企業立地促進条例に基づく助成金や、本町への企業立地促進、産業振興と雇用機会の拡大を図るための財源を確保していく必要があることから、新たな基金を設置するものでございます。

議案第35号は、南種子町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございます。国が定める介護保険法施行規則及び指定介護予防支援事業等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第36号は、南種子町農業者休養施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定についてでございます。大雨等により源泉上部が崩落したため、平山地区生産組合と協議を行い、公衆浴場としての運営が困難なことから、今後、民間事業者等へ無償譲渡を行い、地域の要望に沿った施設の有効活用を図るため、今回、条例を廃止するものでございます。

議案第37号は、南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてでございます。国が定める行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、事件案件について御説明を申し上げます。

議案第38号は、南種子町過疎地域持続的発展計画の変更についてでございます。

今回の変更は、追加する事業の本町負担分の財源として過疎対策事業債を予定していることから、計画を変更するものでございます。

議案第39号は、南種子辺地総合整備計画の策定についてございまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により策定をするものでございます。

議案第40号は、財産の取得についてございまして、小型パワーショベル・小型タイヤショベルと自走式芝刈機の取得をするものでございます。

議案第41号は、財産の取得についてございまして、消防ポンプ車の取得をするものでございます。

次に、議案第42号は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約を変更するものでありまして、被保険者証がマイナンバーカードに一本化されることに伴い、同規約の一部改正について協議を行うものでございます。

次に、予算案件について御説明を申し上げます。

議案第43号は、令和6年度南種子町一般会計補正予算（第3号）でございまして、9,844万1,000円を追加し、総額70億7,864万7,000円とするものでございます。

今回の主な補正内容といたしましては、歳入につきましては、町税、地方特例交付金、基金繰入金が主なものでございます。

歳出につきましては、定期予防接種業務委託や道路維持単独補修工事、荃南小校舎建設敷地造成工事に係る費用が主なものでございます。

議案第44号は、令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でございまして、保険給付費の診療報酬負担金の減額が主なもので、414万円を減額し、7億9,386万円とするものでございます。

議案第45号は、令和6年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございまして、前年度介護給付費国庫負担金返納金が主なものでございまして、3,621万5,000円を追加し7億4,732万8,000円とするものでございます。

議案第46号は、令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）でございまして、被保険者保険料納付金が主なもので、292万円を追加し、1億662万円とするものでございます。

議案第47号は、令和6年度南種子町水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、水道施設耐震化事業及び水道施設改良等事業が主なもので、事業活動に伴う収益的収入で33万1,000円、支出で19万1,000円をそれぞれ増額をし、また資本的収入で1,132万9,000円、支出で12万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、決算案件について御説明申し上げます。

認定第1号は、令和5年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定についてござい



まして、歳入歳出決算書に監査委員の意見書及び当該決算における主要な施策の成果を説明する資料等を併せて認定に付するものがございます。

また、地方公共団体の財政の健全化判断比率についても、監査委員の意見を付して報告をしてございます。

令和5年度の行政執行に当たりましては、長期化する原油価格・物価高騰の影響に伴う町民生活の安定及び町内事業者の負担軽減に係る対策に国の交付金を活用するなど、限られた財源を積極的に各施策へ重点配分に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額64億7,799万8,526円、歳出総額は64億1,783万527円となり、形式収支で6,016万7,999円の黒字となりました。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源として繰り越した1,595万1,000円を差し引いた実質収支については、4,421万6,999円の黒字決算となったところでございます。

また、2,300万円を地方自治法及び地方財政法に基づく剰余金積立金として財政調整基金に積み立ましたので、令和6年度への繰越額は2,121万6,999円となっております。

認定第2号は、令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、被保険者の健康保持・増進と疾病の早期発見を重点課題として取り組み、特定健診の受診率向上と医療費の抑制を図り、国民健康保険事業の本旨を踏まえながら、適正かつ健全な運営に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額8億3,914万9,784円、歳出総額が8億3,143万1,022円となり、形式収支で771万8,762円の黒字となりましたので、100万円を令和6年度へ繰越額として671万8,762円を地方自治法に基づく剰余金積立金として国民健康保険基金に積み立てたところでございます。

認定第3号は、令和5年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、第8期介護保険事業計画に基づき、各事業の充実を図り、健全運営に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額6億9,422万2,725円、歳出総額6億6,350万9,121円となり、形式収支で71万3,604円の黒字となりましたので、全額を令和6年度へ繰越額としたところでございます。

認定第4号は、令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、後期高齢者の保険料の適正な賦課徴収、疾病の早期発

見と早期治療の啓発を行い、医療費の抑制を図ってきたところでございます。

その結果歳入総額9,679万5,433円、歳出総額は9,641万8,486円となり、形式収支で37万6,947円の黒字となりましたので、全額を令和6年度へ繰越額としたところでございます。

認定第5号は、令和5年度南種子町水道事業会計決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、安全で安定した水道水を供給するため、町内の施設の維持管理と適切な管理運営の強化に努めてきたところでございます。

その結果、事業活動に伴う収益的収入2億7,666万3,289円、支出は2億3,992万7,992円、また資本的収入1億7,716万2,000円、支出は2億5,652万552円となり、不足する額については当年度損益勘定留保資金等で補填をしたところでございます。

今期定例会に提案をしております案件は、以上20件でございますが、このほか追加議案といたしまして、条例案件1件、予算案件1件を予定をしております。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、提案理由の説明を終わります。

## 日程第6 一般質問

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第6、一般質問を行います。

質問の順番、内容については、お配りしております一般質問通告書により行います。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、濱田一徳議員。

[濱田一徳議員登壇]

○9番（濱田一徳議員） おはようございます。早速私の一般質問に入らせていただきます。

防災対策についてでありますけども、私は、これまでもこの防災対策について一般質問を数回いたしております。町の防災対策や備え、屋外拡声機の必要性など、いろいろと注文をつけてきましたので、町の防災対策については十分理解はしております。

しかしながら、危機管理にこれでよしとの正解はありません。「鉄は熱いうちにたたけ」とも言います。防災対策に前例踏襲はなく、都度対応について職員や住民からの意見・要望などを聴取し、反省・検討を加え、次に最善を尽くすマニュアルを策定すべきだと思っております。

このようなことから、町民に対しても防災への再認識を深めてもらうために、地

震、台風に直面した今、再度質問をさせていただきます。

8月8日午後4時43分に、宮崎県の日向灘で震度6、マグニチュード7.1と推定される地震が発生しました。この地震で、気象庁は初の南海トラフ地震臨時情報を発令しました。南海トラフ地震の発生の可能性が、平常時に比べて相対的に高まったというものであります。そして1週間、毎日のようにこのニュースが流れていました。住民の関心も高まったのではないかと考えているところです。

また、8月の末、先週接近した台風10号について、気象庁はこれまでに経験したことのないような最強クラスの台風として特別警報が発令されましたが、27日の段階から盛んに、非常に強い台風であることはテレビでも報道されていました。防災無線で台風に対する警戒呼びかけは警報発令後であり、もっと早い段階で防災無線を使って警戒を呼びかけるべきではなかったかと思っております。

今回の質問は、南海トラフ関係の防災対策について通告をしていましたけれども、定例会直前に台風接近もありましたので、1番目の質問として日向灘地震の津波警報の発令、そして南海トラフ初の臨時情報に接し、町として対応はどうであったのか、また今回の台風10号接近時の対応も併せてお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、日向灘を震源とする地震につきましては、私はちょうど鹿児島県のほうにいました。日本港湾協会九州地区連合会の総会がございまして、出席をしておったわけでありましたけれども、その最中にこの鹿児島会場でも相当の揺れがございました。そして、ちょうど意見交換が終わって、次の総会に入る前でありましたので、出席をされておった方がちょっとバタバタといたしまして、私も総務課に状況確認の一報を入れたところでございます。

その後の対応については、後ほど総務課長から答弁をさせますが、この九州港湾協会の総会に参加をされておりました首長の中でも、特に宮崎県の首長、そしてまた九州地方整備局長なども出席をされておりましたので、こういう方々については慌てて会場を後にしたということでございます。

私も、知事もそれから国会議員も来られておりましたけれども、その後の交流会等などについては、もう即刻取りやめといたしまして、また次の日の会議についても取りやめ、私も帰庁をさせていただいたところでございます。

帰庁後、課長より状況の報告を受けまして、当日も指示をし、対策をやっていたいただいておりますが、南海トラフ地震臨時情報が発令中でございましたので、情報連絡体制の継続を指示をしたところでございます。

また、台風のこともございました。先ほど台風10号の特別警報についての話がございましたけれども、この災害警戒本部については、今回は暴風特別警報が出されるということでございまして、大きな災害が発生したときの試行的な取組として、本町を管轄する陸上自衛隊国分駐屯地の隊員が、情報連絡体制を取るために派遣をするという案内が来しました。

そしてこれ、県下に派遣をするということで、今後のいろんなこういう災害に対応することを探っていくということでございましたけれども、なかなかこれを種子島1市2町におきましても要請がありましたけれども、他の自治体については辞退をしたという連絡がございまして、私どもの町に4名派遣をしていただくことになりまして、本町に来ていただきまして、警戒本部に合流をして体制を強化をしたということでございます。

この後、詳細な対応については総務課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 それでは、濱田議員に、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

まず、地震対応について説明をいたします。

8月8日16時43分頃、まず、職員の携帯電話の緊急アラームが鳴りまして、数秒後に揺れが続き、役場の震度計で震度3を観測したところでございます。

その際の町としての対応を時系列に説明をいたしますと、16時43分の地震発生を受け、すぐに防災無線による地震発生第1報を流す行動を取ると同時に、16時45分に総務課消防交通係による情報連絡体制を設置している途中で、気象庁より16時52分に津波注意報が発令をされ、16時58分に注意を促す内容の防災無線を放送したところでございます。

総務課職員については、災害警戒本部の設置も考えられることから、発生から2時間程度待機をいたしまして、19時に津波注意報が解除となった状況で、防災無線を流した後に総務課の職員については帰宅をさせたところでございます。消防交通係と私を残してということです。

その後、南海トラフ地震臨時情報が発表されたために、私と総務課の消防交通係の職員と情報連絡体制を継続するため、夜間泊り込んで24時間体制を取ったところでございます。

翌日には、情報連絡体制の継続は、職員を1週間当直させることとなるために、勤務割当をしたところでございますが、8月9日から、最終的に県の指導によりまして、南海トラフ地震臨時情報が解除された15日の17時まで当直をしない情報連絡体制を取ることで、体制を継続したところでございます。

続いて、台風10号の災害警戒対策について説明をいたします。

台風10号は、気象庁の発表では、当初は種子島への影響はほとんどない報道でしたが、日に日に時を追うごとに種子島に近づき、強さも増すようになりまして、ノロノロ台風で予測のつきにくいものであったことは、皆さん、御承知のとおりだと思います。

8月27日14時に臨時課長会を開催いたしまして、17時には生きがい活動室を開放いたしまして、避難所に対応できる態勢で情報連絡体制を設置し、翌日28日午前4時55分に暴風警報が発令されまして、午前7時51分に第1報の防災無線を流しまして、高齢者等避難、全校区に自主避難所を開設いたしまして、9時に災害警戒本部を設置したところでございます。

それに併せて、先ほど町長からもありましたように、陸上自衛隊国分駐屯地より、情報連絡員として4名が警戒本部体制に合流したところでございます。

その後、自衛隊員2名と町内の避難所を巡視しまして、施設の位置情報等の確認を行っております。

13時には、暴風特別警報が発令をされまして、各避難所に職員2名体制で配置をいたしまして、避難指示を発令し、避難所には13世帯19人が避難いたしたところでございます。

台風情報及び停電の情報は、発表された中で、防災無線で対応したところでございます。

8月29日23時3分に暴風警報が解除されると同時に、町の情報連絡体制を解散したところでございます。

以上が経過で、町の対応でございました。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 町の対応、よく分かりました。

実は、あの地震があった後に、町民の方からメールをいただきまして、町民の中には町は何をしていたんだという声があるというメールをいただきました。町長はじめ職員の方がバタバタしているのは、私は見て知っております。この前の台風の時も、27日の朝ですか、町長が防災服を着て雨の中走ってくるんですね。「町長、何ごな」と言ったところ、台風対策をせんないかと、今日はいろいろと朝から用事があって、今済まして走っているところだという話もされました。

また、担当職員の方が、あの日はちょうど議会運営委員会があったものですから、役場に来たんですけども、担当職員の方もテレビにくぎづけになってテレビの台風情報、ああいうのを見ていました。

こういう対応というのは非常にありがたいことでなんですけども、ただ、町民に

それが伝わっていないというのが一つ残念だなということで、今回、町はこういう対応を取っているんですよというのを町民の方にも分かってもらおうと、そして町民の方にも危機感を持ってもらおうと、そういう意味からこの1番目の質問をしたところでは。本題は次の質問になりますので、今からいたしたいと思います。

私は、先ほどから、住民の関心の高い今こそ防災無線等を通じて住民に呼びかけるべきではないかということを書いてきましたけども、危機管理はいたずらに不安をあおってもいけませんけども、また楽観視してもいけません。

南海トラフ地震については、もう随分前から、30年以内には南海トラフ地震は発生しますよという報道がなされておりました、住民の関心は非常に高いのではないかと思います。

また、8月9日の新聞には、南海トラフ臨時情報について、聞き慣れない情報に接して混乱する住民もいたとありました。

この情報というのは、すぐに避難するのではなく、備えの再確認を促す内容ですが、周知が進んでいないと、こういうことで新聞記事に載っておりました。恐らく南種子町民も、あまりこういうのに理解はしていないんじゃないかなと、そのように感じているところでは。地震情報が出たけども、これはどういうことだと思っている方はいっぱいいるんじゃないかなと、そういうふうに思った次第でございます。

そこで、最初で、「鉄は熱いうちにたたけ」ということを言いましたけども、こういう時期に、今、防災無線を使って、防災グッズの再点検をしてくださいますよと、期限切れのものは入っていないですかとか、懐中電灯の電池は替えてありますとか、そういうのをやはり1年に1回ぐらい流して点検をさせる、これも大事じゃないかなと感じたところでありまして、今後の対応というか、広報すべきこういう内容について、行政として、今後の対応についてどのように考えていらっしゃるか、お聞きいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 濱田議員の御質問にお答えいたします。

その周知の仕方とか、そういったものについては、確かに課題があると思います。やっぱり今回、特別警報みたいなものが出たり、そしてまた災害の状況によって、思ったほどでなければ、また違った考え方をする人も出てまいるのではないかなというふうに、そういうところをちょっと心配しておりますが、今後のそこら辺の情報の出し方、そしてまた、避難が遅れたりすることがあってはなりませんので、今後の対応については、この後総務課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、その前に少し今回の台風10号の関係について答弁をさせていただきたいと思っております。

防災無線の活用には、今回、台風10号の災害警戒本部には、こちらからの情報を流すんですけども、たくさんのこれは特に終わってから多かったですけど、苦情といいますか、ただのクレームの電話なのか、相当の通報等がございました。

そしてまた、担当のほうにおいては、県にも報告をする義務があったり、報道関係からもいろいろな問合せが来ますので、そういった中において、こういうものがたくさん来るということは、業務的にも非常に支障が出てくるなということをも感じたところであります。

被害の状況などの連絡であれば、待機職員で即対応をしたり、皆さんで、待機をしている職員で手分けをしながら対応をするんですけども、無線の中においては、ずっと聞いておりましたが、これは観光で来られておった方も含まれております。避難所の活用の仕方とか、避難所には何があるとか、料理ができるかと、もうとんでもない話をして、準備するものを詳細に言えとかという、ものすごく高圧的な言葉での電話が今回はございました。聞いてみますと、私どもだけでなく、これは中種子町のほうにも連絡をしているようでもありますけれども、こういう方がまずおられるということ。

そしてまた、台風が過ぎた後については、特に今回多かったのは、やはり停電の関係でありますけど、電気の復旧はいつなのか、これが一番多うございました。

そして、当日は警備の方も、自宅のほうでの待機に、帰えさせていましたので、職員で全部対応しましたが、今度は終わってから、今度は長期の停電でありましたので、警備の方ももうまいっておりましたけども、電気担当の係を出せとか、そういう話なんです。そういう方もおりませんけれども、やっぱりここには九電工さんあたりでの、作業的にもいろいろあるんだと思いますけれども、情報の発信の仕方とか、現状の広報の在り方とか、ここに課題があるなというふうに感じたところであります。

役場では対応ができない、そのようなことまで威圧的な言動で対応を迫ってきておまして、泊まり込みで台風対策に従事をする職員というのは、通常よりも疲労感が大変なものだったろうというふうに思います。

しかし、今回は特別警報でありましたので、私を含めて副町長、教育長も泊まり込んで、何かあったときの対応ということで、職員と一緒に警戒本部全体で取り組みましたけれども、そういう意味において、こういう課題を今後どうしていくかということだろうなというふうに感じたところであります。

確かに町民の皆様方の不安もあると思います。そしてまた、今回のように停電等が長期でなるというのは、もう非常に皆さん大変でありますし、水も出なくなっているものにつながってまいりますから、当然なんですけど、職員も本当に町民が

安心できるよう、水道、道路、それから生命、財産、町の所管するインフラなどの対応について、全ての分野で、皆さんでそれぞれ分担をして、ここは取り組むこととしておりますので、今回、こういうことを町民の皆さんにも御理解をいただいて、一緒に取り組める方法を探っていければなというふうに思うところであります。

今回の質問で、議員の皆様方にも御理解をいただいて、また町民の皆様にも一緒になって、こういうことを広く浸透していければというふうに思います。

ただ一つ、今回の停電において、これは2年前も私は九電工さんにも申し上げましたけれども、復旧をさせるときに一番困ったのは、やっぱり私どもの公立病院の周辺でありました。入院患者のところ、電気が全部切れておりまして、発電機で扇風機を回して、そういう対応もしておったわけではありますが、まずは病院がありますし、向こうには介護施設もありますので、そこを優先して復旧をしてほしいということを前回は言っていました、今回それは生かされませんでした。

今回こういうことを踏まえて、私どもの課題については少し要請書、要望書ではありませんが、取りまとめて今後に活かしていけるように、そういうものも提出をしたいというふうに考えているところであります。

詳細の今後については、総務課長から答弁をさせます。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 濱田議員の御質問にお答えしたいと思います。

町民への広報については、避難場所や経路、津波浸水想定区域を示した防災マップを令和3年に全戸配布をしております。その際、非常時に安全な行動を取るために必要な情報が掲載された防災ハンドブックも併せて配布しております。

また、防災マップと防災ハンドブックについてはホームページにも掲載をしているところでございます。

また、先日7月の1日のMBCラジオ放送の「防災スイッチ」に、防災担当職員が電話インタビューに答える形で出演をして呼びかけるなど、積極的に防災について、テレビやラジオ等で盛んに情報発信をされているところでございます。

議員のおっしゃるように、町としても、定期的に防災無線や町公式LINE等を活用いたしまして、情報発信をしていきたいと考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 私が言いたかったことは、町長が全て話をしたとおりです。

また、今、総務課長のほうから回答がありましたけれども、住民の人は、はっきり言って、書類とか、それが送ってきても、その場でぱらっと見て、ああって、それで終わりです。

ですから、私が言いたかったのは、地震があった、災害があった、このときに防



災無線を有効に活用すれば、身近に迫った危機ということで、町民の間にも浸透するんじゃないかなという、そういうのを言いたかったわけです。

それと、町長の答弁の中にもありましたけども、広報の重要性、そして今後の検討課題ということで、まず広報の重要性ということでは、やはり今私が言いましたように、その都度その都度の広報、これが非常に住民には届くんじゃないかと。もう前に文書を発していたから、そのとおりにしてくださいとか、それじゃなく、やはりそのときそのときで、例えば町長の答弁でありましたけども、避難所で調理ができるのかとか、そういう考えられないような質問も飛んでくるんです。そこで、避難所には食べ物は自分で持って行ってくださいよと、少なくとも1食、2食分は準備をしてくださいとか、そういう広報をすれば、みんな、あそこは、そうか、食べ物も要るのかと、水も持って行かんないかねという、そういうふうになるんじゃないかなと思っています。

それと、一番重要なことは、町長の答弁にもありましたけども、これは私が以前勤めていた職場の体験ですけれども、私も40年間こういう仕事に携わって、災害対策を組んだ場合は、必ずアンケートを取っていました、隊員から。警護にしてもでしたけども、終わった後に、自分で気づいたところを一言でもいいから書けということで、アンケートを聴取して、それを取りまとめて次の事案に生かすという、そういうことをやっておりました。

ですから、町も恐らく反省・検討ということではなさっていると思いますけども、そういうのを生かしてもらって、防災対策というのは、最初でも言いましたように、これが正解だという答えはありません。その都度違いますので、皆さんと一緒に町民の生命、財産、これを守るということでやってもらったらいいいのかなと。

そして、もうちょっと町民に、役場もこういう対応をしているんだというのをアピールするのも、また町民の人たちの安心感にもつながるんじゃないかと思いますんで、よろしく願いいたします。

次の質問に入りたいと思います。

2番目の人口対策としての移住促進についてということで、1番目に相談窓口はどのようになっていますかという質問を上げているんですけども、人口減少は国内の大きな問題の一つでもあり、全国自治体もあの手この手で対策を取っていますが、人口減少の歯止めにはなっていないのが現実です。

本町では、宇宙留学制度等で、極端な減少傾向は見られませんが、私がここに帰ってきた7年前は、人口が約5,700人と言われていました。それが、今年の7月末での人口統計では5,252人となっています。それこそ人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口で示された2045年には、南種子の人口は2,962人というのが

出ておりますけれども、これも現実味を帯びてきているんじゃないかなと思えてなりません。

このような中で、本年7月に熊本県の知り合いからなんですけれども、熊本日日新聞の切り抜きが送られてきました。これを見ましたところ、熊本県の移住対策に関する記事で、2023年度、熊本県への移住者が最多の2,749人であったという記事です。6月28日の熊本県議会地域創生特別委員会で、移住希望先の視察時の交通費の助成、相談窓口の拡充といった支援策が実った形だと報告があったということでした。

内容的には、県外の相談窓口は東京に1か所だったのが、19年に大阪、22年に福岡に開設して、県庁の相談窓口と合わせて4か所になったという内容と、22年には、希望場所の視察時の交通費や宿泊費を補助するお試し移住応援事業をスタートさせて、1人最大3万円を支給し、2年間で150人の移住につながったというものです。ほかにもいろいろ対策を取っていると思うのですが、新聞記事にはこのようなことが書いてありました。

そこで、本町での相談窓口の現状等について教えてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 その前に、先ほど災害時の防災無線の関係、最後締められましたので、そのことについて一言だけ。

私どもも、防災無線でのいろんな情報伝達というのは非常に重要だと思っておりますから、災害に限らずいろいろやりますけれども、こんなことを流すとか、そういうこともいろいろありますので、そこはいろいろ精査をしながら、しっかりやっていきたいというふうに思います。

そして、先ほど言いましたが、避難所の活用の仕方、準備するものを詳細に言えとか何とかというのは、これは1人の方で1時間以上対応がかかりました。大変な状況でありますので、こういうことがあるということを御理解いただきたいというふうに思います。このことについては、総合的にまた分析をしながら、しっかりと対応したいと思います。

相談窓口等がどのようになっているかということでもありますので、このことについては、担当課長から答弁させます。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 それでは、濱田議員の御質問にお答えをいたします。

南種子町では、人口減少に対する重要な対策の一環として、積極的な移住促進に取り組んでおります。

町外からの移住希望者に対しましては、町の魅力を伝えるとともに、住居の確保

や就業支援、子育て支援といった様々な情報を提供し、移住後の生活に必要なサポートを充実させることを目的としております。

具体的には、取組といたしまして、空き家バンク制度による町内の空き家の有効活用を通じて、空き家の売買・賃貸等を希望する空き家の所有者から申込みを受けた情報について、町内へ定住等を目的とした移住希望者に対して情報を提供し、住居の確保を支援をしております。

また、移住定住促進補助制度により、本町に移住もしくは定住を希望する方々が住宅購入や住宅改修等を行うために要する経費に対して補助金を交付することにより、暮らしやすい住宅環境の整備を推進しております。

移住体験につきましては、西之地区多目的交流施設を整備してありまして、町内への移住を検討している方々が実際に南種子町を訪れ、生活環境を体験できるよう施設の整備を図っております。

相談窓口につきましては、企画課の観光経済係に窓口を設置してありまして、移住に関する様々な質問や相談に対応しており、移住希望者が円滑に手続を進められるようサポートしております。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） ありがとうございます。

そこで、次の質問に入るんですけども、移住希望者の交通費の助成など、熊本県が行っていたという、1人頭3万円ぐらいの交通費の補助、こういうのについては、県と南種子町では財政面でも大きな違いがありますので、非常に厳しいのかなとは思いますが、将来的にこれをやるとした場合に、財政、例えばふるさと納税基金を利用するか、あるいはまちづくり基金ですかね、こういうのとか、離島国境法の基金というか、補助金とか、こういうのなんかをどうにか活用してできないものかなというふうに考えたんですけども、これについては検討する余地というのはどうでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 濱田議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、熊本県など他の自治体において、移住希望者の視察時に交通費を助成する施策で成功を収めているという、そういう事例がございます。

このような施策は、先ほども課長のほうからの答弁もありましたけれども、遠方のほうからの移住希望者が実際に現地を訪れて、地域の魅力や生活環境を直接確認できる機会を提供するという、このことで移住の決断を促す有効な手段の一つであるとは私も感じております。

本町においては、現在、宇宙留学の関係で、昨年も20世帯の家族留学の中から10

世帯が残るということで、現在も22世帯の家族留学の中で多くの方が希望をされているということでもありますから、その前に、そこら辺の対応、残られる方々の住宅問題がやっぱりいろいろあるというふうに思います。

おかげさまでそういう状況ですので、人口減少問題についても、15歳未満の児童数が、本町においては、令和、ずっと減ってこない状況で推移をしているということは、こういうものが効果として少し出ているのではないかというふうに思います。

ただ、抜本的な人口減少対策という点では、あらゆる手段を今後も考えなければならんと思っておりますけれども、本町では、今申し上げたとおり、住宅不足がやっぱり一番の課題だろうというふうに思います。各地区に今回西海が出来上がりましたので、40戸の住宅はできましたけれども、そこに家族留学を含め、全てがほとんどもう決定をされていくわけでありますので、こういう家族留学から今度は定住希望者やそのほかの移住希望者に対して十分な住環境を提供することが、こういう難しい状況となっている状況では、非常にまたどんどんこっちにおいでいただいて進めるというのも、まず住むところがないわけでありますので、こことしっかりと連動したことをやらなければいけないというふうに思っております。

現時点では、住宅の確保が優先課題というふうに認識をしておりますので、ここら辺の住宅供給を安定させることが先ではないかというふうに感じております。

新たな政策として、移住希望者に対する交通費助成、これをどんどんやっていくということも一つの方法だろうというふうに思いますが、ここら辺との並行して検討をしなければなりませんので、現時点では、この助成をしながらこれだけを進めるというのは、非常に今難しい段階ではないかというふうに感じております。

今後、こういう住宅不足が解消されまして、町内に十分な住環境を整えることができましたならば、そういう見通しが立ってきた段階で、助成の実施については、今からでもやっぱり調査研究をやってみる価値はあるかなというふうに感じているところであります。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 住宅問題に関しては、本当、各集落にも、もうお父さん、お母さんが亡くなって、空き家があるんだけど、なかなか貸してもらえないという、そういう現状あるんですね。私も知り合いの住宅を探して、聞いてみたんですけども、何でかは知りませんが、自分の生まれ育った家というか、それを改装して人に貸すというのはちょっと抵抗があるのかなというふうに感じたところもありました。

人口減少対策ということで、幸い南種子町は家が足りないぐらい人が今集まってきているという事案もありますので、今後もっと政策を進める上で、予算の許す範

囲でできたらいいなと考えるところでございます。

3番目の質問も全く一緒の内容なんですけども、Uターン者への帰省の一部の費用免除ということで、よく聞くのが、よそから来る人にはいろいろとメリットがあるのに、地元出身者がUターンするのにないのよねと言うんです。だけど、実際は一緒なんですよね。ちゃんとやっているんだけども、家を改装するのにも最高200万の補助金とかそういうのもありますし、ただ、そういうふうに感じている人もいらっしゃるということで。

そこで、例えばといいますか、地元出身者がよそに出とって、もうよそでは生活できんと、あるいは田舎に帰りたいと、田舎に腰を据えたいというような理由で、こちらに帰ってくるときに、その交通費の一部を免除とした場合に、6月の議会で町長が奨学金制度のことを話されたですね。あれとひっくるめるというわけじゃないんですけども、地元出身の方がこちらに帰ってきて、そして実際ここに住んで、どこか地元の企業なんか勤められた場合、それを何年間か勤めたときには、補助した交通費は免除にするとかいうような政策は取れないのだろうかということで、この質問を上げましたけども、町長、考え方としてはどうでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えいたします。

人口減少対策として、特に若年層や子育て世代のUターンを促進するということは、本町にとって重要な施策の一つだろうというふうに思います。

Uターン者は、生まれ育った地域に愛着を持っておりまして、特に既存のコミュニティに自然に溶け込みやすい、そういったこともあるんだろうというふうに思いますが、地域の維持や活性化に大きく寄与する可能性があると思います。

そういった中で、帰省費用の一部を町が補助するということでありますけれども、これも先ほどのことでありますけれども、住宅供給、そしてまた、そこに住むところがある方についてはよろしいでしょうけれども、それも含めてこの帰省費用の一部を行うことができるのかどうか、これは調査研究を今後していかなければならないことだろうと思いますので、そのことについては御理解をいただきたいというふうに思います。

私どもは、全国離島の首長でも話をしておりますが、今、離島に住んでいる方々については、離島割引が、有人国境離島の中から補助があって対応をしているところであります。

しかし、Uターン者であったり、それから出郷者であったり、そういう方々の問題も、いろいろ問題提起をされております。

そして、当然、交流の促進を図っていく上においては、これはもう離島のことを

本当に国が考えるということにおいては、全てにおいてやっぱり割引制度をちゃんとやらないと、あまりにもここに来る人が、料金が高いわけです。

そういう意味で、離島という地理的なものをしっかりと御理解をいただかなければならぬということで、帰省に係る交通費が、負担が大きいという声、そして観光客を含めた離島支援策で、離島への渡航に対する旅客運賃の支援強化の拡充という点については、現在、全国離島振興協議会を通じて、これは全国離島のことをしっかりと考えていただくということで、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法に基づいてやってほしいという、そういう要望書を全国皆さんで今取り組んでおります。

国の関係各方面にも要望を出しているところでありますので、ここは何か私どもとしては、こういう自治体として、今後を考えると実現をしたいということでありますので、このことについては今後も強化をしていきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） ありがとうございます。確かに種子島を訪れる人が、運賃が高いと、もうちょっと離島の住民と同じように安くならないかというような話がしょっちゅうされるところです。全国協調して、合わせて、そういう申入れもしているということで、私も納得した次第です。このことについては、よろしく願いいたしたいと思っております。

次に、3番目の質問に入りたいと思っております。

航空自衛隊のブルーインパルス招致についてといて、はっきり言いまして、ふるさと祭には当然間に合いません。間に合わないというのは分かっているながら、この質問を出しました。

私は、実はこれ、企画課長の範囲かなと思って、企画課長に熱弁を振ったんですけども、企画課長が総務課長やと一言でした。

それで、今から間に合わないということは十分理解はしておるんですけども、動いてみるのも一つの方法じゃないかなと、何らかの形で実現可能になることもあるんじゃないかという思いから、この質問を上げたところです。

私は、鹿屋にいるときに、一遍ブルーインパルスのあれを見たんですけども、一糸乱れぬ隊形というか、すごい、もう本当、航空自衛隊の技術をまじまじと見せつけられたというか、本当すごいあれだったです。種子島の子どもたちにも見せてあげたいなという思いもあります。

ブルーインパルスの招致については、自衛隊の方にちょっと聞いてみたんですけども、何か大きなイベントとか、節目とか、お祝い事なんかの節目とか、そういう

ときにほとんどの自治体などが要望しているという話を聞きました。

それで、今回ロケット祭が行われたときに、自衛隊の音楽隊も参加をされておりましたので、こういうものを出してみるのも一つの手かなということで、次回はぜひ航空自衛隊のブルーインパルスに招致ができないかという思いから、この質問を上げたところなんですけども、今年といいますか、去年から今年にかけて、本町では、荃南小学校、西野小学校、平山小学校、あと島間ですか、創立150周年記念という大きな節目の年、やはり教育制度の節目の年というのは、私は地域にとっても大事な行事だと思うんです。

それに、日本初のH3ロケット、これが今年上がりまして成功を収めました。本格的に宇宙産業への参入と見てもいいと思います。こんだけの、これは日本全国を挙げてお祝いすべき事案じゃないかなというふうに考えたところでございます。

さらにもう一つ付け加えますと、馬毛島の自衛隊基地、これが着工いたしまして、もう今年が2年目ですか、本格的な着工に移っております。

こういうほかにもいろいろとあろうと思うんですけども、こういう節目というか、これを3つ合わせて企画書を作ってあげれば、企画書もいいのができるんじゃないかなと思っております。

また、特に馬毛島の基地の関連もありますので、防衛省としては、種子島の島民に自衛隊、防衛省のあれを分かってもらおうという、そういう宣伝効果もあるんじゃないかという思いから、ふるさと祭に駄目であっても、来年の何かの節目の行事、これに呼ぶ、そういう計画を今のうちから防衛省と打ち合わせてもらったらありがたいんだがなということで、この質問を上げました。町長の考えはどうでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

航空自衛隊のブルーインパルスによる航空ショーにつきましては、各地のイベントなどで披露されているのをたびたびテレビで拝見をいたします。

ブルーインパルスというのは、航空自衛隊の存在を多くの方々に知ってもらうために、航空自衛隊の航空祭や国民的な大きな行事などで、華麗なアクロバット飛行を披露するということを目的とした専門チームがあるというようなことのようにございます。

ブルーインパルスをふるさと祭に招致する考えはということでございますけれども、私どももいろいろお話は聞かせていただきました。確認をいたしましたところ、令和6年度の飛行計画については、11月3日には、入間基地において、入間航空祭でフライトをされるということのようでございます。

今後についてであります、ほかのところのこれまでの計画についてであります

けれども、議員も先ほど話がありましたとおり、今年は、SAGA2024国民スポーツ大会、島原城の築城400年記念事業、そして世界ラリー選手権のフォーラムエイト・ラリージャパン2024、そういったものなどに大きな区切りのあるこういうイベントに出演をされていらっしゃるようでございまして、招致の申込みをすることは可能であるというふうに思っております。

ただ、大変人気のアトラクションであるために、申込みが大変多うございまして、毎年度12月に選考が行われるというようなことを伺っております。

選考の中で、例えば何十周年とか、そういう区切りのいい数字の大きなイベント、そういうものが採用されやすいというふうなことも伺っておりまして、今後、私どものところでは考えられますのは、やっぱりふるさと祭で記念の何十周年とか、自治振興、やがて70周年になるんじゃないかと思っておりますけれども、そういう節目であったり、それから先ほど言われたような大きなそういうイベントを実施するタイミングでもって申込みを考えていくということが、実現に近くなる可能性があるかなというふうに思っておりまして、そこについてはいろんなことを今後検討はしてみたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 余計な一言を言わせてもらえば、中種子、西之表よりも先に要望を出してください。南種子が先にすることが、これがやっぱり意義があるんじゃないかと。私の知り合いが大阪にいますけれども、その人から、あれは経済効果がすごいんだと。ある地区で、小さな町だそうです。隣は、何か自衛隊の大きな施設があるんだそうですけれども、そこで、駄目もとで手紙一本書いたところでそれが実現したと。10分間で6,000台の駐車場が完売した状態ですか、それを、ありますよということで宣伝したところ、10分間で6,000台の駐車場が完売して、さらに追加で駐車場を出したら、それも10分くらいで完売したと。ですから、非常に経済効果はあるんじゃないかというのを言われていました。

また、先ほど私が言いましたように、今年は、これ私、今年の頭に考えていたんです。H3ロケットが上がったときに、これを呼んだらいいなと思っていたんですけれども、最初の1号機が失敗だったということで、去年だったですか、次が成功したときには、ぜひと思っていたんですけれども、もううっかりしとって、今回ぎりぎりで、これがあったんだということで、もうふるさと祭りしかないのかなと思って書いたんですけれども、今からでもこれを、要望書を出し続けておれば、きっといつかは実現するんじゃないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、濱田一徳議員の質問を終わります。



ここで11時15分まで休憩します。

---

休憩 午前11時09分

再開 午前11時16分

---

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、野首久教議員。

[野首久教議員登壇]

○2番（野首久教議員） 4年に一度開催される世界的なスポーツの祭典、第33回オリンピック競技大会が、フランス・パリを中心に7月26日から8月11日までの17日間の日程で開催されました。そのオリンピックでは32競技、329種目が実施され、チームジャパンはそれぞれの競技で大いに活躍し、金メダル20個、銀メダル12個、銅メダル13個の合計45個のメダルを獲得して、全てのアスリートの頑張りは、私たち国民に勇気と感動を与えてくださいました。

また、同会場にてパリ・パラリンピック競技大会が8月28日から9月8日までの期間で開催されており、それぞれの国のアスリートの活躍に数々のドラマが生まれ、その姿に一喜一憂しているところであります。

夢と希望と感動を与えるスポーツが、感受性豊かな児童生徒たちに与える影響は、計り知れなく大きいと考えます。

そこで今回は、これからの南種子町のスポーツの基盤にもつながることが予想される学校活動の地域移行について、この1点について一般質問を行います。

まず、令和6年度鹿児島県中学校総合体育大会陸上競技への参加状況についての質問ですが、令和6年度鹿児島県中学校総合体育大会陸上競技が7月20日、21日に開催され、出場された南種子中学校の生徒4名は、惜しくも表彰台には届かなかったものの、入賞を果たした生徒が男子1名、女子2名、計3名いました。

また、女子のチーム別対抗順位も少人数ながら、49チーム中24位の成績となっています。

この県大会に出場した生徒は、南種子中学校としての出場ではなく、地域スポーツ団体TTC、とっちゃんトラッククラブからの登録で参加しています。

県大会に出場できる参加資格は、令和6年度鹿児島県中学校総合体育大会陸上競技大会要綱の中で、各地区中体連、日本中学校体育連盟の略称ですけれども、中体連主催大会において選抜された個人または単一チーム（リレー）となっています。

その中体連主催熊毛地区大会への陸上競技は、5月9日木曜日の平日に中種子町

宮陸上競技場で開催され、南種子中学校からの参加者は僅か5名で、その5名は地域スポーツ団体TTCでの登録による参加となっています。

よって、中体連県大会への出場は、予選となった熊毛地区大会へ出場した地域スポーツ団体TTCからの出場になったということになります。

去年、令和5年度は、熊毛地区大会へは南種子中学校と地域スポーツ団体TTC登録の2つの団体合わせて19名が出場しています。ですが、今年はたったの5名の出場です。

私は、令和5年度の議会だより第183号、令和5年11月1日発行ですが、この編集後記で、「南種子中学校の生徒たちが、柔道競技、陸上競技、吹奏楽コンクールにおいて素晴らしい成績で活躍されたことも、町民にうれしいニュースを届けてくれました」と書きました。これは、令和5年9月号の町広報誌に、「南種子中学校の生徒が活躍」と題して、鹿児島県中学校総合体育大会及び鹿児島県吹奏楽コンクールでの輝かしい成績が報告されていたからであります。

その町広報誌に報告された種目の一つは、予選である郡大会に参加していないことから、残念ながら今年の県大会への出場はかないませんでした。

町長にお伺いいたします。中体連、熊毛地区大会陸上競技への参加が地域スポーツ団体のみの参加となっていますが、南種子中学校が参加していないことをどう考えますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは、野首議員の御質問にお答えをいたします。

中学校の部活動の大会参加についてでございますが、生徒の減少に伴い、特に部活動の存続が難しい陸上部においては、生徒の活躍の場を保障する方向で、中体連には大会規定の改善をするなど、そういったものに取り組んでほしいというふうに考えております。

しかしながら、教職員の引率や、土曜日、日曜日の部活動指導などの働き方改革を進めるといった理由などから、部活動や地域クラブ等の組織の在り方などが学校から一方的に示され、本年3月から私のほうにも学校と保護者との混乱ぶりが報告をされております。

報告の主な内容についてお答えいたしますが、まず、令和6年度南種子中学校部活動規定（案）が、私への報告では、協議もなく一方的にメールで示されたと、送られてきたとのことでもあります。

この部活動の令和6年度の規定（案）を見てみますと、運動部、文化部、ここに示されているものだけに決定というか、そういうふうなことが示されております。

運動部、文化部、仮称で、これについては、バレエ、美術、そしてスポーツで野球、ソフトテニス、そしてあと吹奏楽、これ以外は、上記以外の競技で学校名を使用することは原則として行わない、認めないというふうなことが私にも報告されました。

そして、地域移行は、いろいろ今変わってきておるような話も聞いておりますが、当時示されておるのは、7年度までの3年間で移行期間だったというふうに私も聞いております。そういった移行期間の中で、6年度から移行期間の1年が過ぎたから、こういうふうなことをするというようなことであります。

そして、いろんなことがここに書いていますが、部活動設置については、地域移行を含めて、町と協議を重ねながら毎年検討を行うというふうなこともここに書かれております。この町というのが教育委員会なのか何なのか、私もよく分かりませんが、私どもにはそういうことは、全然話は来ていないわけでありまして、こういうものが、しっかりとした協議が行われていないということ、そしてまたその後、3月の28日からそれぞれ学校といろいろこのことについて、いろいろ話合いが行われているようであります。3月の下旬、そして4月の頭、何回かこういうことを中旬まで繰り返しているようではありますが、結果として今回は出場ができていない、そういうことになっているというふうなことであります。

この協議の中においても、ちょっと目を通させていただいたんですが、いろいろな御質問があって、移行期間1年とはどこで決まったか、そういったものにも答えられておりません。そして、全国、先ほど言ったように3年間で1年になぜなったかということに、やっぱり保護者、そういうところに疑問があるんだろうというふうに思います。

また、中体連はなくなるかということについては、令和9年度からなくなるという回答がありました。そして、生徒が中体連で陸上に出たいと言っても出れないのか、このときの報告では出れないという回答になっております。

また、中旬、これは保護者から出ていることですが、以前からこういうことを話しているのに協議、話し合いの土俵にすら上がっていない気がする、できないならできないと、そういうことははっきりとしたことは回答がない。何か非常に対応に疑念を持たれているという、そういうものが報告をされております。

そして、また4月の中旬以降には、中学校名の使用許可についての要望等が出されておるということで、非常に何か曖昧ではっきりしたものが確立をされていない中に進んでいるなというふうな感じを持っております。

そして、6年度の現在の中学校の状況について、ちょっと調べてみまして、確認をいたしました。

南種子中学校としては陸上大会に参加をしないと、大会参加の案内等も学校とし

ては行わない。参加したいのであれば、クラブチームで参加をするようにとのことでなっておるようであります。

そして、種子島中学校、中種子中学校においては、これはそれぞれ学校に陸上部がございますので、陸上部とクラブチームと両方で登録をして出られるようになっておりました、出場をしております。

本町のほうは南種子中学校に陸上部がありませんので、ここは認めないということで、クラブチームだけの参加で今回は5名だったというふうに伺っております。

ただ、屋久島のほうを調べてみますと、屋久島中央中学校、それから安房中学校、岳南中学校、3校ありますけれども、ここは3校とも陸上部はありません。南種子中学校と全く同様であります、それぞれの学校として、他の部活動などから参加者を募り、引率の先生をつけて参加をしているということでもあります。

こういうふうなことで、ちょっとそのほかにも、非常に中体連、役員に先生はなっておりますけれども、中学校が学校としては参加をしていない、そういうふうなことが私も報告を受けました。

このように、他の学校では同様の立場ではありますけれども、子ども優先で対応が今の移行期間の中でもできておるというふうに私は感じておりました、南種子中学校のみが出場ができないというのは、私個人的な意見ですけれども、やっぱりおかしいというふうに私も感じております。

ましてや、どなたの権限で町立の南種子中学校の名称が使えないとか、そういうことが言われているのかということで、私どもの町の町立の中学校でありますので、非常にここについては腹立たしさを覚えているところでございます。

最終的には、私の個人的な意見ですけれども、もっと学校として丁寧に保護者と協議をするということが、やっぱり一番重要なことだろうというふうに思っております。そこをしっかりとやらなければ、お互いにそして努力をして歩み寄りところは歩み寄りながら、そういうものを決めていかない、これが一番の今の原因だろうというふうに感じております。

最後に、南種子中学校の子どもだけがこのような対応ということは、到底私も納得をしております。このことについては、今後、県の教育長、そしてまた県選出の国会議員の先生や文科省あたりにも、なぜ全国の大きなところだけが対応できるようなことで移行するのか、そして離島がどんどんこういうものもできていかない、そういう仕組みになっているような気がしますので、ここについては要望をしたいというふうに思っております。

詳細については、教育長から答弁をさせたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 野首議員の御質問にお答えいたします。

野首議員のおっしゃった中体連による熊毛地区大会出場でありますけれども、中体連というのは、学校管理下における部活動の組織団体であって、クラブとか地域クラブとは全く別の団体であります。この中体連というのは、文科省の指示を受けて学校に下ろしているものであります。

そういうものであるがために、出場する資格として、その種目が中学校に部活動として実態があることが、中体連では前提になっているわけなんです。

しかしながら、特に陸上は種目が大変多うございまして、その中に非常に秀でた、足の速い人とかジャンプの高い人がいたときには、救済措置として、学校に陸上部がなくても大会事務局に依頼をして、特別に許可をもらって出場してきた経緯が何十年と続いてきております。

駅伝部もそうです。駅伝部はなくても走れるという、そういうのが出てきて、それは中体連で認めていたわけです。

結局中体連は、部活動を学校名で出しているのだから、クラブで学校名で出してもらったら困るわけなんです、人数が多かったときは。

ところが、少子化に伴いまして、チームができなくなったりしてきています。やっぱりその昔ながらの権限を行使している、中体連は。やっぱり学校名を使うんだったら部活だけということ根底に持っているわけなんです。それを学校に指導してきたわけなんです。

そういう状況の中で少子化が出てきたわけですので、例えば野球にしても何にしても、人数が少なればチームができないので、合同でやるのだったらいいですよというふうになったわけですけども、合同でもなかなかつくれないとか難しいというのがあるわけです。

屋久島の場合には、合同で部活動を位置づけているんです。だから出れたんです。そこには顧問も配置されています。町長がおっしゃっていたのは。

でも、南種子の場合には、部活動として合同でもないし、設置もしていないわけです。ということで、中体連としては出れないという厳しい状況をつくっているということなんです。

結局、令和4年度に運動部活動の地域移行の方針が出されたことによって、特別の救済措置はあるわけです。あるけれども、移行期間であるにもかかわらず、非常に、地域スポーツ団体とかクラブに入って参加をしてくださいと、特別に部活動がない人を出場させることについては厳しくなりますよということを、この移行期間に中体連が言っているわけです。だから、学校もそのようにせざるを得ないような形で保護者に言っていると。

ところが、中体連につきとめてみますと、学校名はクラブであってもどこであっても使っていていいというような言い方に変ってきているんです。これが問題だったわけです。問合せたらですね。そのことを学校は、中学校の保護者に謝ったんですけども、なかなかそれを理解してくれない。そういうものがあります。

つまり中体連としては、部活動や地域スポーツの団体、クラブへ所属していることが出場資格の指針として厳格化されてきたわけです。本当は移行期間なので、柔軟性を持たせるべきであるにもかかわらず、そこを中体連の中に、クラブの人たちも地域団体の人たちも参加ができるということで、それであるならば、部活動に参加していない人はそっちに入って参加しなさいよという厳格化のほうに中体連は進んでいってしまったということになります。

そこで、県下の中学校では部活動のない種目、特に陸上部においては、この2年間大会に出場したい生徒や学校は、地域クラブ等への加入を一生懸命進めてきました。また、クラブチームに長距離だけの指導をしているのであれば、短距離も指導してくださいというように、学校は働きかけもしてきたわけです。ですけども、クラブもなかなか急には対応できなくて、そういうところがあります。

令和4年、令和5年の2年間の中でそれをしてきて、令和6年度はこれらの経緯や指針を踏まえ、南種子中学校は、出場の実績は行わなかったということでもあります。

ただし、生徒や保護者から出場要望があった際は、大会事務局に要請するので出てくださいということを最初に言って、申込時には応募はしなかったということになります。

そこで、陸上の早い子どもは、応募間近になって持ってきたわけです。学校は、大会事務局へ要請をしたけれども、もう認められないということになった。結局、早い時期に申込要請を本人とか保護者がしてくれればよかったんですし、また学校が早くその子に出ないのかと言えればよかったんですけども、6年度からは学校はしなかったということでもあります。

このことについても、学校は申し訳ない気持ちであるけれども、これまで2年間いろいろ言っはきたというようなことでもあります。

今後、部活動のない種目によっては、大会規定がますます厳しくなったりして、特別扱いがなくなるといったような方向で進めるというような回答も出ているようでもありますので、私としては、これはあまりまだ完全に移行されていない中で、どうなのかというふうに考えております。

これらのことを受けまして、南種子町教育委員会としましては、町長がおっしゃるように中学校に対しては、部活動の移行中に様々な規約が変更されてくるわけな

んです。たとえば引率者は柔道はB級以上でないといけないと言っていたのが、それはなくてもいいと言ってみたり、早く登録をしなさい、でない駄目だと言いながら大会規約の前日に登録したらそれはオーケーだったりとか、ちぐはぐなことがいっぱいあるわけですので、その変更が通知として出されてきた場合に、学校独自だけで考えて進めたり、規約をつくるのではなくて、その考え方が南種子中学校の実態に合っているのか、一人一人の生徒を救うものになっているのかを吟味して、関係団体や保護者、町教委と協議して、生徒、保護者が納得する大会出場や活躍の場になるように指導を、今までも続けてきたわけですが、今後もますます続けていきたいと思っています。今、非常に柔軟な考え方になっておりますので、ぜひ保護者の方々にも、中学校に相談に行ってもらいたいというふうに考えております。

また、私は県教委に対しては、中体連登録時に大会規程が定まっていなかったり、県大会と九州・全国大会の規程が統一されていなかったりして、部活動の移行期間であるにもかかわらず柔軟な対応をしてくれない、また、出場資格の厳格化へとどんどん進められているがゆえに、学校現場や生徒は混乱を極めたことなどを徹底して伝えて、もっと柔軟な期間として、一人一人を、特に離島、小規模校の学校には配慮できないかといったようなことを要望をしていきたいと思っております。

これは、県の市町村の教育委員会の教育長会でも要望を一回出しているのもあるんですけども、更に出していきたいと思っています。中体連が非常に強い厳格化に進んでいるのは間違いないわけで、そこを何とかしたいと思っています。

そこで、さらに国に対しては、部活動、地域スポーツ団体、クラブチームなどが一同に大会に出場することができるようになってきたわけで、そうしたときの大会組織の在り方を中体連が一手に引き受けるのではなくて、クラブチームとか、あるいはスポーツ少年団とかで、そういう組織とも融合し合って組織をつくったり、登録を考えたり、簡素化を図ったり、費用面などを考えたりして、これまでの既得権を持ち寄って組み合わせる規約ではなくて、小規模校や離島の学校にも配慮した生徒の活躍の場を最優先した改定が進められるよう、県教委を通して文科省には要望を強くしていきたいというふうに考えているところであります。

ということで、学校も早まって言ってしまった謝罪とか、そういうものは中体連との関連が非常に強いということも、御理解いただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 丁寧な説明をありがとうございました。私は、令和6年度の対応について、一つ一つとやかに説明を求めたりということは、これ以上はしませ

ん。今の説明で、状況については説明が十分だとは思っております。

今後、南種子中学校の生徒がいろんな大会の場で活躍できるような、そういう舞台をぜひともつくっていただきたいというのが、本来この質問の趣旨であります。

令和5年度に、先ほど言いましたように、町広報誌にきちんと活躍をしたということで載っているのですが、この町広報誌に報告された種目にも、令和6年度には参加できていない。中学1年生で頑張った生徒が中学2年生、中学2年生で頑張った生徒が中学3年生でこの大会に出ていないということを問題視しているわけでありませう。

今後そういうことのないように、教育長は、今、しっかりといろんなことで柔軟な対応をこれからしていくというような話をされましたので、しっかりと確実にその言葉を実行していただきたいと思ひます。

それとまた、町長からもしっかりとした協議がなされていない、学校側はもっと丁寧に説明するべきではなかったのかということもそのとおりで思ひます。そういう学校と保護者との関係が十分になされていれば、今回のようなことは、発生はなかったのかなということも私は考へます。

やはり子どもたちが、そういう大きな大会で出場するということが、非常に今後の自信につながりますので、そういうことをしっかりといただきたいというふうに思ひます。去年19名参加した大会に今年は5名しか出場していない、出場できなかったということも、もうちょっと真剣に捉えるべきではないかなと思ひます。

救済措置があったということが去年の対応だったのではないかなと思ひますけれども、今年も同じようになぜできなかったということは、非常に疑問に残るところであります。これからの質問についても関連する質問になっていきますので、今の質問についてはこれで終わって、次の質問に入ります。

次に、学校部活動の地域移行についての質問ですが、文部科学省は、令和2年、2020年9月に学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についての書面で、令和5年度、2023年から公立中学校での休日の部活動の地域移行をスタートすることを発表しました。

また、令和4年、2022年12月にスポーツ庁と文化庁が発表した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインの中で、令和5年度から令和7年度、2023年から2025年の3年間を改革推進期間とすると定めてあります。

ですが、地域によっては3年で実現することが難しい場合があるため、地域の実情などに応じて可能な限り早期の実現を目指すこととするという方針を示しています。

これは、少子化の中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続し



て親しむことができる機会を確保することを目的とし、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、学校部活動に代わって地域が担うよう環境を新たにつくっていかうとするものであります。

鹿児島県教育委員会は、令和5年5月、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方に関する方針の中で、学校の設置者の取組として、各市町村においては、スポーツ庁及び文化庁が改革推進期間と示した令和5年度から令和7年度までの間に、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動に関する意見交換を行うための関係者による協議会等を設置すると示しています。

町長にお伺いいたします。学校設置者として、学校部活動の地域移行についてはどのように取り組まれていますか。言い換えると、南種子町は学校部活動の地域移行についてどんな取組をしているのでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 御質問にお答えいたします。

県の教育委員会からのものについて、この方針の中で、学校の設置者の取組というふうに書かれておりますので、非常に私も困惑しておりますけれども、実際これは、県教委がこういうものを示して、やっぱり進めるのは教育委員会だというふうに思います。ですから、今まで、こういうごたごたになってからはじめて我々のところにはこういう報告が来るんだらうというふうに思います。

そして、今後については、部活動の地域移行については、令和4年度に立ち上げたというふうに伺っておりますが、関係者で構成する検討委員会で協議をしているというふうに聞いておりますので、今後は、学校や地域の実態把握とか部活動の方向性などについて、協議は進んでいくものと考えておりますが、しっかりと進んでもらわなければならないというふうに私も思っております。

いろいろこれまで届いたものも見てみますと、この地域移行をするに当たっては、部活動の指導員を町が採用して学校の部活動に割り当てる、報酬は町から支払われるとか、そういう話も伺ったり、会計年度、いろんなこういうものが先走って、そういうのがどんどん話が出てきております。

それはそれで、私どもは対応すべきことは対応して構わないんですけども、実際の今の指導者なんかの話を聞きますと、それぞれがやっぱり仕事を抱えておって、休めない日もあったり、いろいろな課題があるというふうに聞いております。全部を地域移行で丸投げされても、指導者本人が対応できないという話も聞いておりますので、これは本当に、先ほどから申し上げておりますけれども、学校側と、それからそういう指針が、方針が示されているのであれば、十分協議を何回も重ねてしっかりとしたものをつくるということが一番重要だと思っております。

いろいろな都市部では人材も多いでしょうから、そういう意味では、こういう離島であったり、過疎地がなかなか人材確保はできないんだというふうに私も思っておりますので、これまでの経緯を踏まえて、先ほど申し上げましたけれども、こういう実態について、やっぱり国の機関、県の教育長、それから国会議員の先生方、国等に対して、要は全ての子どもが平等に、こういう文化もそうですが、スポーツ等に取り組めるように改善をしていただく要望について上げたいというふうに思っているところであります。

このことの詳細については、教育長に答弁をさせたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 野首議員の部活動の地域移行について、御質問にお答えしたいと思います。

部活動の地域移行につきましては、令和4年度に立ち上げた関係者で構成する検討委員会で、ここは部活動移行の取組についてであります。令和4年度に国が示した部活動ガイドラインに基づいて、南種子町部活動地域移行検討委員会というものを設置して、学期1回ずつの毎年、今2年目を迎えますが、開催しているところであります。

この部活動地域移行検討委員会というのは、教育委員会の管理課、それから社会教育課が事務局となって、委員には中学校長、それからスポーツ少年団、それからサッカークラブとか部活動の関係者、それからTTC等のクラブチーム等の方々が構成員となっているところです。

委員会では、スポーツ庁や県による部活動の地域連携、地域移行に係る政府予算案及びガイドライン等を踏まえて、現在ある部活動で地域移行が可能な部の選定とか、指導者の確保、受皿となる地域スポーツクラブについて協議を重ねているところであるわけですけれども、何せまず部活動を移行するのでありまして、中学校の部活動を移行したいという意向がまず必要になってきます。

それを受けて、地域で土日に移行する部活動を誰がどのように指導していくかということになるわけですけれども、町長も話をしましたとおり、仕事を持っていたりとか、あるいはボランティアだったらできるけれども、それはできないとか、また部活動を移行した際には、その指導者は会計年度職員として雇わなければならないとか、指導者の研修会を受けなければならないとか、様々な制約があって、部活動の時間数という調整もありますし、引率の際のことなども非常に細かく示されており、その条件にはなかなか合わないという指導者もいたりして、なかなか進められずにいるところがございます。

ですから、やはり人材が豊富にいて、そしていろいろな時間帯にも来れて、しかもある程度報酬がたくさんないと、その時間を確保する指導者がおりませんので、そ

ういうこと等が会の中でも大きな課題になっているところではありますが、今具体的に進められているのでは、野球部において土日指導することができるそういうところがあって、その人をどのように会計年度職員として進めていくのか。

しかし、この人は公務員なものですから、公務員が会計年度の職員にするという、その制度上のこととか、いろいろな難しいことが出てきたりして、非常に難しいところがあります。

大きな自治体はコーディネーターを置いて、そのコーディネーターがいろいろな配置をするということで、その指定を受けた自治体のみ大きな予算が来るということになっていて、それ以外はやっぱり町の持ち出しのお金で指導者を雇うということになるものですから、町としては出費が多くなると考えます。

そしてまた、文章の中にも「設置者」という言葉が出たりしているというようなこと等があるというふうに考えているところです。

しかしながら、できる範囲のところを進めざるを得ない、ガイドラインが来ておりますので、うんと地域のスポーツ団体、クラブの方々と部活動とが連携し合っ、一体化して、どの子も紛れなく出場、大会に参加できたり、好きな子どもが運動ができる環境をつくるためにも、精いっぱい検討委員会を今後も充実させていきたいというふうに考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） ただいまの説明で、令和4年度から地域移行に関する検討委員会を立ち上げて、定期的実施しているという回答でありました。

このメンバーの中にTTCの代表者もいるというような話をされましたけれども、先ほどの最初の質問の中に、TTCで参加しているということがありましたけれども、果たしてその中で、十分に先ほどの大会に関するようなことがなされていたのかなというのは、ちょっと疑問を思うところではありますが、定期的に行われている、メンバー的にも、学校の校長先生、スポ少の担当者、サッカークラブ等ということでもありますので、その会が充実したものになるよう切にお願いをするところでもあります。

ちょっと関連はしますので、最後の質問に入らせていただきます。

最後の質問ですけれども、南種子町内には陸上に関しては2つのスポーツクラブ団体が活動しております。一つは南種子AC、南種子アスレチッククラブ、運動競技クラブと、もう一つはTTC、とっちんトラッククラブ、陸上競技クラブです。南種子ACのほうは短距離を、TTCについては長距離を主体としたクラブになっています。

南種子AC、南種子アスレチッククラブの活動方針は、地域の生徒は地域全体で

育てていることを念頭に、保護者の理解と協力を得て、行政、学校、地域、スポーツクラブが協働・融合した形での地域におけるスポーツの環境整備を進める。その際、行政、学校、地域クラブの関係者と現状や課題を共有し、連携を深めるとしてあります。

また、TTC、とっちんトラッククラブの運営方針は、日々の練習や各種大会への参加を通して走ることの楽しさを感じ、陸上競技をもっとやりたいと思うきっかけをつくれるクラブ活動を進めると定めています。

この2つのスポーツ団体は、児童生徒への貢献度はとても大きく、メンバーの児童生徒は様々な大会に参加し、日頃の練習の成果が発揮され、町広報誌等でもその活躍と優秀な成績が報告されているところでもあります。

令和6年度南種子中学校部活動規程で、令和6年度より南種子中学校の設置する部活動以外の競技での学校名を使用することは原則として行わないとの規定に対して、地域スポーツ団体が混乱し、生徒の心情にも影響を及ぼしているということをお聞きいたしました。学校側は、令和6年4月にこの地域スポーツ団体等に対して説明会を実施されたようですが、地域スポーツ団体等は到底理解できる内容ではなかったとお聞きしております。

ですが、お互いの歩み寄りで解決できるものだとも伺っています。学校と地域が連携を図り、共に子どもを育てるという視点に立って、学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツ活動に対し、このスポーツ団体は、微力ではありますが、支えていきたいとの考えをお持ちであります。

南種子町の児童生徒が鹿児島県大会や九州大会、ましてや全国大会等で活躍するニュースは、自分の子どものようにうれしく誇らしい限りであります。令和6年度も、そしてこれから先も、南種子中学校の生徒の活躍を心から期待し願うものであります。

私は、南種子中学校の運営方針に異を唱えるものではありません。南種子高等学校が2010年3月に閉校になってから14年、南種子町の最高教育機関となっている南種子中学校で過ごした軌跡として、南種子町の生徒全員が自信と誇りを持って中学校生活を送っていただきたいとの思いからであります。才能ある生徒の芽を潰さないためにも、陸上競技に限らず、活気ある部活動の展開及び各種大会への参加を心から期待するものであります。

陸上に関しては、南種子町には2つのスポーツ団体がありますので、学校部活動の地域移行についての受皿は整っていると思います。

先ほど、教育長から南種子中学校には陸上部はないということでありましたけれども、そういう問題を含めまして、陸上のほうについては受皿は整っていると考え

ています。

教育長にお伺いします。1学期が終了し、中体連の熊毛地区大会及び県大会を経験した実績と結果を踏まえ、学校部活動の地域移行について関係者による協議を必要と考えますが、教育長はどう考えますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 野首議員の御質問にお答えしたいと思います。

中学校側が規程案というものを出示しまして、その後、いろんな苦情が参りまして、私たちがいろんなことで調べたりした結果、中学校が先走って学校独自で判断したことについて、おわびしたいということで、部活の顧問会、あるいはPTA総会等で、そのことについて謝罪をしたということ聞いておりますが、まだ十分な説明がなされていないと、理解していない保護者もいるのではないかなというふうに思っています。

特に学校名を使わないということについては、学校数が多いところとか、町内、自治体内で学校数が多いところとか、あるいは他の町村と合同でするところとかいうところにおいては、クラブチームと学校が同じ名前であつたらいけないとか、そういうのがあって、中体連の主導に基づいて、これまで言われてきたことでありますが、そのことを中体連に問いただしたところ、やはり1町1中においては、非常に重要な中学校であるといったようなことから、やはりその中学校から出場するというアイデンティティーというのは、非常に重要なことであるということで、柔軟に対応しているということも中学校からも聞いております。クラブにおいても名前を使うことは可能だという返事も聞いているところでもありますので、またそこについてはいろいろなクラブチームと学校とも連携して、協議して進めていけたらなというふうに思っているところです。

そしてまた、できるだけ地域スポーツ団体、全ての責任者を集めた検討委員会などを開いて、さらに細かに、どのように一人一人が希望に応じて進めていけばよいかといったようなこと等についてもしていく必要があります。

例えば子どもは部活がいいとか、クラブがいいとか、スポーツ少年団がいいとか、いろいろ希望に応じて募集をすることができるわけでありまして、その子どもの気持ちも十分尊重しつつ、子どもたちがより多くスポーツに参加できるようなそういう体制をつくっていくことも重要であろうと、取り合いにならないような、そういうよりよい地域スポーツクラブの在り方というものも話し合いをしていきたいなというふうに考えているところでもあります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 今回の県大会等への対応について、学校側も先走ってしたことについておわびをしないと、PTA総会で謝罪もしましたということでもありますけれども、いろんな問題がありそうですので、関係者間でよく話し合ってくださいと思います。

鹿児島県内の中学校においては、1学期は鹿児島県中学校総合体育大会の陸上競技を含む各種大会が開催されました。2学期は、鹿児島県中学校総合体育大会駅伝大会が開催されます。

その予選の熊毛地区中学校駅伝大会が10月3日木曜日、屋久島町で開催予定となっております。熊毛地区中学校駅伝大会へは、TTCの中学生メンバー及びTTCの指導者の呼びかけに応じた駅伝に興味のある男子、女子、それぞれ数名が加わり、チーム人数は確保できたと聞いています。そのメンバーは、女子は6連覇を目指し、また男子は2年ぶりの県大会出場を目指し、陸上の県大会が終わったときから既に目標に向かって厳しい練習に取り組んでいるようです。

熊毛地区大会、2位以上の成績を何としてでも勝ち取り、男女とも熊毛地区の代表として県大会への切符を手にする事ができるよう、選手皆さんの健闘・活躍を心より祈念し、一般質問を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、野首久教議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時10分とします。

---

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時09分

---

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続きます。

次に、福島照男議員。

[福島照男議員登壇]

○4番（福島照男議員） それでは、一般質問に入らせていただきます。

今回の10号台風では、本町にも大きな被害が発生しました。災害に強いまちづくりは、本町の大きな課題であります。また、先日子牛競り市においては価格が大きく低迷したと聞いています。町民不安を少しでも軽減し、安心して暮らせるまちづくりに向けた対策を講じていくことは大変重要であり、本町においても何ができるか、今後も全力で取り組んでまいります。

今回の質問は、ほかで3つのテーマの質問書を出しております。

1つ目は、ふるさと納税に関する事、2つ目は帯状疱疹に関する事、3つ目

がコスモタウンの公園に関することです。

それでは、早速質問に入ります。

ふるさと納税額県下市町で最下位、対策はということで、2023年度実績をどう捉えているか、その原因と打開策、それと6年度の見込みはということでお尋ねします。

私は、議員になってから、一貫してふるさと納税事業の重要性と、それに伴う特産品の開発は非常に重要であると訴え続けてきていますが、数字上の実態は年々後退しています。

他方、多くの自治体はその取組を強化し、納税額を伸ばしています。

全国1位は宮崎県の都城市で194億円、県内の1位は志布志市の67億円、2位は南さつま市で63億円、3位は大崎町で44億円です。

本町は、39市町の中で最下位の5,000万円弱です。

要因はいろいろとあるでしょうから、まずは町長の捉え方、分析等の説明をいただき、今後に向けた対策について議論を進めたいと考えております。

町長、答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） ただいま町長から反問権の申入れがあります。南種子町議会基本条例第2条及び南種子町反問権実施要綱に基づき反問権行使の要求についてこれを許可します。

事務局は、これによって持ち時間の停止をお願いいたします。

町長。

○町長 答弁の前に、ただいま、議員の質問の趣旨、考え方を確認をしたいことがございますので、反問権の行使の許可を願ひ出たところであります。

議会は、自ら議会基本条例を制定をしております。この第2条において町長及び執行機関、職員からの反問を積極的に取り入れるように定めておりますが、これまで幾度となく要請しても認められてきておりませんでした。私が町長になってから6年目にして、ようやく本年9月定例会から反問権が行使できるようになりました。初めての議員への反問権ということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今回の質問が県下市町となっておりますが、なぜ村を外す必要があったのか、最下位という表現をするための意図的なものなのか、ちょっと理解ができませんけれども、一般的には県下市町村ということで報道もされ、比較がされておりますけれども、今回、県下市町村では最下位ではないわけですが、あえて最下位とするこの考え方はどうだったのだろうかということをもまず1点質問したいと思います。

また、原因と打開策ということではありますが、答弁についてはこの後お答えをさ

せていただきますけれども、この打開策ということで、本町の成果が見られないということを質問の趣旨としているようでありますけれども、これまでの議会でも答弁をしてくれておりましたが、ふるさと納税制度については総務省がたび重なる制度改正を行っております、要因もそのほかにもいろいろございますけれども、小さな町村や離島に不利な制度となっているということは、これは事実であります。そこで、早期に1億、2億に持っていくための議員が考える打開策というものはどういふものがあるのか、この2点について確認をし、質問にお答えをしたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 1番目の39市町、町長の言われたように、鹿児島県下43市町村でございます。質問の中でも、答えるように質問するようにしていますが、43市町村のうち4つの村、お隣の三島村と十島村、奄美大島の宇検村と大和村と4つあります。

あえて43市町村の中で39市町というのは、あえて意識づけをするために39市町の中で最下位という表現をさせていただいております。そういう、これは意識的な表現であります。

それと、議員としての打開策はありますかということですが、これは質問の中で行うことにしております。

私が提案する打開策を、あえて反問権の中ですので、先に答弁をいたしますが、町長が言っている理由、要は総務省がそれぞれいろんな法改正の中で取り組んできて、一時は本町も8億9,000万か7,000万か、それぐらい行った時期もありましたが、法改正の中でそれぞれ、なかなか本町も取り組みにくくなってきて、最近では1億を割る状態が続いているという中で、それは理解しております。

ですが、それはそういうところ、これはもう全国一律ですので、そういうのは、それでも伸ばしている自治体もあると。

それから、奄美や徳之島も3億から4億、お隣の屋久島も同じ条件ですが、5億ぐらいは上げておりますね。だから、やり方によっては可能性はあるんだということ。

それから、これは質問の中で言うつもりだったんですが、先に申し上げますが、要は、一つは意識の問題とふるさと納税の位置づけです、私が考えているのは。ざくっとですよ、ざくっとですが、3分の1が返礼品、3分の1が経費、3分の1が町に残るといふ大枠の中で、1億ぐらい上げていたんでもなかなか町の活性化にならないんですが、私が質問の中で言っているのは、仮に10億を上げた場合、ここは仮の話です。10億を上げた場合、3分の1、3分の1、3分の1、町にも3分の



1で3億入ります。となると3分の1の半分、人件費5,000万、開発費1億5,000万、スタッフを5人ぐらい専門の開発スタッフをつくるというところで持っていけたら、かなり可能性は伸びてくるなど。

ただ、そこに行くまでどうするかという課題がありますから、そこはやっぱり不足分、現状のふるさと納税額、全て開発費に回っていなくてもほかに流用されていますから、それを全額開発費に回すと。不足分は一般会計から回しながら対応していけば、可能性は見えてくるのかなというふうに思っていますので、そういう提案をこの質問の中ではさせていただきたいなと思っていました。

そういうところで、一応、回答になったかどうか分かりませんが、足りなかった分は再度また反問をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） ただいま反問、反論に対する回答がなされましたが、これでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で、反問反論権の行使を終了いたします。

これより一般質問を再開します。

事務局は、残時間の停止を解除をしてください。

町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは、福島議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま反問の中でも説明ありましたが、一般的にこれまでの実績を見ますと、上位にあるのはやっぱり市が一番多いですね。大体内地のほうでありまして、小さな町村になってくるほど下位にランクづけがされておるということであります。

課題はいろいろあると思えますけれども、御質問にお答えをさせていただきますが、議員御指摘のとおり、ふるさと納税事業と特産品の開発については、町の財政健全化や地域活性化において極めて重要な要素であるというのは、私どももその必要性を強く認識をしております。

しかしながら、近年、本町返礼品の約5割が安納いもとなっておりますが、これは種子島島内でもそのようなことでありますけれども、基腐病の影響で生産量が大幅に減少したということで、ここの影響がどの市町においても一番大だろうというふうに思います。そういったことで、ふるさと納税にも影響をしているところであります。

また、以前は本町においてもこの8億を超える寄附があったというのは、旅行券の発行をしております、そのときが一番ピーク時で、これだけの寄附を頂いておりました。

しかしながら、これは国のほうから違法なふるさと納税だということでの指摘が

あり、そして見直しをしなければならない、そしてまた、国の制度改正が併せて次から次と行われたということで、今のような現状になっております。

こういったことが、以前はあったんですけれども、総務省のたび重なる制度改正が行われて返礼品の取扱いができなくなったものがあったり、本町のふるさと納税額が減少をした一番の、最大時からすると、これが第1番目の要因だと思っております。

総務省のたび重なる制度改正については、議員の皆さんも報道等で御存じのとおりでございますが、市町村や企業が知恵を出して返礼品開発に努めている中で、幾度となく一方的に総務省が制限を加えるものでありまして、現在は裁判に発展するなど、ふるさと納税制度そのものが市町村ごとの特性を理解をしていない、そして影響を与えていると、返礼品として扱える特産品の制限や経費の考え方など、制度の一部においては不平等な制度であることを御理解をいただきたいというふうに思っています。

議員御質問の2023年度における南種子町のふるさと納税額は4,969万4,000円、約5,000万となっておりますが、前年度と比較しても後退をしている状況であることは、報道でもなされているとおりであります。

この結果は、全国的にふるさと納税制度の競争が激化する中、本町のふるさと納税額は他の自治体と比較して低迷している現状について、今後の打開策については講じていかなければならんということで、現在、いろんな取組をしているところであります。

そして、企業版とかそういったものにも取り組んでおりますが、その原因と打開策、6年度の見込み等については担当課長から答弁をさせます。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 福島議員の御質問にお答えをいたします。

ふるさと納税額が伸び悩んでいる主な要因といたしましては、本町の特産品が他の自治体と比較して独自性や競争力に欠けている可能性があり、消費者のニーズに合った新しい商品開発が進んでいないことも要因の一つであります。

また、地域資源の活用不足として、本町には豊かな自然環境や文化資源があるにもかかわらず、これらを生かした商品や観光資源の開発が進んでいないという点もございます。

この状況を打開するため、特産品の再開発として、地元の素材を生かしたオリジナル商品の開発や、限定的な地元の魅力を発信する商品を強化していく必要があると考えております。

また、ふるさと納税を通じて町を訪れる人々を増やすため、観光や体験型の返礼

品の充実を図りたいと考えております。

特に宇宙センターや自然環境を生かした体験型のツアーを提供し、観光資源の魅力を広めていきたいと考えております。

今年度につきましては、ロケット祭りにおけるガバメントクラウドファンディングの活用や、観光資源を生かしたロケット打ち上げ時の見学場優先席の取扱い、地域通貨「あば！Pay」による旅先納税制度の開始など、新たな取組も行っております。

令和6年度におきましては、これらの施策を積極的に展開し、ふるさと納税額の大幅な増加を目指したいと考えますが、具体的には少なくとも予算額の1億円を目標として、特産品の魅力向上や効果的なプロモーションを通じて、全国からの寄附を増加させるべく取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） ありがとうございます。要因はたくさんあるわけで、私もほぼ理解はしているつもりです。

全国的にも、本町のように寄附額を減らしている自治体も多数ありますが、全体的には伸びている自治体のほうが増えている、総額も増えているという状態の中で、あえてふるさと納税額、別に今のやり方を批判するわけじゃありませんが、どうやったら伸ばせるんかと、伸ばしていけるかという観点から議論を進めないと発展性が見えてきませんので、そういう観点で今回取り上げた次第です。

そこで、ほかの自治体にはできて我が町でできないのはなぜなのかという、ここが大きな問題かなと思っております。意識的な問題か、技術的な問題なのか、予算と人材不足の問題なのかというところは深掘りしていかないと、なかなか課題解決は見えてこないだろうなというふうに思っています。

そこで、全国で比較しても身近に感じないので、私は県内を見ってみました。

冒頭、町長がおっしゃったように、県下43市町村、三島村と十島村、奄美の宇検村、大和村と、残り39市町の中で39番目が南種子町ということで、あえて頭に最下位という表現を使わせていただきました。

39市町の中で、10億円以上の自治体が14あります。5億円以上が7、1億円から5億円未満が10自治体、1億円未満が8自治体というのが鹿児島県の実情です。

離島の中でも屋久島は5億円、徳之島町や奄美市は3億から4億円を上げておりました、離島とはいえ、それぞれに本町ではない魅力や特産品を持っているんだろうなというふうに推測はされます。

そこで、さっきも説明があったように、ふるさと納税の事業、町にもたらす意義

の再確認ということでお尋ねをしていくんですが、これまでは安納いもが全国的に知れ渡り、種子島の産業活性化に大きく貢献してきましたということは事実であります。皆さん御存じのとおり、基腐病の発生により大きなダメージを受けることとなりました。おかげで、ふるさと納税にも大きく貢献してくれましたが、現在は主役不在の状況が続いております。現状は、うちの、南種子町のふるさと納税の中には、主役となる品目が欠けているんだというのが現状の事実かなというふうに理解をしております。

確かに特産品の開発は、皆さん、十分理解をしていますし、何とかしなきゃいけないという思いは、私に限らず全議員、町長をはじめ皆さんスタッフは、皆さん思っているんです。それで努力されていることも報告を受けていますから、十分頑張っているというのは理解できます。

しかし、なかなかうまくいっていないというのも事実でありますので、どこに原因があるかということではこれからの課題なのかなと思っていまして、要はもう人と金だなと。人と金がないとできないよと、これは、というふうに私は一応結論づけておるわけです。

さっきも言いましたが、仮に本町で10億円の寄附の納付額を実現いたします。ざっくりですよ、3分の1が商品代、3分の1が経費、3分の1が町に残ると。3分の1残ると、返礼品が3億円です。本町のさとうきびの生産額約6億円ですから、本町のさとうきび生産額の半分の新しい特産品が生まれてくるということになります。10億円上げた場合ですよ。

そうすると、その中から、3億円の中から半分、1億5,000万、5,000万を人件費、1億円を開発費に回すと、1億5,000万でスタッフ5名ぐらいを専属に雇っていく。これ、従事するということの対応を取れば、可能性は出てくるなというふうに思っているわけです。最初から10億あるわけないんだから、金がないんだから、当たり前のことです。

そこで今5,000万、今年は約1億ぐらいを目指そうということですが、そのうちの3分の1は残るわけです。これを今までは、ほかにも流用をして使っているわけですが、そうじゃなくて、ここは辛抱して全て開発費に回すと、足らん分は一般財源から補填をするということで、もうちょっと開発費を増やしてここに集中投下をすると、まずは5年間で5億を目標とすると、5億行けば10億は見えてくると思うんで、取りあえず5年間必死で5億円目指そうということになれば、可能性はあるのかなと思っていまして、簡単でないことは事実ではありますが、やっぱり強く取り組む姿勢がないと、ここは難しいなと思っている。壁は非常に高いし、厚いし。

幸いなことに小園町長は、これまでいろんな取組、新しい取組をしていただいて

おります。あば！P a yにしてもそうですね。それから、住宅問題でもそうです。いろんな取組を、そして先進的な取組、カーボンシティの宣言もやりましたしね。いろんな新しい取組、積極的に取り組んでおりますので、この行動力は非常に私も買っております。

ただ、これがなぜかふるさと納税だけにはいまいち届いてないので、ここにそのパワーをもうちょっと傾けてもらって取り組めば、私は可能性は非常に高いなと思っています。あえて足を引っ張るつもりは毛頭ありません。積極的に応援させていただきます。このエネルギーをこのふるさと納税、取組を強化すれば必ず見えてきます。そうすると、鹿児島県下でも10億円以上が14自治体あるわけですから、我が町もその仲間入りです。

ふるさと納税のよさはどこかというところ、この事業を使って町の産業を伸ばしていく、引っ張っていくというところが最大の魅力ですから、町がその寄附金をもらって財政を豊かにするじゃなくて、この制度を使って町に残った金額を再投資して、町の産業を活性化していくところにふるさと納税の最大の意義があるわけで、ここをちまちまやっておるようでは、ちまちました結果しか出ないのは、これは当たり前前の話ですから、ここは頑張って、やっぱり足を踏ん張って、一般財源からも予算を入れて真剣に取り組むという体制が必要だと思うんです。

金はあっても人はおらんという現状もありますから、今の、私は企画課のメンバー構成だけでは足りないなと思っています。ところが、職員採用してもなかなか集まらないという現状もありますが、ここは、最悪は外部からも採用するというような方針を取りながらです。

これが、ふるさと納税が伸びてくることは、イコールして町の産業活性化に発展するということです。甘しょやさとうきび主体で来ている農業から、もう一つプラスされた新しい農業に脱皮するため、転換するためには、やっぱりふるさと納税事業を利用しないと、なかなか実現は難しいなと思っていますので、あえてそういう提案をするわけです。

町長、即答は多分できないと思いますから、あえて聞きませんが、そういう方向性で考えてもらえるような可能性はあると思いますので、ちょっとそこら辺の取組姿勢だけ聞かせていただければ助かります。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 御質問にお答えいたします。

他の自治体にできてなぜ本町でできないかということについては、誰も、私もそのように思います。

ですから、ふるさと納税についても、今、職員といろんなことにチャレンジをし

ながら、なかなかうまくこれが進んでいかないというのは事実であります。

前も申し上げましたが、大体上位にランキングしているところについては、志布志市であったり大崎町、大崎町なんかも、これはほとんど、ほぼほぼウナギが占めております。やっぱりそこにウナギを養殖をして、加工をして出す、そういう業者さんがいるというのがどこも強みだろうというふうに思います。

そしてまた、いちき串木野の辺りでは、これはもうマグロです。そしてまた、垂水はカンパチ、長島町辺りはブリでありますから、漁協であったり、そういう関係者が自らそういうものをどんどんやって、それを町のほうで支援をする体制ができていくところだろうと思いますので、以前も議員とこういう話を議会の中でやって、本町においても当時は安納いもがすばらしく、まだかなり有効なときでありましたので、逆にこういったものを使った特産物、本町に来る、御当地のものとか、そういったものを開発できんかということでしたけども、それを取り組む事業者さんがなかなかいないということでもあります。

町としても、特産品の開発支援にはこれまで取り組んできておりますが、なかなか成果が出らんということで、この地域の特色を生かした商品づくりには、町の産業振興にとって非常に重要で、今後の地域活性化につながるというのは、議員おっしゃるとおりで、私もそのように思っております。

しかし、現状を見ると、なかなかこれがつながっていないということで、これからも地元の生産者とか加工業者となるべくこういう話を密にやりながら、そして、何かしっかりとしたもの引き出せないかということで、また我々も支援を強化するようなことは、今も担当課のほうもしっかり考えておりますし、これはしっかり進めていきたいというふうに思います。

現在、町外の企業と協定を結んで、ふるさと納税以外にもいろんな、これも含めてですけれども、いろいろアドバイスをいただきながら提案をいただいております。

そしてまた、この納税の成功に向けた一つの鍵であるというふうに思っております。そして、こういった方々には地元にはない技術、そしてまた、いろいろ販売のノウハウを持った企業なども入っておりますから、特産品の価値を高め、全国に広めるためのそういう指導なんかも受けられて、町として取り組むことが進められんかなということは、今もいろいろ話をしているところであります。

また、12月には、今、極楽湯さんというところと、全国9店舗の中で産物をいろいろレストランのほうで、毎日、これは11月までやっていただいておりますけれども、これはもう昨年を上回った実績は出てきております。

ただ、個々の産物もいろいろ見ていただいておりますが、個々のもので、またこれがふるさと納税につながるようなものもあるんだろうと思いますけれども、なかなか

か地元でやっぱりふるさと納税に対象になるような、そういう加工というか、そこに至らないわけでありますので、一番は地元でそういうものが商品化、そしてまた、そういうものがしっかりできるかということが今後の課題だと思いますので、ここは町としてもしっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

あと安納いもについては、やっぱりかなり安納いもを栽培する方が離れてきているというふうに思います。そして、量的にも減ってきたのが要因だろうと思いますので、これは今、デンプンのほうでもいろいろ私どもに要望が来ておりますが、やっぱりこの基腐対策をいろいろやっておりますけども、抜本的なものをやらないと、なかなか農家さん、ここにはもう踏み切ってまいりませんので、土づくりという点では、振興対策であったり、そしてまた堆肥導入であったり、ここを少し今指示をしておりますけれども、意欲を持ってそこにつながっていきけるような、取り組んでいきけるような農家さんをしっかり引き込まんといかんだらうというふうに思っておりますので、併せてここは、ちょっと今農政のほうとも対策を取っておりますので、御理解いただきたいと思います。

今後においては、特産品の開発、町外企業との連携、そしてまた、ただいまあったような事務局体制の強化とか、そういったものがどこまでこれができるか、先ほど職員の問題もありましたが、なかなか人的には、前も宇宙開発に関わることにしても話がありましたので、これは本当に今後の打ち上げの回数を考えますと、しっかりとそういう独立した担当部署というの、検討はしておりますけども、なかなか人員的に私たちは非常に難しいところが今ございまして、タイミングを見ながら、こういうことも含めて今後事業推進を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 町長、悩みはよく分かっているんです。よく分かっている上であえて言っているわけですけど、やっぱり人と金ですよ。人と金がそろわないと、この事業は成功しません。今の企画課のメンバーを見ると、忙し過ぎますよ。あれもしないといけない、これもしないといけない、新しいのもしないといけない、忙し過ぎて手が回りません。そんなに人間できるもんじゃない、限界があります。やっぱりスタッフを何としても増やして、ここに金も投入してやるという姿勢を強く町長が打ち出さないと、なかなかこの事業は伸びていかないなと思っています。

まして、また明けて3月には、多くの課長さんが退職されるというふうに聞いていますので、ますます人材不足に入ってくると、本町の行政、大変だなと思っていますので、そこら辺の人材確保にぜひ力を入れて、本町の、ふるさと納税というよりは産業活性化の一環ですから、そういう観点でぜひ取り組んでほしいなと思いま

す。

関連して、総合農政課長に1点お尋ねをします。特産品開発で新規産業、こういうのを特産にしてはどうかというアドバイス・意見を企画課のほうに上げた経緯はあるのかないのかだけ答えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 お答えします。

特に提案をしたというのは、今のところないです。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） すいませんね、突然の質問で。要は、やっぱり企画と総合農政課と一緒にタッグを組んでやらないと、この事業はなかなか成功しません。そういう意味で、あえて今日質問させていただいたんですが、企画課長が人間的に嫌いというわけでもないでしょうから、積極的に連携して、農業部門からの提案をどんどんやってほしいと思います。産業ですから、農業に限らず、観光業であってもそれぞれあるわけですから、いろんな部署から提案をしながら町の活性化をしていくということで、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それで、この質問は、3番目、これは1つ提案です。

本町にはカモが飛来しております。茎永・宝満池を中心に来るわけですが、冬場のカモ猟を特産品にアピールしてどうかという、これは一提案ですので、採用するしないは別なんです、要は茎永地区を中心に数名の方がカモ猟を冬場されております。

カモは、非常に京都辺りでは珍重されておまして、カモ料理で有名です。日本では新潟平野が一大産地のようで、茨城県も霞ヶ浦に飛んでくるカモを、田んぼに害をあたらずということで、これと特産にしようという両面から取り組んでいるというような情報もありました。

本町にとっても、数名の方が一生懸命頑張っておりますので、これを一つ、大きな金額にはならないと思うんで、取組としてもいいのかなと思っていて、1人でこれ200羽という限界があるみたいなんです、そういうのも加味しながら、金額的には僅かかと思いますが、知名度を上げるためには一つの方法かなと思ってますので、これについても検討しますぐらいで大丈夫ですので、町長、答弁をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをいたします。

冬場のカモ猟について、特産品のアピールというのは一つの考え方だろうというふうに思いますけれども、金額的にはどれぐらい上がるかなというふうに私も思っ



ておりますが、一つの、町のカモというものをアピールする、そういうものにはなり得るかもしれません。

南種子町ならではの伝統的な活動でもあつたりしますので、ここについてはアピールをどのようにしていくか、考え方について、担当課長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 福島議員の御質問にお答えをいたします。

冬場に行われるカモ猟は、南種子町ならではの伝統的な活動でありまして、地域の自然と密接に関わるものでございます。

このカモ猟で捕獲されるカモは希少性が高く、食材としての品質も非常に優れていることから、特産品として大きな可能性を秘めていると考えております。

しかしながら、カモ猟は季節性が強いため、安定的な供給が難しいということが想定され、特産品として流通させるには、品質管理や衛生管理の徹底、加工施設の整備や適切な保管方法の確立が求められるところでございます。

また、特産品の開発には、カモ猟に従事をしている地元の猟師の方々だけではなく、加工業者や流通ネットワークなど、関係企業の協力が欠かせないことや、誰がその事業を担うかという点が重要な課題でございまして、特産品の開発から販売に至るまでの人材をどのように解決していくかということが大きな鍵となります。

現在、町内にはそのような事業を展開している事業者はいないと認識をしておりますが、今後、そのような事業者が出てきた場合には、町としてもしっかりとサポートを行っていきたいと考えております。

また、カモ猟を特産品として活用することができるのかという点につきましては、町としても調査を行い、関係機関に対して情報提供を行っていきたいと考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 金額的には微々たる金額だと思うので、あれなんです、南種子にもカモがおるよ、やっている、伝統猟があるよというようなアピールの材料にはなりますので、逆にそういうところで価値観を見出してはどうかというところでの提案です。

次の質問に行きます。帯状疱疹予防のワクチン接種の助成制度導入についてということで伺ってまいります。

私の妻が、6月の中頃に帯状疱疹を発症したんです。このことに気づくことがやや遅かったために、治療がやや遅れ、いまだに後遺症に悩まされていることから、身近な病気で大変つらい症状であることを実感したわけです。こういう話をすると、

身近に、私もなったのよと、俺もなったよという人が結構大勢いらして、いまだに後遺症に悩まされているという話を聞きます。

そこで、この病気の早期治療の重要性と、誰でも発症する可能性があることを多くの町民に知ってもらうことは、大変重要であるなというふうに思いましたので、今回取り上げた次第です。

帯状疱疹は、子どもの頃、水ぼうそうにかかったときのウイルスがそのまま体内に潜伏しており、その人の免疫低下に伴い、神経を通過して外に出ようとするので痛みを伴うようです。50歳代から70歳に多く発症するようですが、80歳までに3人に1人が発症すると言われております。

話には聞いておりましたが、ここまでひどいとは知らずにいましたので、発見が早く早期治療を行えば、後遺症も軽度で済むそうですので、治療が遅れると合併症として神経をやられるみたいで、痛みが続くというふうな報道の中身になっているようです。中には失明や難聴になった方もいるとか、1年や2年たっても後遺症に悩まされるという方もいるようです。

こういう症状が身近にあるんだと、かかった方は分かっているんでしょうけども、今からかかる方もかなりいるわけですから、まずこういうことを皆さんに、多くの町民に知ってもらうことがまず大前提かなと思ってまして、最初は、こういうことを各町民に広く情報の周知徹底をお願いできないものかということをお伺いして、その後、この助成制度の導入についてまた再度質問させていただきたいというふうに思っていますので、まずその情報周知徹底についてお伺いをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 この早期治療の重要性と周知徹底についてということではありますが、このことについては、新聞等においても帯状疱疹の発症が増加傾向にあるということで、いろいろ報道されてきておりますので、私も認識をしております。

町民の方に対しては、これまで慢性腎臓病であったり脳卒中など、様々な疾病に関する情報も発信をしてきたところでありまして、帯状疱疹に関する情報提供も今後必要だということは、私も考えております。

ここの現在の状況と、それからこのことについて、担当課長のほうから説明をさせたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 暮らし保健課長。

○暮らし保健課長 福島議員の御質問にお答えをいたします。

帯状疱疹につきましては、今、議員からもおっしゃられたとおりでございますが、厚生労働省によりますと、水ぼうそうと同じ水痘帯状疱疹ウイルスが原因で起こる皮膚疾患でございます。初感染後生涯にわたって神経に潜伏感染しているウイル

すが、疲労や加齢、免疫力低下によって再活性化して発症をいたしまして、50歳代以降で罹患率が高くなり、70代がピークと言われているようでございます。

また、治療につきましては、抗ウイルス剤の投与により行いまして、発症早期の治療によって、神経痛などの合併症の予防効果も期待できるとされているところで

す。

公立種子島病院におきましては、令和5年度に27人、令和6年度では、8月末現在ではございますが、10人程度が帯状疱疹と診断されているということでございました。

その周知徹底等につきましては、先ほど町長から答弁がありましたとおり、これまでもいろいろと情報発信をしてきたところですが、さらに情報収集をいたしまして、今後におきましては、帯状疱疹に関する情報発信・提供も必要だと考えているところ

です。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） あえてこの議会で取り上げたことで、少しは町民にも浸透もするのかなと思っていますが、機会あることに大変な病気だよということを皆さんにお知らせするというのも、非常に重要なことと思っています。当局、担当部署においても、そういう情報発信をぜひしていただきたいというふうに思っています。

私が調べたところです。2つ目、3つ目同時に質問させていただきますけども、全国の県内自治体の助成制度について、取組状況についてです。

2024年の5月時点で、全国の、東京都23区を含む1,741自治体の中で、657の自治体が助成制度を導入しているようです。約38%に当たります。残念ながら、県内においては8自治体ということで、奄美大島地方が中心で、大方、大概の自治体は、県内では導入がまだ見送られているようです。

内容的に見ると、接種費用1回2万2,000円で2回しなければいけませんので、4万4,000円ぐらいかかるんですが、そのうちの半額ぐらいが負担をするという状況になっております。

このワクチン、不活化ワクチン接種なんですけど、開発時期が最近で、まだ比較的新しいということで、各自治体に導入のばらつき、足並みが乱れているというところ

なところが、一つの大きな原因かなというふうに推測をされているわけです。

厚労省も、今年の6月でしたか、このワクチンについては、公費による定期接種をやろうというふうに動いているという報道も目にしました。近いうちに取り組むとは思われるんですが、まだいつやるという明記はされていないわけです。

そういう中で、各自治体は、やっぱり町民の不安、それから非常に痛い、つらみ

が痛みと伴ってきますので、私は身近で自分の妻を見ておって実感しているわけですが、ひどい方は生き地獄にさらされているような、非常に苦しい思いを何日も何か月もするわけです。耐えられない。

そういう中で、やっぱりこの带状疱疹のワクチン接種は非常に重要だなというふうに思います。経験のない方は4万4,000円も出すとかということになるわけですが、かかった方に言うと、安いもんじゃと、早うしいやと、皆さんもおっしゃいます。それぐらい非常にづらい病気です。余裕のある方はすぐでやるでしょうけど、余裕のない方はなかなか躊躇されるということで、この1,400のうち600以上の自治体が導入しているというのは、その自治体がやっぱりそういう現状を住民のつらさを理解した上で、早く導入してやったほうがいいんだらうなという判断を下されたのかなと思っています。

その中で、導入に向けて、メリット、デメリットという表現を使っているんですが、これが不適切かどうか、私はあまりいい表現ではないなと思ってはいるんですけども、やっぱり痛みを耐えるということが大変で、もう家事もままならない、仕事をしている方は仕事もできませんから、痛みと経済的メリット・デメリットが相当出てきます。一方では、財政負担が伴ってきますので、一定の金額を毎年確保する必要があります。

ということで、さあ、どっちにてんびんをかけますか。これをてんびんにかけていいのかわからないんですが、やっぱりあの痛みから町民の不安を解消するためには、町としては取り組んで、助成制度を導入するほうを優先すべきかなと、最近ずっと考えているわけです。それで、あえてここに、今回の議会に取り上げているわけです。

町長は、症状は薄々と聞いておられると思いますので、やっぱり町民のこの痛み、苦しみからの不安を少しでも解消してあげるという前提に立てば、一定の財政負担は必要なのかなというふうにも、私は思っているんですが、町長もそういう思いに立っていただけるのかなと思っています。もうこれも即答えは出しづらいかと思いますが、どういう見解に立っておられるのか、答えを聞かせていただければなと思っての質問でございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 福島議員の御質問にお答えをいたします。

鹿児島県内においては、現在、県本土において2町、そして十島、そして大島郡で5町の8自治体で取り組んでいるというふうに伺っております。

なかなか大きいところでも、ここまでまだ行っていないわけでありまして、带状疱疹ワクチンについては任意予防接種でありまして、予防接種法に基づくもの

ではないために、現状では個人予防として、本人または保護者の意思と責任で接種を行うものというふうになっております。

そして、接種費用は原則自己負担というふうになっておるようでございまして、しかしながら、国においては、各ワクチンの製造及び販売業者との調整をもう今、先ほどあったように行われております。早ければ、令和7年度から定期接種に向けた供給の意向を示しているということでもありますから、対象年齢や使用するワクチンの種類等について、さらに検討が進むのではないかというふうに思っております。

ワクチン接種の助成については、予防接種法に基づく定期接種に位置づけられた場合については、ワクチンが安定して供給をされますので、財源においても地方交付税措置されるということから、助成は行いやすくなるのではないかというふうに考えております。

現状としては、今後、国の動向も注視をし、そしてまた県内の状況も把握をしながら、どのように取り組むかということについては協議・研究をしていきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 厚労省も、やっとな多くの自治体から早く助成をしてくれという要望を受けて、専門会議でやろうという方向を出したようですので、近いうちに国が助成をするということは間違いなからうというふうに思っています。

ただ、その間、助成導入していない自治体においては全額負担ということになりますので、可能であれば国に先駆けてやるのも、町民からの不安解消をやるためには、非常にいい取組かなと思っている提案です。あえて、これをやらんばどうしてもいけんというわけではないんですが、こういう取組も大事だよということで、お含みをいただければというふうに思います。

それでは、時間もありませんので、3番目に参ります。コスモタウン公園の利活用について伺います。

ここ、3点伺うようにしております。1つは設置目的について、あとは住民からの管理負担が大き過ぎるとの声についての認識、あと公園の縮小及びほかへの転用、有効活用すべきではないかというようなことで質問書を出しています。

この質問は、以前にも公園が広過ぎて管理が行き届かない。利用する人も少ないので、一部を駐車場に転用できないかということはこの議会の場で質問をした経緯があります。

今回は、公園そのものの利用頻度が極端に低くなってきているので、このままではただの草地在隣に存在している状況で、手入れが追いつかない状況にあります。

そこで、改めてこのコスモ団地を造るときの公園設置目的について、確認したい

ということでお尋ねをするところです。よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 このことについては、担当課長から説明させます。

○議長（塩釜俊朗議員） 建設課長。

○建設課長 福島議員の御質問にお答えをいたします。

コスモタウン南種子団地は、平成6年度から9年度に整備された県との合併団地であり、整備をするに当たり宅地造成を行うため開発行為の許可が必要で、開発許可に関する技術基準として、開発区域面積の3%以上、1か所当たり150平米以上の公園を整備することとなっていたため、国の補助事業を活用し、共同施設の児童遊園として整備したところであります。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 設置当時の国の基準ですから、それはそれでよかったんだろうと思います。

住宅周辺の管理については、受益者負担が大原則であると私も認識をしております。ですので、設置当時は小さい子どもがいる家庭も多くて、よく公園を利用していたと聞いております。そういう意味では、公園の設置目的にかなった利用が行われていただろうなと思うんですが、その当時は公園の管理もそれなりにできていたようですが、しかし、最近においては住人の利用はほとんど見られません。ゼロとは言いませんが、極端に少ないのが事実であります。利用されないので、草刈りを行った後もすぐに草が伸びてきて、草ぼうぼうの状態が大半の状態であります。

そこで、建設課にお願いをして、町内の一斉クリーン作戦の合間に手を入れてもらえないかという要望をして、草刈りをお願いしているのが事実なんです。

そういう中においても、もう誰も使わないもんですから、もう伸び放題、すぐ伸びてくる。夏場も特に早い、すぐ伸びてきます。というような、状況で利用する方が極端に少ないわけです。

そこで、年3回、クリーン作戦で住宅の住民でやるわけですが、年々参加率も少なくなってきた、参加が少ないのはよくないんですが、議員、何とかならんとかかと、いつまで公園の草払いをせんばいけんとかと、再三言われるわけです。

最初のうちは、私も、自分たちの公園だから、だれもで頑張ろうよと声かけをずっとしてきていたんですが、最近になっては、もう特にほとんど利用をしません。子どもも帰ってこないし、それぞれのところで遊んでいますので、利用が極端に少ないということで、自分たちの公園だから自分たちで管理せないかなと思いつつも、なかなかもう手に負えないなという状況になってきて、草ぼうぼうでよくないと、夏場になると虫が出るし、蛇が出るしというて、大騒動するときもあるわけ

ですが、このままでは非常によくはないなと思っていまして、当然自分たちの公園ですから、管理するのは大原則なんです。分かってはいるんですが、最近使わん公園をなぜ掃除せんばいけんとかいう声が大半で、私も非常に耳が痛いのが現状です。

設置目的も当然あるわけですが、現状はほとんど使っていませんので、何とかあれをもっとほかに利活用できないものかなと言って、この前も建設課長には相談を持ちかけたわけです。広過ぎると、もう3分の1もあれば十分じゃと。

しかし、あそこは入り口がもう住宅の一番奥からしか入れないので、利活用はなかなか難しいんですが、これ、何とか解決していただけると非常に住民は助かるなと思っていまして、半分無理なお願いとは分かっているのですが、あえて御相談をするところでもあります。

本町の、不必要なところに財政的負担、労力的負担が発生するというのは、現状にはあまりかなっていないなというふうに思うわけで、何とか対応策を検討してもらえないかというところのお尋ねでございます。よろしくお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 福島議員の御質問にお答えいたします。

これまで、入居者からこの管理負担が大き過ぎるとかという声は、担当課にも確認しましたところ、直接聞いたり相談を受けたことはないということで、私のほうとしても、そういうのを直接聞いたことは、今回福島議員の一般質問で知ったというのが事実であります。

住宅整備当初から、町営住宅条例そして入居時の誓約書に基づいて、入居者同士が町内一斉クリーン作戦等において、環境美化にはこれまで努めていただけてきているところであります。

しかし、先ほどありましたように、令和2年7月にクリーン作戦の公園の除草作業とか、時期によりすぐ繁茂するということがありますから、その合間で住宅周りの樹木の伐採とか剪定、入居者ができない部分についてこれまで相談があって、近年ではまちづくり公社とか作業を依頼するなど、調整を図ってきた部分もあるというふうに聞いております。

基本は、条例及び誓約に基づいて、入居者ができる範囲の中で環境美化・衛生に努めるということについては、これまでも申し上げておまして、御理解をいただかなければならないと思っておりますが、この状況については、直接大宇都の公民館長さんにも課長のほうが聞き取りはしているようでありますけれども、そこについては担当課長から説明はさせたいと思います。

公園の縮小、また、ほかへの転用に有効な利活用ということで話がありましたので、このことについては県側との調整がどうしても必要だろうというふうに思いま

すから、ここについても担当課長のほうから説明させたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 建設課長。

○建設課長 お答えをいたします。

令和5年度、6年度の大字都公民館長にも確認をしたところであります。

コスモタウンの入居者、県営の13班、あと町営は14班になりますが、その方々からは公園の管理負担が大き過ぎる等の要望、相談は受けていないとのことでありました。

あと、公園の縮小及びほかへの転用につきましては、これまで令和元年第2回定例会及び令和2年第1回定例会により、公園の一部について駐車場を確保するため増設してほしい旨の要望があり、県との協議を重ね、回答をしてきたところであります。

しかし、近年、腐食により危険な状態にあった木製遊具等も撤去し、現在、公園としての機能を失っている状況であります。

今後の公園の在り方、有効な利活用方法など、熊毛支庁のほうと再度協議をし、検討する必要があると考えているところであります。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 住民からは管理負担の声は届いていないということですが、遠慮して言っていないんです。分かりました。私のほうで取りまとめをさせて、上げさせていただきます。

やっぱり聞いてないじゃなくて、耳を、聞きに行くという姿勢が大事だと思います。私、ここで取り上げる以上は、聞いていなければ私も言う必要ないわけで、やっぱりそういう声があるわけです。草払いをしるときにも、議員、何とかならんとかと、休憩時間に言われると、私もあんまりいい気持ちはしないわけで、実態はそうですから。

だから、私も受益者負担は大原則ですから、自分たちで管理するのは当然なんです。当然なんです、手に負えない事態になっているということも事実ですから、やっぱり現状を認識しながら改善することはもう大原則ですから。

そういう意味で、コスモタウン、あそこ14班管理ですが、大字都公民館長を通じて正式に要請を上げるようにさせていただきます。その後の対応をよろしく願いいたします。

それで課長、よろしいでしょうか。回答をお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 建設課長。

○建設課長 大字都集落の町営14班が、公園のほうの作業をするということになりますので、公民館長のほうから、今、議員が言われたように、そういった要請があれば、



建設課のほうとしても何らかの対応を考えていきたいと思ひます。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） ありがとうございます。それはそれでまた対応させていただきたいと思ひます。別に大げさにするつもりは毛頭ありませんから、御心配なく。

これで、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、福島照男議員の質問を終わります。

ここで2時20分まで休憩します。

---

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時20分

---

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、上園和信議員。

[上園和信議員登壇]

○8番（上園和信議員） 日本の新たな主力ロケットH3号機は、2024年7月1日午後0時6分過ぎ、種子島宇宙センターから打ち上げられ、ロケットは順調に飛行し、打ち上げからおよそ17分後に搭載していた地球観測衛星だいち4号を予定の軌道に投入して、打ち上げは成功しました。町民とともに打ち上げ成功を大いに喜びたいと思ひます。

「国は、2025年度予算の概算要求で、基幹ロケットの打ち上げ能力強化に、前年度当初比約3倍の163億8,400万円を計上した。H3のエンジン改良や年間7機以上の打ち上げを目指す高頻度化に引き続き取り組む」、8月30日付の新聞報道です。記事を引用させていただきました。

9月11日にはH2Aロケット49号機、10月20日にはH3ロケット4号機の打ち上げが計画されており、打ち上げ成功を町民とともに祈りしたいと存じます。

大型ロケット発射場、日本で唯一南種子町だけに存在します。宇宙開発は国の一大事業で進められており、大きく進展しております。このロケット打ち上げが、南種子町並びに種子島全域にもたらす恩恵は大きなものがあります。宇宙開発としっかり連携し、支援・協力体制を強めて、活気ある、住みよい、元気なまちづくりに取り組んでいくことの必要性を痛感しているところであります。

質問に入ります。

再編交付金の有効活用で住みよいまちづくりを。

まず、再編交付金について調べてみました。正式には、米軍訓練再編交付金と呼

ばれ、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法により、在日米軍の基地の訓練の移転を受け入れた自治体に、その負担に応じて国から交付されるもので、再編を実施する前後の期間、原則10年間交付されるとのことであります。国が示す条件の範囲内で使い道を決めることができ、住みよいまちづくりのために使う必要があるとされております。資料によると、現在、基地や訓練を受け入れた約40の自治体に交付されているようであります。

本町の人口は、7月31日現在5,252人、現在、歯科診療所1か所があり、歯科医師1名で通常の外来診療、各種検診など精力的に取り組んでおり、歯科医療を通して町民の健康の保持・増進に努められております。人口からして歯科診療所もう一か所必要ではないかと思うところであります。

人生100年時代を迎え、歯は見た目だけでなく、健康寿命を大きく左右する器官と言われております。近年、全身の病気リスクに影響する歯周病の患者が若年層でも増えていると言われ、これを受け、厚生労働省は、令和6年4月から健康増進法に基づく自治体の歯周疾患検診の対象年齢を拡大し、20歳と30歳を追加して歯科検診体制を整え、早期治療を促し、健康寿命につなげていくようであります。

通常の歯科外来診療並びに各種歯科検診の取組の充実、少子高齢化への対応と人口減少対策、移住定住受入促進、宇宙開発への全面支援・協力体制の強化など、歯科医療を通じた町民の健康増進体制を整えていく必要性を痛切に感じているところでもあります。

歯科医療体制の充実に向け、歯科医院開設支援事業補助金（仮称）創設に踏み切る考えがないか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 上園議員の御質問にお答えいたします。

健康増進法に基づく歯周病疾患検診については、厚生労働省の地方公共団体における歯科保健医療業務指針に基づき、本町においても、令和6年度から20歳、30歳への検診を追加いたしまして、生涯を通じた歯科口腔保健を推進しているところでございます。

歯科医院開設を支援する事業補助金の創設についてとのことでございますが、歯科医院の増院や開業についての現在相談というものは受けておりません。また、そのような要望に関する声も現在届けられておりませんので、したがって、現時点において補助金の創設については考えていないところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 町長、町民からの声がない、そういう要望も受けていないか

らできないじゃあ駄目ですよ。やっぱり人口が5,200人、1か所じゃあ足らんと思うんです。町民が、ほとんどの方が中種子町とか、遠くは西之表市まで通院しているんじゃないかなということを感じるんです。

この補助の対象は、ほかの町を調べてみたんですけれども、1億円ぐらいです。それで、その補助対象は、診療所の土地取得や建設費、それから医療機器の購入が補助対象と、このように言われております。

町民からの要望がないから、医師からの要望がないから開設をしない、それはやっぱりちょっとおかしい考えじゃないかなと、私は考えております。

次の質問に移りたいと思いますが、教育長、南種子中学校のエアコンの設置、今、どういう状況か教えてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 上園の議員の御質問にお答えいたします。

南種子中学校の各教室におけるエアコンの設置状況ですけれども、普通教室においては、様々な補助金を使って、全て設置済みであります。詳細については担当課係長に答弁させます。

○議長（塩釜俊朗議員） 管理課施設係長。

○教育委員会管理課施設係長 上園議員の御質問にお答えいたします。

南種子中学校のエアコンの設置状況ですが、まず、エアコン設置済みの教室については、特別支援学級を含む普通教室の8教室、特別教室の図書室とパソコン室の2教室、計10の教室であります。

未設置の教室については、いずれも特別教室でありまして、理科室、家庭科室、調理室、金工室、木工室、美術室、視聴覚室、音楽室の計8教室でございます。

なお、校長室、職員室など管理教室の7教室についても設置済みでございます。以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 設置済みが10教室ですかね、未設置が2教室。私が話を聞くところによると、パソコン室には、教室には設置はされているが、使えない状態だというふうにお聞きをするところですが、それは確かなことですか。

○議長（塩釜俊朗議員） 管理課施設係長。

○教育委員会管理課施設係長 議員の質問にお答えいたします。

設置数につきましては、先ほど説明したとおり、普通教室が8教室、特別教室の図書室とパソコン教室が2教室で、計10の教室が設置しております。

未設置については、特別教室、先ほど述べた8教室になります。

あと、パソコン教室の件については、これまで学校からそのような連絡は受けて

おりませんが、学校へ確認をしたところ、故障はしていないが、他のエアコンと比べて利きが悪く感じるとのことでした。

確認だけじゃいけないと思ひまして、先週末、台風被害調査の際に確認をしたところ、台風の影響なのかちょっと分かりませんが、室外機の部品破損が確認されまして、室外機が回っていない状況でありましたので、そこについては対応を検討したいと思っています。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 教育長、学校施設の管理は教育委員会がやっているんですか、それとも町長部局がやっているんですか。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 学校施設についての、大学とかこども認定幼稚園以外の公立学校は、教育委員会が管理者でございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 教室というのは、子どもたちが必要な様々な教育を受けて、技術を学び、友達との触れ合いを深めるなど、1日の大半を過ごす大切な場所ではないかと思ひます。

今の答弁にありましたように、普通教室6室、特別支援教育室2室、この8室にはエアコンが設置されていると。特別教室の理科室、家庭科室、調理室、金工室、木工室、美術室、視聴覚室、音楽室には未設置ということですね。図書室とパソコン室には設置済みということです。

パソコン室は何か利きが悪いということではありますが、未設置教室での授業、夏場になると汗だくの状態で、教える先生たちも、受ける子どもたちも、汗だくで受けている状況であるようです。

学校からは、再三これを改善してくださいとお願いをしているようですが、なかなか前に進めていただけないようです。快適な授業環境構築のため、未設置教室のエアコン設置についてはどうお考えか、町長にお尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。――反問権。

ただいま、町長から反問権が出ました。南種子町議会基本条例第2条及び南種子町反問実施要綱に基づきまして、反問権行使の要求について、これを許可します。町長。

○町長 それでは、ただいま上園議員の質問では、学校現場からはこれを改善するよう再三お願いをしているが、先に向けて動いていただけないようであるということがございました。

私どもは、先ほども担当係長のほうからもありましたけれども、そのような要望

等、全く聞いてごさいません。そして、これまで予算要求も、全然総務のほう、財政担当のほうでも受けてごさいません。

どこからこの情報、話が出てきているのか、非常に疑問でありますけれども、議員のほうからは分かっておれば、回答をお願いしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 今、質問のとおり再三お願いをしているが、なかなか先に進めてもらえないという声が、私には入ったということです。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 それが私どものほうには届いていないんです。どこからの情報でしょうか。学校でしょうか、何でしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 学校現場から私に届いた情報です。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 そうであれば、それで結構ですけれども、行政のほうに、これをしっかりと対応していただくためには、予算の要求、そういうものがないと、私どもは先に進めようもごさいません。

そして、仮にこれが学校現場からであれば、このような手法を、組織として私は問題があるのじゃないかというふうに思います。これだけ言っておきます。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 学校現場からということですがけれども、学校の校長、教頭は、上園議員と会ったこともないし、私たちはそういう要求はしていないということでもあります。

修繕・営繕については、書いてありますけれども、毎年、学校の教員、管理職を集めてヒアリングをするんですけれども、その際に、順位制とかそういうものを基にして話をされていて、再三にわたってというその要求は、施設係長も私も聞いていないところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 町長、教育長、どこからそういう要望があったかとか、そういうことは関係なくて、実際、未設置教室には冷房が設置されていないわけでしょう、今、答弁であったように。その中で、子どもたちも先生たちも、汗だくの状態で授業に一生懸命になっているんです。そういう現場ちゅうのは、全然確認はしていないんですか。逆に私から質問します。

○議長（塩釜俊朗議員） この件については、再質問というふうな形でよろしいですか。

○8番（上園和信議員） よかが。

○議長（塩釜俊朗議員） よろしいですか。

- 8番（上園和信議員） 答弁は要らん。
- 議長（塩釜俊朗議員） それでは、どうぞ。
- 8番（上園和信議員） 学校から要望がないから……。
- 議長（塩釜俊朗議員） ちょっと待ってください。（「反問権」と呼ぶ者あり）反問に対する答弁ですか。
- 8番（上園和信議員） いや、反問じゃなくて。
- 議長（塩釜俊朗議員） 分かりました。
- 8番（上園和信議員） 普通の一般質問。
- 議長（塩釜俊朗議員） 反問を閉じておりませんので、反問を閉じた中で、次の質問に行くようお願いしたいと思います。（発言する者あり）

今、上園議員の対しての反問をしていないというふうなことでございますので。（発言する者あり）一応、終わったわけでしょう。終わりましたので、次に移るためにはこの反問権を、行使を終了いたしますと、そのことを言ってから進めていただくようお願いいたします。それから、それから町長が答弁をしていくと、そういう流れになります。（発言する者あり）一応、反問権を閉じます。

町長。

- 町長 未設置教室へのエココン設置について、どのように考えているかということですから、お答えをしたいと思います。

学校の空調設備に当たりましては、これまで国の補助事業を活用して設置をしているところであります。

そして、現在、この設置をするときにも、学校間に不均衡がないように、同じ時期に各学校共通した普通教室から整備をしたということがこれまでの設置の経緯であります。

そして、学校の空調設置については、今日、南種子中学校のことが出ておりますけれども、学校間に不均衡がないように取り組まなければならないというふうに思います。

よって、小学校も含めた対応を考えなければなりませんので、教室数が多いこと、そしてまた、これに取り組むには多額の事業費が想定されます。今後も、私どもとしては、国の補助事業もありますし、そういったもの、有効な財源確保に努めなければならないというふうに現在考えているところであります。

- 議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。
- 8番（上園和信議員） 学校周辺的环境整備の件ですが、教育長、今、中平小の土手を見ると、草が生い茂って、非常に荒れ放題の状態になっております。これは、2学期の始まる8月の何日頃だったかね、保護者が集まって、2学期が始まる前に

整備をしようという考えだったと思うんですが、一生懸命作業をしていました。

私、8月6日に担当課長にわざわざ言って、こういう状態ですので整備をしていただきませんか。今見ると、やっぱり全然整備されていない。そういうことも含めて、やっぱり……。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園議員、今のは、環境整備の件というのは。

○8番（上園和信議員） 環境整備。

○議長（塩釜俊朗議員） 通告はされておりましたが、関連質問の。

○8番（上園和信議員） 関連質問ですが。

○議長（塩釜俊朗議員） ということでありますか。そうとなれば、当局には通告は……。

○8番（上園和信議員） 質問じゃない、私の意見。

○議長（塩釜俊朗議員） どうぞ。

○8番（上園和信議員） ちゃんと私、議長の許可を得て意見を言っていますので、どうしてそこで止めるんですか。

○議長（塩釜俊朗議員） 止めることじゃないです。これについては通告をしておりませんでしたので。

○8番（上園和信議員） 質問じゃないから。

○議長（塩釜俊朗議員） ちょっと待ってください。ただいまのは環境の問題でありましたので、通告はしておりますかというふうな議長の上園議員に対することでありましたから、それに対して上園議員は、これは通告ではありませんよと、これは私の、いわば状況ですからということでしたので、答弁は要らないわけですから。

○8番（上園和信議員） ということで、早急に整備をして、環境の行き届いた場所で、子どもたちも勉強に、スポーツに、体育に一生懸命頑張るようにお願いをして、次の質問。

これは、さっき町長からも回答をいただいたんですが、歯科医院開設支援事業補助金（仮称）創設と南種子中学校特別教室エアコン設置事業、財源は再編交付金を活用する、町長の考えをお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをいたします。

財源再編交付金をこの2つに充てられるかちゅうことですよね。充ててくださいということですが、その考えですか。

○8番（上園和信議員） 活用するということです。

○町長 活用できないかということですか。

お答えをいたします。

再編交付金は、在日米軍の基地や訓練移転を受け入れた自治体に単純に交付されるものではございません。そして、防衛施設周辺の市町村町から理解表明が行われ、中にはそうでない、不明なところもございますが、その周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められた場合に、再編交付金要綱に基づいて交付をされるというふうになっております。

正式名称は、先ほども米軍訓練再編交付金というふうに言われましたが、これは正式には再編交付金となりますので、御理解いただきたいと思っております。

歯科医院開設支援事業、中学校へのエアコン整備事業について再編交付金を活用する考えについての質問ですけれども、議員の想定をしている開設支援事業の具体的な制度内容については、ちょっと不明でありますけれども、活用可能かどうかについては防衛省も含め協議をする必要がございます。

なお、今回の質問内容での防衛省確認では、これまで議会でも説明をしておりますとおり、企業や個人経営者に対しての単純な金銭や物品の給付その他の支援については、そもそも再編交付金を活用した事業の対象にはなりませんということで確認をいたしております。

また、小学校、中学校へのエアコン整備事業については、これまで国庫事業において先ほど申し上げたように整備をしました。まずは生徒が長い時間を過ごす普通教室の整備を優先をして、これまで全国どこもそのような状況であったと思っておりますが、整備をしたということでもあります。

また、整備に当たっては、今回これを整備するということになりますと、中学校のみでよいのか、また先ほど申し上げたように、小学校との学校間の不均衡も考慮をしなければならないと思っております。

町内8つの小学校も合せて整備となりますと、これは大体61教室ほどありますので、事業費が2億を超えるようなことが考えられます。

財源については、現在もこの再編交付金というよりも、国庫補助事業のメニューもありますので、交付税措置のある有利な起債も併用しながら整備をしていくということが、財政運営上適正だと考えております。

エアコン整備の財源として再編交付金を活用ということは、現時点では考えておりません。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 国が示す条件の範囲内で使い道を決めることができ、住みよいまちづくりのために使う必要があるとされております。歯科医院の開設、それから特別教室のエアコン設置、これも住みよいまちづくりに通じてくるというのに、私はそのように理解をいたします。



令和6年度、この再編交付金、幾らを見込んでいるかお尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 令和6年度の交付内定額は、2億4,189万2,000円となっております。

また、議員が考えておりますように、自動的にこの交付金が交付されるわけではございませんで、交付内定額は交付の上限額ということになります。この内定額の範囲内で事業の組立てを行いまして、九州防衛局との事前協議を済ませてから交付申請となります。

交付決定を受けてから事業を執行いたしまして、着手報告・遂行状況報告、事業完了後に実績報告を行いまして、交付決定を受けてから請求書を提出するというようになりますので、現金の流れは、町のほうで一時立替えという形になります。

こういった通常の補助事業よりも、事務量も多くありまして、複雑な事務手続が必要な交付金となっていることをお伝えしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） この二億何千万でしたかね、見込みが。これについては、南種子町から、こういう事業に使いますという請求があってはじめて交付されるということですか。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 請求といいますか、事業を、組立てを行いまして、こういう事業に使ってもよろしいですかということで、向こうにまず打診をいたします。それで防衛省のほうに協議を行いまして、それから事業申請という形になってきますので、あくまでもこちらの考えだけで進めるということではできません。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 最後の質問ですが、町民はこの再編交付金が入ってくるということは知っております。幾ら入り、どのような事業に活用したか、これが全然分からない状態です。広報みなみたねによって、住民へこのことを周知するということについてはどう考えるか、お尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 令和6年度の当初予算においては、9つの事業について予算化をしております。本定例会においても再編交付金を活用した備品購入の財産取得について提案をしているところでございます。

本町は、様々な国庫・県補助を活用して事業を行っており、再編交付金も予算上国庫補助金となります。同様の国庫補助を活用した事業については、町民の代表機関である議会での審議を得まして予算化をされておりますので、再編交付金事業だけに絞って広報をするということは考えておりませんが、町民に周知する必要があ

ると判断した事業については、当然周知していく必要があると考えております。

また、事業執行に当たっては、当然入札を行いますので、執行残も出てきますし、場合によっては変更契約の可能性も出てきます。

周知するに当たっては、金額も含めて正確な情報を周知する必要があると考えますので、再編交付金事業を広報紙へ掲載する場合は、事業執行が完了した時点で掲載を予定しているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 公表することについてはどう考えるかという質問ですので、年度に1回でいいんです。6月の広報紙でも、それで町民にちゃんとお知らせをすると。これだけ頂いて、こういう事業に活用しました、それを広報紙で町民に周知をできないかという質問ですけど、もう一回答弁をお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 今おっしゃいましたように、私が答弁させていただきましたように、あくまでも予算審議の中で説明もしております。それで、事業の内容についてはその時点で説明をしておりますので、大まかな予算の中での町広報紙の掲載はしておりますが、詳細についての説明までは、満額2億4,000万の金額をこれこれということではなくなってくるので、あくまでも予算の中で審議をした中で、広報紙には載せるべきかというふうに考えておりますので、これについては、必要なものについては再編交付金を活用してこれこれに使いますということは、今までも町広報の中でも、資料、口頭、皆さん方に周知をして申請をしていただくものとかありましたけども、それらのものについては、こういう事業をやりますということで掲載をしておりますので、全くしないということではございません。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 次の質問に移ります。自治体広報の在り方について。

広報みなみたね発行回数は、2024年9月号で782号を数えているようです。六十数年という長い歴史があり、町民に必要な情報や町内に起きた話題などを満載して、毎月発行し、町民に親しまれ、我が町の情報誌として愛され、親しまれてきたところであります。

2024年8月号広報みなみたね7ページ、「6月議会定例会一般質問の議員発言及び議会対応について」とのタイトルの記事を目にしたところであります。

前もって申し上げておきますが、この8月号の7ページの記事、町長からの発言取消し申出があり、議長と副議長からの発言取消しを促され、6月14日の本会議で発言取消しが許可され、議会の会議録からも、ライブ中継、録画中継からも、この

発言部分は削除されているということで質問をさせていただきます。

広報みなみたね発行の目的と果たす役割について、お尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 上園議員の御質問にお答えをいたします。

広報みなみたねは、南種子町における行政情報を住民の皆様に分かりやすく伝えることを目的として発行しております。

具体的には、町の施策や事業、イベント情報を広く町民に周知し、住民サービスの向上を図るために、情報の橋渡しとしての役割を果たしております。

また、町民との円滑なコミュニケーションを図り、行政に対する信頼感を醸成することを目的としており、町民の意見や声を反映させるための一つの窓口としての機能をしております。

広報みなみたねは、町内における重要な広報手段として、行政施策や重要なお知らせをタイムリーに提供し、住民が正確な情報に基づいて行動できるようサポートしております。

また、町の魅力発信や地域活動の支援、住民意識の啓発など、重要な役割を果たしているところでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） ちなみにお尋ねをいたしますが、毎月の発行部数は幾ら発行しているのかです。町内配布が何部、それから町内外の機関、学校とか団体、それから熊毛地区の市町、それから出郷者数と、全部で幾らぐらい発行しているものですか。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 上園議員の御質問にお答えをいたします。

広報みなみたねの8月号の発行部数につきましては、町内への配布部数が2,695部、町内外への関係機関・団体への発行部数が244部、出郷者への配布部数が19部となっており、合計で2,958部を配布している状況でございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 2,958部ですね。町内が2,695、人口が5,200人ぐらいですか、広報紙というのは全町民、それから報道機関、学校、鹿児島県と県内の各関係市町などにも届けられており、インターネットでも閲覧ができます。そういうことで、計り知れない方々に読まれていることになります。

広報みなみたねの8月号の7ページ、特集記事をわざわざ組んで町内全戸に配布した、その意図について、町長、お尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。——町長から反問権が出ておりますので、許可をいたします。町長。

○町長 このことについて答弁はいたしますけれども、まずもって答弁の前に、議員のほうから私にございましたけれども、この質問の趣旨、考え方について少しお聞きをしておきたいと思います。

これまでも広報みなみたねにおいては、平成21年の7月、そして令和3年の7月、そして、以前は病院、議会等についても記事を掲載したことがあります。

これは、本当に十五、六年前にこのようなことがずっと続く町議会だったというふうに思います。

そして、議員は私に、この意図はとなっておりますが、私は、議会の折に、6月の10日には議会に対してちょっと不満がありましたので、申出をいたしました。そして、議長名で回答を受けまして、再度議会へ申出をしたところであります。

そこで、これは後もって申し上げますが、議員は私にそのようにお聞きしますけれども、どのような意図で掲載したか、議員はどのように私たちが、何か問題が起こったようなことを聞かれますけれども、どのように議員のほうこそ感じていらっしゃるのでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） こういう公的な機関が発行する広報紙という媒体を使って、それに実名入りで自分の正当性を訴える、これが本当の広報紙の目的だということを、私、聞きたかったのよ。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。（発言する者あり）

反問を閉じます。

○町長 意図についてお答えをいたします。

議員発言及び議会対応についてということで、記事を掲載をしております。

この背景には、議会本会議のユーチューブ配信を見た町民の皆さんから、「私のほうには検討するのが何がいけないのか」、「どこが真剣に考えていないのか」、「議員も検討してほしいと言っているじゃないか」、また、そのほかここで申し上げることのできない言葉での抗議や「十数年前の議会に後戻りしているのではないか」とか、また、「発言取消しの内容が分からない」などの問合せがあったことから、この情報を正確に町民に伝えることが必要であると判断をしたからであります。

よって、これはただ取消しだけの問題ではなくて、及び議会対応についてということで私が申出をしたこと、そして議会からの回答があったこと、それで再度の申出をしたことを町民の皆さんにお知らせをしたところであります。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 私は、この検討というのは町長が言ったことであって、議員は、そういう検討ちゅうのは一言も言っていません。ただ町長の答弁に対して反論をしただけのことで、最初言ったのは、町長が検討しますと。

この文面を見てみると、「検討します」の発言を多く使った事実はなく、事実に基づかないことを一方的に発言し」とありますよね。これは数回使っていますよ。事実はなくじゃなくて、数回使っております。令和6年7月31日発行の議会だより第186号2・3・5ページにもその町長答弁が、「検討します」がしっかり載っています。見てください。

まだありましたけど、議会の広報編集委員会で、1か所は、もうこんなの見苦しいから削除しましょうということで、削除をしています。

いろいろあれを見ると、「執行部としては、事実内容を町広報誌でお知らせすることも考えています」、実際実行に移しましたよ。「軽率な発言」、どこが軽率な発言になるのか、南種子町の町長職という職にある人物の、これは本当に使う言葉だと思いますか。私は、そこは聞きたかったので一般質問に取り入れたわけなんですけど、この原稿は町長が書いたという情報を得ておりますが、町長が実際に書いたんですか。原稿は、どこかから提供されました。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 まだ反問したいこともありますが、ちょっと、それじゃあ申し上げておきます。

「検討」という言葉がどうか、それが今言われておりますけれども、議会本会議においては、議員本人からだけでなく、ほかの議員からも、検討して済む問題じゃないかとか、ぜひ行政のほうで検討していただけないかとか、そういうことは私も質問されております。

そして、その数がどうかこうとかというのは、1人の議員に対して1回とか2回が、そんな私も、検討という言葉が多いと、それで使えんような、そういうことを言われたら答弁できないです。

そして、我々が検討するということを言えば、真剣に考えていないようなことを言われるんですから、こういうことですから、非常に私どもも答弁がしにくくなるわけであります。

そして、今、原稿のことがありましたが、これについては、私もそういうことを議会と言われて、町長室に帰ってからも、ずっと翌日も、ユーチューブでもってこれを、確認を何回もいたしました。その中で、私はそれをずっと書き出して、原稿で言われていることの精査をして、そして自分でここを、原稿を作ったということでもあります。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） これは町長、私の発言した「検討します、検討します」、これは私の発言じゃなくして、町長が発言した発言ですよ。

私は、町長からの申出があったので、その部分は削除をするつちゅうことで、議会の本会議で許可をされております。当然、会議録からも、ユーチューブからもその部分は削除されているはずですよ。

それで、議会の議会中継に関する要綱第6条に、当該録画中継に係る映像の中に、次の各号のいずれかに該当する議事発言等があるときは、当該該当する部分に限り録画中継を行わないものとする。（1）議長が取消しを求めた発言、（2）南種子町議会会議規則第64条の規定により取り消された発言、（3）前2号に掲げるもののほか議長が適当と認める記事発言、この箇所が発言をされてなかったと、その原因は誰にあると思うか、町長、答弁を求めます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園議員、町長が答弁する前に、ただいまの上園議員の発言について、会議録及び録画配信について削除されなかったというのは事実ですか。

○8番（上園和信議員） いや……、はい。

○議長（塩釜俊朗議員） 暫時休憩します。

—————・—————  
休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時16分  
—————・—————

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩を閉じて再開いたします。

上園議員。

○8番（上園和信議員） 原稿を執筆した時点ですよ。議会が終わった後で書いているようですので、この部分はやっぱり広報紙に載せるべきじゃあ、私はなかったと思います、発言取消しをしていますので。

見ると、人権も何もあったもんじゃないです。個人の名前は、実名は書くし、それから予告ですか、何ですか、あれは。私が、議会活動に対する妨害もやっているような気がするんです。

最近では個人の人権、プライバシー意識が高まってきていると言われており、それに十分配慮した記事内容となっているでしょうか。町長、答弁を願います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 先ほども少し触れますけれども、議会からの回答文書においても、議会のほうから一議員の発した言動があまりにも軽率であったと本議会も認識をし、議会運営委員会においては、「検討します」という言葉は、当然議会の質問・答弁で必要な言葉であるとの見解でというようなことも回答を受けております。

私はそれに基づいて、ただ、削除しましたって議員は言いますけれども、削除された内容は、私ども執行部は誰も、どこが削除されたか分からないんですよ、文書も何も配られていないから。だから、それはやり方が私はおかしいって、議会に議長宛に文書を出したんです。分かっているのは議員さんたちだけですよ。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） ということは、議長、あなたに原因があるということですよ。町長の今の答弁でいくと。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園議員、その言葉によって、私にその原因があるというふうなことでありますが、これについては別問題じゃないですか。

○8番（上園和信議員） いや、何も知らされていないということですよ、議長から。

○議長（塩釜俊朗議員） どうぞ、上園議員。

○8番（上園和信議員） だから、こういうふうな結果になったんですよ。

○議長（塩釜俊朗議員） 結果は、基本的にはそういうようなことを言ったから、来たわけですよ。（「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）  
暫時休憩します。

---

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時26分

---

○議長（塩釜俊朗議員） 上園議員。

○8番（上園和信議員） 5番の質問は、答弁がありましたかな。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをいたします。

まず、個人の人権・プライバシー意識が高まったのは最近ということでもなく、特にインターネットの普及によって、個人情報の漏えいや不正利用が注目されるようになり、プライバシー保護の必要性が広く認識されるようになった1990年代から2000年代にかけてでございます。

行政においても、個人の人権・プライバシーに関しては十分に配慮しながら対応してきております。

議員の発言取消しに関する記事に関しては、個人のプライバシーに関わる詳細内容というのではなく、公共性の高い情報に限定して報告をしております。

また、事実に基づいた記述に努め、感情的な表現、一方的な視点に偏ることのないように、個人の名誉、信用を傷つけるような内容は排除し、事実を淡々と伝える形での情報提供ということで行ったところであります。

今後も、町広報みなみたねについては、町民の信頼を得るために、公正で透明な情報提供を行うと同時に、住民のプライバシー保護や人権尊重にも十分配慮し、町民が安心して広報紙を受け取ることができるように努めたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） ぜひともお願いをしたいと思います。

次が6番かな、広報みなみたねの発行に当たって、7ページの記事を掲載するに当たって、役場に庶務規程がありますよね。決裁手続は行われていたかという質問ですけど。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 上園議員の御質問にお答えをいたします。

今回の記事の掲載に当たっては、役場庶務規程及び事務決裁規程に基づいた決裁処理を行っております。

役場庶務規程、事務決裁規程では、役場における基本的な全ての文書、広報の作成、配布に関しては、決裁手続を得ることが義務づけられております。

広報みなみたね8月号の発行に際しても、例外なく通常の決裁フローに従い、規程に基づいた決裁処理を行っております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 広報の目的や果たす役割は、ちゃんと課長のほうから答弁をいただきました。

自治体広報の原点に立ち戻って、広報みなみたねの発行目的、果たす役割をもう一度確認をして、今までどおり町民に親しまれ、愛される広報紙づくりに努める、このことについて町長はどう考えているか、答弁を求めます。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ですから、しっかりとした議会でのやり取り、そして、情報についても住民の皆さんにしっかりとしたものが伝わらなければならないというふうに思っております。

そういう意味で、これまで、先ほどから申し上げましたけれども、平成21年度とか、ずっとこういうことが何回かありますので、こういうふうなことが起こらない、そういう町と議会と信頼し合える、そして町民のために働ける、そういう環境をつくるとともに、広報についても、私はしっかりとした、皆さんに本当に安心できる広報紙づくりというのは、努力をしたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 何年か前に町民大運動会を中止した年がありましたよね。あ



のときも、たしか防災行政無線で、公民館長の何とかという、3日ぐらい続いたのかな。ああいう公共の電波を使って、町民に町長の正当性を訴えたということもありましたよね。

ということで、最後の質問です。町政座談会の実施、「今後しっかりと検討して形を出していきたい」、6月定例会の町長答弁です。形はどう出したでしょうか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。――反問権を行使します。

○町長 答弁の前に、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

このことについては、もう現在協議をしているものですから、後もって答弁をいたします。

議会についてですが、議会も南種子町議会基本条例というのを自ら制定をしております。今回、反問権がやっと、私、就任してから6年目でこういうことができるようになりました。

その中で、議会においても、町民と議会との関係というものが第4条で書かれております。議会報告会等を通じて町民に対する説明責任を十分果たすように努めるとなっておりますが、これまで議会報告会及び町民と議員と語る会というのは、平成25、26、27の3年間開催をしております。

その後、今度は商工会と語る会が平成30年、令和元年、2年となっておりますけれども、やはりこれは、私どももこの町政座談会は、しっかりと町民のためにする座談会として、形をどういうふうにするかということは考えてまいりますけれども、これは町も一緒ですし、議会もどのようにこのようなことを一緒に取り組むのか、これも条例をわざわざ定めておりますので、議員は議会としてどう取り組む考えを議会全体として提言をする考えがあるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 今、私の質問に答えましたか。（発言する者あり）

○議長（塩釜俊朗議員） 今、反問です。反問に対する上園議員の。

○8番（上園和信議員） 何に対する反問。

○議長（塩釜俊朗議員） 反問いたしましたから、今、お聞きしたいので、その件について上園議員が答弁をしていただいて、それから町長が上園議員に対する質問に対する答弁をいたします。

○8番（上園和信議員） 私は、この質問の答弁だろうなと思って聞いていましたけど。

（発言する者あり）私が質問したことに対して、まず町長が答えて、その後から反問権じゃないの。（「違います」と呼ぶ者あり）

○議長（塩釜俊朗議員） 暫時休憩します。

---

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時35分

---

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩を閉じて再開をいたします。

○8番（上園和信議員） 6月定例会で、私の質問に対して、座談会の実施はどうするんですかという質問に、「今後しっかりと検討して形を出していきたい」というのが町長答弁でしたよね。形はどう出たか、それについて答弁を求めます。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 6月の一般質問で、町政座談会の実施形態についての質問がありました。全体で二百数十名の参加ということでしたけど、多くが役場職員でありますから、この前、課長の皆さんと今後のこの具体的な開催方法、そして在り方について協議をいたしております。

そして、各地区の館長さんをやっぱり中心とした実施が望ましいということで、あと、地域によっては農業関係のところが多くおられたり、漁業関係があったりするんで、希望するところ、そして希望する人は入っていただくような形式で、そういう在り方を館長のほうにも打診をしたいということで、そこで最後の調整をするということで確認をしたところであります。

先ほど申し上げましたが、反問でも言いましたけれども、このときにも、私は、議員からの御質問でありました一般町民とどうしてできないのか、そして開催方向で検討じゃなくて、決めなさいということも言われました。町民の要望も聞いて、それで行政の主役が誰かと、町民ですよということまで私も言われました。

それは当然、先ほど申し上げましたが、議会の基本条例にも書いてありますとおり、議会のほうも同じであります。やっぱり町民と議会との関係で定められておりますので、ここについては、私どももやりますけれども、議会のほうもしっかりやらなければいけない部分だというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 今、町長から言われたように、議会もしっかりと町民との語る会を開くことしましょう、議長。

○議長（塩釜俊朗議員） 今のような上園議員の答弁でありましたので、全協でも協議をしてよりよいまちづくりに尽くしたいと、このように思っております。

○8番（上園和信議員） よろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） ただいまの最後に対する反問権の件については、後もって会

議録を調製をして判断をし、事務手続をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、上園和信議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

————— . ——— . —————

## 散 会

○議長（塩釜俊朗議員） これで、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、明日9月6日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

————— . ——— . —————

散 会 午後 3時39分

# 令和6年第3回南種子町議会定例会

第 2 日

令和6年9月6日

令和6年第3回南種子町議会定例会会議録  
令和6年9月6日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 議案第33号 南種子町移住定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第2 議案第34号 南種子町企業立地促進基金条例制定について
- 日程第3 議案第35号 南種子町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第36号 南種子町農業者休養施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第5 議案第37号 南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第38号 南種子町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第7 議案第39号 南種子辺地総合整備計画の策定について
- 日程第8 議案第40号 財産の取得について
- 日程第9 議案第41号 財産の取得について
- 日程第10 議案第42号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第11 議案第43号 令和6年度南種子町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第44号 令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第45号 令和6年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第46号 令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第47号 令和6年度南種子町水道事業会計補正予算（第1号）

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	川内田 行 博 議員	2番	野 首 久 教 議員
3番	平  阜  強 議員	4番	福  島  照  男 議員
5番	名  越  多喜子 議員	6番	柳  田  博  議員
8番	上  園  和  信 議員	9番	濱  田  一  徳 議員

10番 塩釜俊朗議員

4. 欠席議員（1名）

7番 大崎照男議員

5. 出席事務局職員

局長 園田一浩 書記 砂坂英明

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康	副町長	小脇隆則
教育長	菊永俊郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸
会計管理者 兼会計課長	河野美樹	企画課長	木田美幸
くらし保健課長	外園幸喜	福祉事務所長	鮫島幸紀
税務課長	西村一広	総合農政課長	山田直樹
建設課長	河野容規	水道課長	河野和昭
保育園長	才川いずみ	教育委員会 社会教育課長	濱田伸一
農業委員会 事務局長	羽生幸一	教育委員会 管理課庶務係長	砂坂竜也
教育委員会 管理課施設係長	立石和之	教育委員会 給食センター 庶務係長	羽生義仁

△ 開 会 午前10時00分

---

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のどおりであります。

質疑については、議会会議規則及び議員申合せ事項など、ルール等を厳守してお願いをいたします。

---

日程第1 議案第33号 南種子町移住定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、議案第33号南種子町移住定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第33号は、南種子町移住定住促進住宅条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案第33号について説明させていただきます。

改正の内容は、南種子町移住定住促進住宅整備事業に関する譲渡条件付リース変更契約書を締結し、セトル西海を追加するため所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表を御覧ください。別表のセトル長谷の次に名称セトル西海、所在地、南種子町西之字立石3004番地、構造RC、間取り2LDK、戸数4、家賃（月額）4万円を加えるものです。

次に、改正条例本文を御覧ください。

附則の施行期日については、公布の日から施行し、改正後の南種子町移住定住促進住宅条例の規定は令和6年9月1日から適用するものでございます。

以上、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） どうでもいい質問なんですけど、議会に初めてこの住宅の命名がセトルという名前が出てきたんですが、このセトルという命名に至った経緯というか意味合いがあれば教えてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 セトルは英語で定住という意味を表しておりますので、それで定住住宅というところからセトルということで付けたとしております。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 定住住宅はもう全てこれで完成したということになるようですが、8月31日現在の入居状況、セトルごとの。それと全体にかかる年間のリース料、お尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 まず入居状況からお伝えしたいと思います。

セトル平山、6戸中6戸入っておりますので100%です。

セトル荃永、6戸中5戸入居しております。83.3%です。

それからセトル下中、4戸中4戸100%です。

西之、6戸中6戸100%です。

セトル島間、6戸中5戸83.3%です。

セトル長谷、8戸中7戸の87.5%になります。

あと、今、申しあげましたように100%に至ってない荃永については12月に教員が産休明けで入ってくるということで、入居予定になっております。

それから長谷については宇宙サイエンス関係の宇宙学校の職員を入居予定としております。

あと島間については、8月末に自己都合によりまして退去いたしましたので、実際8月31日まではいましたけども、8月末で退去ということで現在3つしておりますが、そのうち2つはもう既に決まっております。

今、申しあげました島間についても随時募集を今度かけていきますので、ほぼ100%に近い状態で運用は十分されているところでございます。

リース契約の中で、年間のリース契約はということでございますので、1億442万5,920円が年間であります。月額については870万2,160円ということで、いずれも駐車場込みで入っております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。9番、濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 留学生については、もう留学期間が終わったら出てもらうことになるのでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 現在、36戸中20戸が家族留学が入っております。その中で、議員のおっしゃるよう家族留学期間が1年でございますので、出ていただくということになります。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。



これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号南種子町移住定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第34号 南種子町企業立地促進基金条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第2、議案第34号南種子町企業立地促進基金条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第34号について御説明いたします。

議案第34号は、南種子町企業立地促進基金条例制定についてでありまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本基金は、令和6年第1回定例会において議決いただきました南種子町企業立地促進条例に基づく助成金や、本町への企業立地促進・産業振興と雇用機会の拡大を図るための財源を確保していく必要があることから、新たに基金を設置するものでございます。

次に、本文ですが、第1条は、設置目的でございます。

第2条は、積み立てる額について定めるものでございます。

第3条は、現金の管理について定めるものでございます。

第4条は、繰替運用について定めるものです。

第5条は、運用益金の処理について定めるものです。

第6条は、第1条の目的を達成するための財源に充てる場合に限り、処分ができる旨を定めるものでございます。

第7条は、委任について定めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 基金創設には別に反対するわけではないんですが、この積立

基金の使い方、具体的にはこういうやつに使えますよ、というのがどうもイメージがいまいち湧いてこないのです、そこら辺の説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 3月議会におきまして、企業立地促進条例で定めましたように、企業がこちらに参入してくる場合、その産業の振興、機会雇用の拡大を図ることを目的のために、企業がこちらで工場施設等を建設するに当たってこちらに入ってくることに よりまして、その中でお金を上限額3,000万円を助成するということになっておりますので、そのお金を3,000万の金額とまでは言いませんが、その何件というのは年間にその進出してくる企業によりますけれども、その資金に充てるということで基金を設立したということになります。

○議長（塩釜俊朗議員） 4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 主な目的は、進出企業に対する助成を行って進出を促すという理解でいいのかなと思っていますが、金額まで具体的に出てきたんですが、現実的に、今、前回の質問ではまだ見えてないということだったんですが、現時点でのその企業進出の見通しについて分かっている範囲でお答えをお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 企業進出の状況ということでありまして、これにつきましては8月19日の日に2社からこの企業立地協定の調停式を実施をしたところであります。これはともに1社は県外に本社を構える業者でありまして、もう1社については町内の事業者でございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 差し支えなければ企業名までお願いをしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 2件は今まで雇用拡大とか、それからこれまでもここに進出してきたところでありまして、1社はリスペクトさんでございます。現在の事業がもう手いっぱいの状態でありますので、拡大をするということで増設をして、そしてまた事業拡大をしていくという。それに対応する機材等も入れるということで、雇用にもまたつながっていくという、そういう申請がございました。

もう1社は平山のほうで島宿をやっておるHOPEさんですけども、行政と一緒にいろいろこれまでも拡大をしてやってきておりますが、向こうを増設をいたしまして、今の宿泊施設を増とするということでもありますので、そしてまた雇用拡大をやるということで、この2社でございます。

今回、今のところはそういう状況ではありますが、企業からもいろんなホテルの関係やいろいろ今、住宅の関係やら、企業としての参加、そしてまたそのPFIでの

いろいろな提案等が来ておりますけれども、これが具体的に進むようになったり、また企業が本町に入っていただくことになったときの、これは準備と言っちゃああれですけれども、今のところそういう財源も確保しっかりできておりませんので、基金を今回お願いをしまして、そして随時、こういう基金を積立てをして、農業振興基金とかあぁいったものと同様でやっぱりそれに対応するものをしっかり確立しておかなければならないということで、今回、条例制定をお願いをしたところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） ちょっとこのリスペクトという会社の事業内容ですね、南種子に申請したときの。どういう事業でしょうね。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 お答えします。

株式会社リスペクトさんにつきましては、本社のほうを滋賀県の大津市に創業をしております、発酵食品の製造・販売、健康食品の輸出、海外原料の輸入などについて事業展開をしているところでございます。本町のほうに事業所を構えておりますけれども、さとうきびを使用したオーガニクスを製造するというので、将来的には有機黒糖を生産していきたいということで、今、取り組んでいるところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 初めて聞く事業所のようにですけど、特に南種子町でそういう事業展開をもう既にしているということですか。大体何人の雇用があるんですかね。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 このリスペクトさんにつきましては、これまで協定を結んできておりますので、新聞等でも、町広報紙でも掲載をしているところです。雇用者の状況については、具体的に人数は現在ちょっと把握はしておりませんが、この企業立地協定によって新たに条件として、新たに新規地元雇用者を1名以上雇用することが義務づけられておりますので、この立地に伴って新たな雇用も生まれるということになります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 雇用機会の拡大を図るのが目的だそうですが、1人もいない事業者、いないわけですよ、今、南種子に、事業所。雇用している人。そういう企業にもこれは支給するという考えですかね。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 事業所については既に設置をしております、製造についてももう既に開始をしております。従業員もおりますけれども、雇用人数というのは現在、ちょっと私が把握していない状況です。この企業立地促進条例の対象事業の条件としては、町と立地協定を締結すること、それから用地を除いた設備投資額が2,000万円以上であること、用地取得後3年以内に工場等の操業を開始すること、併せて新設の場合は新規に地元の雇用者を2名以上雇用すること、増設の場合は新規の地元雇用者を1名以上雇用すること。これらの4条件を全てクリアした場合に、この事業が活用できるということでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。許します。濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） すみません、4条の繰替運用のところで、財政上必要があると認めるときはということですが、確認です。これは企業立地に関係なく町の財政上、必要があるという、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 お見込みのとおりだと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号南種子町企業立地促進基金条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第35号 南種子町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第3、議案第35号南種子町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 議案第35号について御説明申し上げます。

議案第35号は、南種子町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、国が定める介護保険施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

第3条は、包括支援センターの職員配置の員数について、複数の包括支援センターを設置した場合に、人員確保が困難になっている状況を踏まえ、員数などを柔軟化するものであります。

次に、改正の条例附則について御説明いたしますので、2枚目をお開きください。施行期日について、この条例は、令和6年10月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号南種子町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第36号 南種子町農業者休養施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、議案第36号南種子町農業者休養施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題とします。

当局の説明を求めます。総合農政課長。

○総合農政課長 それでは、議案第36号について御説明いたします。

議案第36号は、南種子町農業者休養施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この南種子町農業者休業施設の設置及び管理に関する条例につきましては、昭和57年12月に条例制定され、住民の健康の維持増進と住民相互の交流の場として利用されてきましたが、令和4年10月14日に保健所立会い検査が実施され、鹿児島県公衆浴場法施行条例第4条に規定する基準に不適合と判断され、その日から休業しております。その後、令和5年6月と8月に大雨により源泉上部が崩落したため、今後の運営方針について平山地区生産組合と協議を行ってまいりました。その結果、公衆浴場としての運営が困難なことから、今後、民間事業者へ無償譲渡を行い、地域の要望に沿った施設の有効活用を図るため、今回、条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） この条例を廃止するという提案ではありますが、設置の目的が農業者の健康の維持増進と地域社会における相互連帯意識を高め、住民福祉の向上に寄与するため、南種子町農業者休養施設を設置するという目的ではありますが、これ農業者の方との話し合いちゅうのは済んでますかね。

無償譲渡ということではありますが、それでもう業者なんか決まってるような話、どこの業者に無償で譲渡するわけですかね。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 農業者への説明を行ったかということ、質問ですが、平山地区生産組合と随時協議を行って決定をしております。

あと無償譲渡につきましては、公衆浴場施設としては現在では有償施設としての機能を有していないということ、現状のまま譲渡した場合、事業者は提案事業を実施するために必ず施設の改修の負担がかかります。施設を解体し、更地にするにはまた2,000万以上の費用もかかると。そのようなことから無償譲渡としております。

あと業者につきましては、今後、プロポーザル方式によって、より多くの町内の民間事業者から事業提案を公募しまして、決定をしたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） これは、南種子町の農業者、南種子町の農業者休養施設にな

っているんですよね。平山の生産組合ですかね、ここは管理をもう委託しているということですよね。この施設を町民の、町の施設を無償で提供、譲渡をするということはどうかと考えるんですけど、この施設には何かゲートボール場も付設しているみたいですが、それはゲートボール場も付いた施設ですかね。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 お答えします。

ゲートボール場については付いておりません。建物と土地になっております。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。3番、平畠 強議員。

○3番（平畠 強議員） 私が浜田集落の人たちのゲートボールをやっているときに、実際に行って、ここは、はまだの湯の持ち物で、管理も全て、この1面のゲートボールは南種子町の管理のもので私、言われたんですけども、その辺、まだはっきりは分からないんですか。1面のほうです。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 ゲートボール場の一部は町の土地になっておりますが、今回、この譲渡するのは、その建物とその建物が建っている用地になります。ゲートボール場は特にそのまま、今までどおりということです。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

町長。

○町長 ちょっと質問がありましたので、少し付け加えさせて、全協の中でもちょっと説明はしたんですけども。

これを建てる時に構造改善事業でもって、このやっぱり財源という面があったんでしょうから、そしてまた名称としても南種子町農業者休業施設ということで、これ設置をされたというふうに思います。

現在の状況で言いますと、前も説明しましたとおり、源泉に土砂がもう崩落しております。それで今後ももう随時、この崩落は恐らく押さえることはできないだろうというふうに予想されておまして、これは一番しっかりと改修ができて、同じように利用ができるのであれば、それはそのほうがいいんでしょうけれども、まづもって、先ほど課長からもありましたが、保健所から指摘をいただいております。このことをクリアするだけで1,600万を超える改修費が見込まれております。

そしてまた、この重機が源泉のところに運べないということで、重機が陸からも、それから船でも、瀬が近辺浅いということで運ぶことができません。これを考えたときに、ヘリか何かで運ぶようなことになると、これはもう相当大変なことになる

ということであります。

そして、これまで崩れたときも、校区の皆さんが本当、手作業のような状態でいろいろこれ対応してきておりますので、状況としてはそのような状況で、そしてまたそのパイプラインも、今の現状ではまた切断されたり、崩れたりするその恐れも確実に出てきますので、ここを改修するということになると営林署との関係もありますが、大体もう以前から二、三千万は軽く超えるような話でありましたけれども、それと重機の問題やこれ全て入れますと、もう億超えるようなことで、ちょっと町として対応できるような状況ではないということが理由でありまして、ここを何とか平山の生産組合のほうとも協議をしてきたようでありますけれども、地区民が望むそういう形でという話がありましたので、それを受けて今回、このプロポーでやって、一番いい形での利用ができないかということであります。

そして、やっぱりこれを受けた事業者についても校区民の御意見を踏まえて、しっかりと対応できる改修をやっていただくということが一番よろしいのではないかとということで伺っておりますので、そのことについては御理解をいただければなというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号南種子町農業者休養施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第37号 南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第5、議案第37号南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 議案第37号について御説明申し上げます。

議案第37号は、南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。



今回の改正は、国が定める行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

第12条は、被保険者証がマイナンバーカードへ一体化されることに伴いまして、被保険者証が今年の12月2日から廃止されることから、国民健康保険法第9条の被保険者等の返還に関する条項等が改正をされておりますので、それに伴いまして整備するものでございます。

次に、今回の改正条例の附則について御説明いたしますので、2枚目をお開きください。

附則第1条は、施行期日について、この条例は令和6年12月2日から施行することとしております。

附則第2条は、経過措置について、この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定によりなお従前の例によることとされている場合におけるこの条例の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしているところです。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 保険証がマイナンバーカードに変わるということで、今、盛んにマイナンバーカードを作れということでやっておりますけれども、町内のマイナンバーカードの取得率というのはどのくらいになっていきますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 最新情報では8月20日現在で集約をしております。本町においては90.71%ということでございます。ちなみに全国平均では80.95、鹿児島県の平均では86.20ということで、現在9番目ということでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありますか。6番、柳田博議員。

○6番（柳田博議員） マイナンバーカードを、もう毎日のように変えてくださいということで、防災無線でも話っております。変えた人からすると、非常に迷惑な話で、私は常々何で変えないのか、国策なんだということも私常々、こう皆さん、変えてない人には言うんですけれども、これを変えてなくて、保険証を返還を求められたときに、医療機関ではどのような対応をしていただくのか、お聞かせ願いた

いと思います。

○議長（塩釜俊朗議員）　くらし保健課長。

○くらし保健課長　マイナンバーカードを交付されていない方につきましては、資格確認書というものが発行されることとなります。12月2日以降は新しい健康保険証は発行されないんですけれども、既に8月に、基本的には1年間の有効期限の保険証を交付しておりますので、その保険証自体は有効期限まで使えるということです。ただ12月2日から健康保険証の新規発行はいたしませんので、マイナンバーカードで受診をしていただくんですけれども、そのマイナンバーカードを発行していない方については資格確認書が発行されるということになりますので、それで受診をしていただきたいというふうになるところです。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員）　討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員）　異議なしと認めます。したがって、議案第37号南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6　議案第38号　南種子町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（塩釜俊朗議員）　日程第6、議案第38号南種子町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長　議案第38号について御説明を申し上げます。

議案第38号は、南種子町過疎地域持続的発展計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、追加する事業の本町負担分の財源として、過疎対策事業債を予定していることから、計画を変更するものです。

なお、議会提案前に県との事前協議が法第8条第7項で義務づけられております

ので、この計画変更につきましては本年8月14日付で既に県の承認を受けている内容となっております。

それでは、資料1ページをお開きください。

表の左側が変更後、右側が変更前となっております。

まず、区分2産業の振興について、事業名(1)基盤整備に「農地整備事業(通作・保全)第二南種子」を追加し、事業名(11)その他に「島間港改修(統合補助)事業航路安全確保(航路)」を追加するものでございます。

次に、区分4交通施設の整備、交通手段の確保については、事業名(1)市町村道に「片板雨田線道路改良事業」を追加するものです。

次に、区分5生活環境の整備については、事業名(3)廃棄物処理施設に「し尿処理施設、汚泥再生処理施設汚泥タンク増設事業」を追加するものでございます。

2ページをお開きください。

区分8教育の振興については、事業名(1)学校教育関連施設に「学校施設環境改善事業、自然の家施設整備事業」を追加するものです。

最後に、区分9集落の整備については、その対策の本文の一部を追加し、事業名に「(2)過疎地域持続的発展別特別事業南種子町移住定住促進住宅リース事業」を追加するものです。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(塩釜俊朗議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、福島照男議員。

○4番(福島照男議員) 1枚目の産業振興の中で、片板雨田線道路の改良事業というのが追加で入っております。具体的にどこからどこまでの道かよく分からないので教えていただきたいのと、2枚目の福祉センターの改修事業、まあこれは、追加ではないんですけども、具体的にどういう改修事業になるのか、この2点を説明をお願いします。

○議長(塩釜俊朗議員) 建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

片板雨田線につきましては、荃永の雨田公民館から県道に抜ける道がありますけど、その線になります。

○議長(塩釜俊朗議員) 福祉事務所長。

○福祉事務所長 福祉センターの改修事業については、昨年度、改修事業のほうを行ってございまして、浄化槽の入替え、それから2階ロビーの窓、サッシの入替え等を行っております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号南種子町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第39号 南種子辺地総合整備計画の策定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第7、議案第39号南種子辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第39号について御説明いたします。

議案第39号は、南種子辺地総合整備計画の策定について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議会提案前に県知事との事前協議が法第3条第4項で義務づけられておりますので、この計画は本年8月23日付で既に県の承認を受けている内容となっております。

それでは、資料1ページをお開きください。

総合整備計画1、辺地の概況となります。

区域については、南種子町全域を辺地としており、中心地は上中の本町十文字周辺となります。

辺地度数については、資料4ページから6ページに辺地度数算定表を添付しております。本町は合計208点となっており、100点以上が辺地として認定されますので、町内全域が辺地となっております。

資料戻りまして、1ページから2ページの2、公共的施設の整備を必要とする事情については、10項目分けて本町の課題とその解決のために必要な公共の整備について記述しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、資料3ページの3、公共的施設の整備計画であります。令和6年度から

10年度までの5か年計画となっております、全体事業費で68億9,195万7,000円、財源内訳としましては、特定財源が35億8,026万9,000円、一般財源が33億1,168万8,000円、このうち辺地対策事業債の予定額としましては30億8,530万円を予定しております。

参考としまして、資料7ページから年次計画表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 7ページに、公民館、中央公民館屋内運動場建替事業という計画が載っております。令和6年から10年度まで、事業費で3億1,200万円という計画があるわけですが、この体育館を作る必要性があるのかなと、もう非常に疑問に思うわけですね。もう既に体育館1つあります。まだほかに緊急を要する公共事業費がたくさんあるわけで、今度、荃南小学校の増設に、設立にかかるわけで、これも7億前後はかかるというふうな説明を受けています。給食センターもボロボロという状況の中、昨日の一般質問の中でも学校の施設整備ができていないところもあるのではというような報告もありました。

そういう中で、公共施設の施設整備には相当数の財源が必要、見込まれると思います。そういう中で、旧南高体育館の跡地に体育館を新たに作る緊急性があるのかなというふうに不思議に思うんですが、計画に入れている根拠、背景ですね、どういう過程で非常に強い要望があったのかどうか含めて、説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 計画については、所管は教育委員会のほうになりますけども、まず急いだというのが、旧南高の体育館でございますが、あそこが雨漏りもありました。それで爆裂がございまして、その中でも駐車されている車に当たったとかということで立ち入りも止めたというところもありまして、緊急的な措置も必要であったということから解体をしないといけないということでございます。それで、解体をするに当たりましては、新しい事業、再編交付金を活用してそれに相当額の金が必要でしたので、事業の運営をどうしようかということから考えたときに、現在までに各体育館の場合はございましたけれども、雨天の場合、屋外でする競技、まずはイベント等にございまして、それらを簡潔にするためにも屋内で運動場という形で、それらのイベントに対応し得るものがあればということで、ぜひこの活用を図りたいということから、皆さんの運動機能、行事予定というものも含めてそれらを考えまして屋内運動場の必要性というものが出てきまして、今回、作るということで計画

の中にも入れております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 跡地を見て、多くの町民から私も聞かれます。この跡地、どうすつとかと。また体育館つくつとかと。いや、私もまだそこまでは正式な決まりは分かってませんと答えるんですが、もう体育館はいらんなどという声はたくさん聴きます。

大きい体育館が1つあって、小学校にも体育館があります。それは体育館があるに越したことは当然ないわけで、利用されるし、運動、スポーツ振興の上からも当然あっていいわけですが、ほかに作らなければならない施設はたくさんあるわけで、果たしてこの体育館が3億円もかけて最優先で作らなければいけない施設なのかどうかという観点から見たとき、私はもっとほかに急ぐべき施設はあるんじゃないですかと思うんですね。

町債の残高も今、令和5年度決算で約54億弱までに減ってきて、財源的には60億から大分減ってきてますから、余裕度は多少はあるのかなとは思っているんですが、もっとしなければならないやつはいっぱいあるじゃないですか。給食センターも職員は暑い、暑いと言いながら一生懸命頑張っていると。同僚議員が再三、改修に向けての質問もしてますがなかなかめども立ってないという。荃南小学校は間違いなく作るし、そこでまた多額の町債が発生してきますよ。福祉センターの改修事業も今はトイレ改修だけで終わって、中はボロボロ、通路、廊下は落石がいっぱいありますよ。あの改修も急がれます。もろもろの施設を必要としている中において、今あえて旧南高の体育館を作る必要が、緊急性があるのかなと思ったときに、どうも私は納得はいかなくて。ここは議会の議決を終えれば当然通過ということにはなるんですが、町民の意向もある程度、聞きながらやるのも一つの手ではないかなと思っていて、今は南種子町の公共施設の整備計画書がまだ出ていませんけども、その計画書も出た中で検討すべきかなと思っているんですが、計画書はいつごろできるのか教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをしますが、この辺地計画に中央公民館屋内運動場建て替えというふうになっているので、体育館を建て替えだというふうなことで捉えられるんだろうというふうに思います。

今、もう議会の議決も終えて設計に入っておりますけれども、工事はその後になるかと思いますが、これはこれまでのいろんな要望を受けて、そしてまた老朽化、そして屋内の運動場のことがこれまでも要望がありましたのでこういう計画になっ

ております。

要するに、今、建てようとしているのは、私は、今、設計のほうでもやっているのは、体育館をまた建て替えるということにはなっておりません。ああいう壁で仕切られた体育館ということではなくて、ちょっと出入りの鹿児島のかんまちあにもありますけれども、いろんなイベントや使い勝手のいいものに屋根をつけたやつでできればということで、今、設計のほうでも発注をして協議をしているところでもありますので、最終的にはそれが完成品ができて、どのような状況でまた協議をして決定をするかということになると思いますが、一応、ここに入っているのはそういうことでもあります。

それで、確かに給食センターも急がなければなりません、単独で、今、もう町がやるような時代ではなくて、これは今、住宅が不足しているものもありますから、今PFIでいろんな協議をさせていただいています。要するに、住宅とセットで作るとか、PFIで民間活用をすると、学校の給食センターを学校給食だけに利用するというのではなくて、文科省の予算を使うと学校給食だけにしか使えないんですよ。なので、これを病院やら、それから介護の方々やら、高齢者に対する給食宅配だったり、いろんなものに使えるような複合的なものができるかということであったり、それはそれで内部で今、協議はさせていただいております。ただ事業をやれる方向をいろいろ模索しているところであって、ただこの体育館については、体育館というふうになっているのでそういうふうには捉えられますけれども、完成をした段階においてはまたいろいろ御報告ができると思いますが、そして一部、再編交付金も入れますけれども、やっぱりこの辺地計画、それから過疎計画に入れるということは、この2つの起債を使わないと辺地でもって、これ財源を借り入れをすれば、後年度の返すお金の8割は国から返ってくるわけなので、これを有効に使ったほうが良いということで、ここに存分にいろいろ計画は載せてさせていただいています。

それで、福祉センターも当然、議会でもいろいろこれまでも議論をさせていただきました。そして、これも大変この福祉センターだけでというわけにいかないの、今、部内においては、先ほど言ったように福祉センターを建て替えるときは防災施設であったり、それから民間が作るのであれば、そこにやっぱり金が稼げる施設を複合的に作ったほうが、民間としては金が取れるわけですよ。それで民間も作りやすいので、行政が全てをもう何十億も大変なお金をかけて作るというのは、とてもじゃないですけど今、できないような状況であります。ですので、それも含めて今、協議をして、計画を、財源を、どのようにずっと振っていくかということ、今、協議をしているところでもありますので、そこについては少し御理解をいただきたい

なというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号南種子辺地総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

ここで11時5分まで休憩をします。

—————・—————  
休憩 午前10時55分

再開 午前11時03分  
—————・—————

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第8 議案第40号 財産の取得について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第8、議案第40号財産の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長。

○建設課長 それでは、議案第40号について御説明いたします。

議案第40号は、財産の取得についてでありまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、小型パワーショベル1台、小型タイヤショベル2台と、自走式芝刈機1台でございます。

契約の方法は、売買であります。

取得価格、契約金額につきましては、総額で1,779万1,400円でございます。

購入先、契約相手方につきましては、小型パワーショベルと小型タイヤショベル2台が南種子町中之上2756番地1、有限会社中村自動車、代表取締役中村豊子。自走式芝刈機が中種子町納官1551番地、ヤンマーアグリジャパン株式会社種子島支店、支店長川村三則であります。

お手元に、参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。



以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 購入した後のこの4つの機械の所属先はどこになるのか、まず1点、質問いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

購入後の車両につきましては、まちづくり公社が使用することとなります。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） まちづくり公社が所有するということですが、自走式芝刈機、これを学校がどうしても必要なときにお願ひをするが、なかなか貸してもらえないという、ちょっと要望が入ってきてるんですけど、これ、もし学校のほうが使わせてくださいということで申請があったときは許可ができるんですかね。

○議長（塩釜俊朗議員） 建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

まちづくり公社のほうが所有するのではなく、まず使用することになります。所有のほうは建設課のほうとなります。

あと自走式芝刈機につきましては、そういったほかのところでも利用したいという案件等あれば、それは対応できると思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 建設課で、所属先、建設課ということですので、ぜひともそういう申請があったときは気軽に使用させるということでお願ひをしておきます。

○議長（塩釜俊朗議員） 建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

そのように使用の依頼等あった場合は、また協議をしながら、できるように進めていきたいと考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 財産取得としての関連質問です。何て言うのかな、高所作業車、道路の高木の伐採、高所作業車、あれは私は非常に使い勝手の道がいっぱいあるので、ぜひあれを前から購入できないかという要望もしたことがあるんですけど、直接、今日の議決ではないですが、町長、ちょっと検討してもらえないかなと思って思うんですけど、答弁いただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 以前もそういう話が部内でも出たことがありますけれども、常にこう使われる

ものであれば購入をしていいのかなというふうに私も思いますけれども、現在のところは高所、そういう作業車とか、それから町の持ってないものについてはリースで全部対応しております、今、建設会社であったり、いろんなどころもほとんどリースのほうがかなり進んでおりますので、それで対応しているところであります。そこについては頻繁に使うものかどうか、それはまた公社のほうでも、理事長を中心にちょっと協議をしていただきたいというふうに思いますけれども、御意見として賜っておきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第41号 財産の取得について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第9、議案第41号財産の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、議案第41号について御説明申し上げます。

議案第41号は、財産の取得についてでありまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、消防ポンプ車1台でございます。

契約の方法は、売買でございます。

取得価格、契約金額につきましては2,849万円でございます。

購入先、契約相手方につきましては、鹿児島市南林寺町16番6号、株式会社K S B、代表取締役種子田浩市でございます。

お手元に、参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、上園和信議員。

- 8番（上園和信議員） この消防ポンプ車の配置先はどこですかね。
- 議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。
- 総務課長 中央分団になります。
- 議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男議員。
- 4番（福島照男議員） この新たに買うやつは入替えになるのか、増車になるのかだけ教えていただけますか。
- 議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。
- 総務課長 更新ということで入替えになります。
- 議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。
- これから議案第41号を採決します。
- お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第42号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

- 議長（塩釜俊朗議員） 日程第10、議案第42号鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。
- 当局の説明を求めます。くらし保健課長。
- くらし保健課長 それでは、議案第42号について御説明申し上げます。
- 議案第42号は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の3第1項の規定により、議会の協議を求めるものでございます。
- それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。
- 被保険者証がマイナンバーカードへ一体化されることに伴いまして、被保険者証及び資格証明書が廃止をされますので、資格確認書等が変わることから、別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。
- 次に、今回の改正条例の附則について御説明いたします。
- 2枚目をお開きください。
- 施行期日について、この条例は、令和6年12月2日から施行することにしており

ます。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号鹿児島県後期

高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第43号 令和6年度南種子町一般会計補正予算（第3号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第11、議案第43号令和6年度南種子町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第43号令和6年度南種子町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書に基づいて説明をいたしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、10月から接種開始予定の新型コロナワクチン定期接種業務委託、荃南小学校校舎建設敷地造成工事、まちづくり基金を活用した南種子町企業立地促進基金積立金に要する費用が主なもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ9,844万円1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ70億7,864万7,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

それでは、4枚目をお開きください。

第2表、債務負担行為補正についてでございます。追加5件、変更1件であります。

まず、議場音響・動画配信システム構築業務委託については、期間を令和7年度から令和11年度の5年間とし、限度額を5,988万5,000円とするものです。

次に、青色パトロール車購入については、期間を令和7年度の1年間とし、限度額を391万7,000円とするものでございます。

次に、メールサーバー及びOCR装置機器のリース料については、期間を令和7年度から令和11年度の5年間とし、限度額をそれぞれ設定するものです。

次に、経営体育成基盤整備事業荃永地区埋蔵文化財調査実施に伴う農業休止補償については、期間を令和7年度の1年間とし、限度額を75万7,000円とするものです。

変更1件については、入札執行に伴い、限度額を変更するものです。

次に、裏面をお開きください。

第3表、地方債補正については変更3件で、今回補正に計上の各事業について財源調整を行い、それぞれ限度額を変更するものでございます。

起債の方法・利率・償還の方法につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から説明しますが、人件費については、職員の人事異動等に伴うものがありますので、説明は省略させていただきます。

9ページをお開きください。

まず、議会費については、議場音響・動画配信システム構築業務委託リース料が主なもので、154万円を増額するものです。

次に、同ページから13ページ、総務管理費については、宇宙のまち宣言に伴う広告料が主なもので、1,514万2,000円を増額するものです。

次に、16ページから18ページ、社会福祉費については温泉センター燃料費が主なもので、1,640万8,000円を増額するものです。

次に、20ページから21ページ、保健衛生費については、定期予防接種業務委託が主なもので、2,219万円を増額するものです。

次に、同ページ、清掃費については、廃棄物処理施設修繕費が主なもので、692万8,000円を増額するものです。

次に、同ページから26ページ、農業費については、地籍調査測量業務委託の減額が主なもので、3,716万2,000円を減額するものです。

次に、27ページから28ページ、商工費については、観光施設修繕費が主なもので、527万7,000円を増額するものです。

次に、29ページから30ページ、道路橋梁費については、道路維持単独補修工事が主なもので、1,937万2,000円を増額するものです。

次に、同ページから31ページ、住宅費については、集落内環境整備工事の減額が主なもので、1,070万9,000円を減額するものです。

次に、同ページから32ページ、教育総務費については、奨学資金貸付金の減額が主なもので、890万2,000円を減額するものです。

次に、33ページから34ページ、小学校費については、荃南小校舎建設敷地造成工事が主なもので、3,672万6,000円を増額するものです。

次に、39ページから40ページ、保健体育費については、県民スポーツ大会出場補助が主なもので、537万5,000円を増額するものです。

次に、同ページ、公債費については、長期債利子の減額が主なもので、273万4,000円を減額するものです。

次に、同ページ、公営企業費については、水道事業会計補助によるもので、501万円を増額するものです。

次に、41ページ、繰出金については、国民健康保険特別会計の減額が主なもので、347万8,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ、財政調整基金積立金については、国債運用に伴う利子分として290万4,000円を積み立てるものでございます。

次に、42ページ、南種子町再編交付金事業基金積立金については、肥料・飼料価格高騰対策事業の実績見込みに伴い、3,294万2,000円を減額するものでございます。

次に、南種子町企業立地促進基金積立金については、先ほど可決いただきました南種子町企業立地促進基金条例に基づき、3,000万円を積み立てるものでございます。

以上が歳出になります。

次に、歳入を説明いたしますので3ページをお開きください。

まず、町税については、償却資産税の増に伴い、固定資産税6,140万円を増額するものです。

次に、同ページ、地方特例交付金については、定額減税減収補填に伴い、1,934万3,000円を増額するものです。

次に、4ページ、国庫補助金については、特定防衛施設再編交付金の減額が主なもので、4,267万6,000円を減額するものでございます。

次に、5ページ、県補助金については、地籍調査事業補助金の減額が主なものでございまして、2,604万2,000円を減額するものです。

次に、6ページ、財産運用収入については、国債運用に伴う財政調整基金利子が主なもので、324万5,000円を増額するものです。

次に、7ページ、基金繰入金については、今回、補正における各事業について、各目的基金からそれぞれ繰入等の調整を図るもので5,335万5,000円を増額するものです。

次に、8ページ、雑入については、新型コロナワクチン定期接種助成金が主なもので、2,001万5,000円を増額するものです。

最後に同ページ、町債については、今回、補正における各事業の財源調整に伴い、714万円を増額するものです。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれ担当課長より説明申し上げますので、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から、款の1 議会費、9 ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の2 総務費、9 ページから16ページ、質疑ありませんか。

2 番、野首久教議員。

○2 番（野首久教議員） 10ページ広告費の件についてお尋ねをいたします。目の4 広報費の区分の11役務費、ここに広告料といたしまして600万の予算を上げておりますけれども、これについての使用目的を教えてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 この広告料につきましては、9月12日に南種子町の宇宙のまち宣言を行うということにしております。宇宙のまち宣言に伴って、南日本新聞を活用して、センターページ、センターワイドから30段ということで、内容については広告のデザイン、レイアウト、企画製作、それから電子データ、掲示物の提供ということで予定をしているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の3 民生費、16ページから20ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の4 衛生費、20ページから21ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の6 農林水産費、21ページから27ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の7 商工費、27ページから28ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の8 土木費、28ページから31ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の9 消防費、31ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の10教育費、31ページから40ページ、質疑ありませんか。  
4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 荃南小学校の造成工事費が計上されております、3,500万。  
前にも1回お尋ねしたんですが、旧中学校跡地ということですが、中学校跡地の高台が含まれるのか、その確認が1点です。

それと、まだ全体像が示されてなくて、事業費額がいくらぐらいになるのか。それと何と何をどういうふうにするのかというのを全体像がまだ示されていないんですが、いつごろになったら議会に提示できるのかだけ教えてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 今、全体像を設計でお願いして、それを地域住民とか学校と調整をしている最中でございます。そこで、その高台のところはやっぱり高台があることによって分断されるといけませんので、そこを切って平らにして、今のところと旧中学校との行き来ができるような形でやるようにしております。

今、これから実施設計に入るわけですが、そのときに様々な不都合が出てきておりますので、あるいは斜面をどこまで切っていくとか、そういうことなどを今検討しているところでありますが、具体的には施設係長にお願いしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 管理課施設係長。

○教育委員会管理課施設係長 議員の質問にお答えします。

まず建設地の敷地については、今現在、荃南小と旧荃南中跡地というのは約5メートルぐらいの高低差がありますので、その部分を今回の補正予算で計上している関係で3メートルぐらいの切り土をして、今の現状の小学校と約2メートルぐらいの高低差で計画を今している段階です。

今、旧荃南中の体育館があると思うんですけど、あの敷地の高さに合わせて今回、補正予算で計上してもらっている予算で造成工事を行う予定にしております。

あと事業の内容ですが、先ほど今、教育長のほうからの説明がありましたとおり、今の設計事務所のほうと校舎の建設に向けて設計協議を今している段階で、今現在、学校に最終の確認をしてもらいましたので、その部分で整理をして、教育委員会とあと町長に向けて説明を行い、最終的には議会のほうに説明をしたいと思っています。

整備の内容としましては、今現在ですけど確定ではありませんが、校舎の面積としては約1,700平米程度を見込んでいます。

構造については、木造の平屋建てで計画をしております。

整備の教室については、普通教室が3教室、特別支援学級を2つ、多目的教室を



2教室、これは複式解消がされた場合とか少人数指導教室を考慮して2教室を増設しております。

あと特別教室の音楽室、図工室、理科室、家庭科室、図書室、校長室とか職員室などの管理教室を配置予定としております。

建設のスケジュールについては、今年度実施設計を今行っておりますので、今回、補正予算で造成工事の予算を計上させてもらっていますが、予算が可決された場合は荃南小と荃永地区の合同の運動会が終了した後に工事をできる限り早く発注をして、令和7年度に予定している校舎建設に向けてスムーズに事業が発注できるようにしたいということで、今回、補正を計上しております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の12公債費、40ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の13諸支出金、40ページから42ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、歳入、款の1町税、3ページから款の21町債、8ページまで一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、第2表、債務負担行為補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、第3表、地方債補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 以上、全般にわたり質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号令和6年度南種子町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第44号 令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
(第1号)

○議長(塩釜俊朗議員) 日程第12、議案第44号令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、議案第44号令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ414万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,386万円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の1国民健康保険税については、保険税の本賦課等に伴うもので532万1,000円を減額するものであります。

次に、款の5国庫支出金については、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金81万7,000円を増額するものでございます。

次に、3ページから4ページ、款の6県支出金については、保険給付費等交付金の普通交付金の増額、それから特別交付金の保険者努力支援制度交付金の減額及び県繰入金の増額に伴い362万8,000円を増額するものであります。

次に、4ページ、款の10繰入金の他会計繰入金については、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金及びその他一般会計繰入金の減額に伴い、一般会計繰入金366万3,000円を減額するものであります。

次に、款の12諸収入については、一般被保険者延滞金39万9,000円を増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

5ページをお開きください。

款の1総務費の総務管理費については、職員給料及び国保制度改正対応システム改修負担金が主なもので63万3,000円を減額するものであります。

次に、款の1総務費の徴税费については、印刷製本費の補正に伴い29万6,000円を増額するものであります。

次に、款の2、5ページから6ページ、保険給付費については、項の1療養諸費から項の2高額療養費まで、給付見込みに伴いそれぞれ補正するものでございます。

次に、款の6、6ページ、保健事業費の保健事業費については会計年度任用職員の給与等の補正が主なもので2万6,000円を減額するものでございます。

次に、款の6保健事業費の特定健康診査等事業費については、オンライン開催に伴う普通旅費の減額、秋に実施予定しております脱漏検診に係る見込みのものによるもので5万4,000円を減額するものでございます。

次に、7ページ、款の9諸支出金の項の1償還金及び還付加算金については、産前産後保険料繰入金について補正するもので、1,000円を増額するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第45号 令和6年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第13、議案第45号令和6年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、議案第45号令和6年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,621万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,732万8,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の4国庫支出金及び款の6県支出金については、地域支援事業交付金の補正に伴うもので、それぞれ増額するものであります。

次に、款の10繰入金、一般会計繰入金については、給与費等繰入金が主なもので、14万4,000円を増額するものであります。

次に、款の10繰入金、基金繰入金については、介護保険基金繰入金3,562万4,000円を増額するものであります。

次に、3ページから4ページ、款の11繰越金については、前年度繰越金の確定に伴い、41万3,000円を増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

5ページをお開きください。

款の1総務費、総務管理費については、職員の共済組合負担金3万6,000円を増額するものであります。

次に、款の1総務費の介護認定審査会費については、会計年度任用職員の共済組合負担金が主なもので、9万7,000円を増額するものであります。

次に、款の5地域支援事業費の包括支援事業及び任意事業については、介護支援専門員研修会負担金及び各地区の地域支え合い推進員の事務用プリンターと電話機が使用不能になったため、備品購入が主なもので、5万8,000円を増額するものであります。

次に、6ページ、款の8諸支出金の償還金及び還付加算金については、前年度介護給付費国庫負担金返納金が主なもので、3,592万4,000円を追加するものであります。

次に、款の8諸支出金の繰出金については、令和5年度分精算返納金として10万円を追加するものであります。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしく願います。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 6ページの、この国庫負担金の返還。具体的に、もうちょっと内容を説明していただければと思うんですが、よく理解してませんので、願います。

○議長（塩釜俊朗議員）　くらし保健課長。

○くらし保健課長　これにつきましては、令和5年度のそれぞれ介護給付費に、介護サービスによります給付費の5年度分がありますけれども、それについて、それぞれ国庫負担金、県負担金、基金支払い基金等々ございますので、その分の実績に伴う精算返納金ということになりますので、よろしくお願ひします。

○議長（塩釜俊朗議員）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員）　討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員）　異議なしと認めます。したがって、議案第45号令和6年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第46号 令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（塩釜俊朗議員）　日程第14、議案第46号令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長　それでは、議案第46号について御説明申し上げます。

議案第46号は、令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ292万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億662万円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の1後期高齢者医療保険料については、保険料の本賦課に伴うもので273万

9,000円を増額するものでございます。

次に、款の4繰入金については、事務費等繰入金4万1,000円を増額するものがあります。

次に、款の6諸収入については、一体的実施事業収入及び各種検診等個人負担金などが主なもので、それぞれ増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

4ページをお開きください。

款の1総務費については、共済組合負担金1万2,000円を増額するものであります。

次に、款の2後期高齢者医療広域連合納付金については、被保険者保険料納付金273万9,000円を増額するものでございます。

次に、款の3保健事業費については、職員手当等が主なもので16万9,000円を増額するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしく願います。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第47号 令和6年度南種子町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第15、議案第47号令和6年度南種子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長。

○水道課長 それでは、議案第47号令和6年度南種子町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第2条は、令和6年度南種子町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を改めるもので、(4) 主要な建設改良事業の水道施設耐震化事業9,000万1,000円を7,887万8,000円に、水道施設改良等事業3,950万円を5,050万円に改めるものです。

第3条は、予算第3条収益的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、第1款水道事業収益について、第2項営業外収益を31万円、第3項特別利益を2万1,000円増額し2億4,952万6,000円とし、支出の第2款水道事業費用、第1項営業費用に19万1,000円増額し2億6,655万2,000円とするものでございます。

第4条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の既決予定額を補正するものです。本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきまして、記載のとおり改めます。

2ページをお願いいたします。

収入、第3款資本的収入について、第1項企業債を1,040万円、第2項国庫補助金を562万9,000円減額、第7項出資金を470万円増額し1億2,226万8,000円とし、支出の第4款資本的支出、第1項建設改良費について12万3,000円減額し2億2,188万4,000円とするものでございます。

次に、第5条の企業債については、水道施設耐震化事業の内定通知により事業費の変更に伴い記載のとおり限度額を変更するものでございます。

第6条については、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございまして、予算第8条に定めた経費を改めるもので、職員給与費を18万円増額し3,999万4,000円に改めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第7条他会計からの補助金については、予算第10条中6,000万円を6,501万円に改めるものでございます。

4ページをお開きください。予算実施計画でございます。

5ページをお願いいたします。

予算事項別明細書について御説明いたします。

収益的収入の款の1水道事業収益、項の2営業外収益、目の2他会計補助金に一般会計繰入金31万円、項の3特別利益、目の2過年度損益修正益に過年度分歳入として2万1,000円増額するものです。

次に、款の2水道事業費用、項の1営業費用、目の4総経費に人件費の19万1,000円を増額するものです。

6ページをお開きください。中段から御覧ください。

資本的収入及び支出について、建設改良費の水道施設耐震化事業について、事業

の内定通知により減額補正するものです。

款の3 資本的収入、項の1 企業債、目の1 建設改良事業債、水道施設耐震化事業を1,040万円減額、項の2 国庫補助金、目の1 国庫補助金、生活基盤施設耐震化等交付金を562万9,000円減額、項の7 出資金、目の他会計出資金を470万円減額するものです。

7ページをお願いいたします。

款の4 資本的支出、項の1 建設改良費、目の1 建設改良費、水道施設耐震化事業を1,112万3,000円減額し、水道施設改良等工事に1,100万円増額するものです。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 今度の10号台風で2日間停電した地域もたくさんあったわけですよ、町内に。幸いに水道が止まったという話はあまり聞いていないわけですね。以前のときは水道が止まって発電機で回したという報告も受けておったんですが、非常に対応としてはよかったかなと思ってるんですが、非常に改善が進んだなというふうに思っています。具体的にはどういう対応に至ったのかを1点教えてほしいのと、耐震化事業で事業枠が決定してマイナス予算になっているんですが、本町の水道事業、相当古い配管がありますが、今後の改良計画についてざっくりでいいので教えてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 水道課長。

○水道課長 お答えをいたします。

台風対策につきましては、対策本部が設置した段階で、私のほうは水道課のほうに待機をしておりました。職員についても停電対策ということで、その日の午後からは職員は帰宅ということだったんですが、水道課の2名についてはそのまま残っていただいて、発電機がないところがございますので、その4か所について発電機の準備をしておりましたので、その対策で残ってもらいました。実際は次の日の午前4時に西之のほうの発電機を回しに行きまして、6時から西之町の発電機を回しに行きました。一応、断水のほうはそれでしなかったということでございます。

ただ赤石に加圧ポンプ室があるんですけども、そこに非常用発電機があるんですが、ちょっと故障いたしまして、そんな時間的には長くなかったと思うんですが、そこが一部断水ということになりました。

一応、台風対策については以上です。

あと水道管の配管の、老朽化した配管の取り替えでございますけれども、一応令和7年から3か年をかけて一旦更新計画を立てて更新をしていく予定としておりま



す。水道事業に関しては県のほうに5か年計画を提出するようになっておりますので、その中で補助事業等を使えるものがあれば順次更新をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 水がないと、動物も、人間も、植物も、生きてはいけないと思います。毎日、水道課の職員の皆さんには安全でおいしい水、安定的に供給をしていただいております。非常に感謝をしたいと思います。

そこで、この町内の水源地の箇所ですね、いくらぐらいあるのか、そして今後、水が枯れるというか、その心配はないのか、この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 水道課長。

○水道課長 お答えをいたします。

水源池の数ですけれども、南種子町内に6か所ございます。一応、今のところ枯渇とかそういうことはないというふうに聞いております。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号令和6年度南種子町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

## 散 会

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月13日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

---

散 会 午前11時59分

# 令和6年第3回南種子町議会定例会

第 3 日

令和6年9月13日

令和6年第3回南種子町議会定例会会議録  
令和6年9月13日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 提案理由の説明
- 日程第2 議案第48号 南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第3 議案第49号 財産の取得について
- 日程第4 議案第50号 令和6年度南種子町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 認定第1号 令和5年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第2号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第3号 令和5年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第4号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第5号 令和5年度南種子町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 発議第1号 南種子町前之浜の防風林保護対策の早急な実施を求める意見書の提出について
- 日程第11 委員長報告（総務文教委員会・所管事務調査）
- 日程第12 閉会中の継続調査申し出
- 日程第13 議員派遣
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 議員	2番	野 首 久 教 議員
3番	平  阜  強 議員	4番	福  島  照  男 議員
5番	名  越  多喜子 議員	6番	柳  田  博  議員
7番	大  崎  照  男 議員	8番	上  園  和  信 議員
9番	濱  田  一  徳 議員	10番	塩  釜  俊  朗 議員

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 書 記 砂 坂 英 明

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康	副 町 長	小 脇 隆 則
教 育 長	菊 永 俊 郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸
会計管理者 兼会計課長	河 野 美 樹	企 画 課 長	木 田 美 幸
くらし保健課長	外 園 幸 喜	福祉事務所長	鮫 島 幸 紀
税 務 課 長	西 村 一 広	総合農政課長	山 田 直 樹
建 設 課 長	河 野 容 規	水 道 課 長	河 野 和 昭
保 育 園 長	才 川 い ず み	教育委員会 社会教育課長	濱 田 伸 一
農業委員会 事務局 長	羽 生 幸 一	教育委員会 管理課庶務係長	砂 坂 竜 也
教育委員会 管理課施設係長	立 石 和 之		

△ 開 会 午前10時00分

---

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑については、議会会議規則及び議員申出せ事項など、ルールを厳守してお願いをいたします。

---

日程第1 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、町長提出の追加議案第48号から第50号について、提案理由の説明を求めます。町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今回追加提案いたしました案件は、条例案件1件、事件案件1件、予算案件1件の計3件でございます。

それでは、条例案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

議案第48号は、南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、児童扶養手当法施行令改正による条文修正等のため、所要の改正を行うものでございます。

次に、事件案件について御説明申し上げます。

議案第49号は、財産の取得についてでありまして、小型タイヤショベルと自走式散布機の取得をするものでございます。

次に、予算案件について御説明申し上げます。

議案第50号は、令和6年度南種子町一般会計補正予算（第4号）でございまして、8,010万6,000円を追加し、総額71億5,875万3,000円とするものでございます。

今回の主な補正内容につきましては、台風10号接近に伴い被害を受けました農林水産施設、公共土木施設の災害復旧事業、その他公共施設の修繕に係る費用が主なものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、提案理由の説明を終わります。

---

日程第2 議案第48号 南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第2、議案第48号南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長 それでは、議案第48号について御説明いたします。

議案第48号は、南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてでありまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、児童扶養手当法施行令が改正され、令和6年11月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

第3条第3項については、ひとり親家庭等医療費助成事業の対象者に係る所得制限に関する規定でございますが、今回、児童扶養手当法施行令の改正による条文修正のため、第1号から第3号までの引用条項をそれぞれ改正するものでございます。

改正条例本文を御覧ください。

附則において、この条例については、令和6年11月1日から施行するものとするものです。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第49号 財産の取得について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第3、議案第49号財産の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総合農政課長。

○総合農政課長 それでは、議案第49号について御説明いたします。

議案第49号は、財産の取得についてでありまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、小型タイヤショベル1台と自走式散布機1台でございます。

契約の方法は、売買であります。

取得価格、契約金額につきましては、総額で1,431万4,300円でございます。

購入先、契約相手方につきましては、小型タイヤショベルが、南種子町中之上2756番地1、有限会社中村自動車、代表取締役中村豊子。自走式散布機が、中種子町野間11593番地2、株式会社南九州沖縄クボタ中種子営業所、所長熊野勝憲であります。

お手元に参考資料といたしまして、仮契約書の写しを添付してございます。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 2点、質問したいと思っております。

1点目は、入札状況について説明をお願いしたいと思います。

同様の財産取得について、議案第40号がありました。このときにもショベル関係の契約相手方が同一業者となっております。それについてのそのときの状況の入札の状況についての説明をお願いします。

それと、このタイヤショベル畜産仕様が、前回の畜産仕様と100万円程度差がありますけれども、同型機種なのかどうなのか、違っているというようなことなのか、そこを確認をお願いします。

それと、2点目が、この小型タイヤショベル畜産仕様は、入れ替えなのか、それとも新規追加なのか、その2点について説明をよろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 入札状況につきましては、タイヤショベルが3社、それから、散布機が5社であります。

それと、畜産仕様につきましては、建設課の仕様がちょっと分からないので、そこちょっと建設課の違いが分からないんですが、入れ替えかどうかということですが、入れ替えになります。更新になります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかにありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 同様の質問ですが、タイヤショベルは、6日の審議でも畜産仕様で1台購入可決を議会でやりました。今回また新たに1台追加ということで2台購入になるわけですが、2台購入する理由と、あと現状のあるタイヤショベル

についてはどういう状況なのか、併せてお願いをします。

それと、決裁日は、7月と9月になっていますが、慌てて今回追加になった経緯等も教えていただければと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 2台購入につきましては、建設課のほうは、用途が公園使用になるかと思いますが、総合農政課の分については堆肥センターでの使用となります。

購入の理由ですが、タイヤショベルにつきましては、購入から13年が経過し、使用頻度も高いということで劣化が進んでおりまして、年々故障が増えてきております。作業の安全性、それから効率性を図るために、今回更新をするものでございます。

あと追加で出した理由につきましては、再編交付金での財源となっております、防衛省から許可が来たのが7月末となっております、そこから指名委員会、入札をして、期間的なこともあって、今回追加で提出しております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） すみません、再確認です。

前回のやつも、これ建設課ですけども、内容は、1台は土木仕様、1台は畜産仕様となっています。今回は、農政課ですから畜産仕様、この違いは、畜産仕様というのは堆肥センターじゃなくて、どういう用途から、もう一回お願いできますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 建設課長。

○建設課長 建設課の畜産仕様につきましては、公園のほうで使用をするということで、その重機のメーカーが土木仕様と畜産仕様というふうに分かれておりますので、畜産仕様で公園の作業に使うということになります。

あと総合農政課との違いにつきましては、大きさが、同じ小型パワーショベルになっておりますけど、総合農政課のパワーショベルのほうが大きい仕様になっていると思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 追加でございますが、補足説明ということで、なぜ畜産仕様にしなかったかということ、塩害防止はもちろんあるんですが、粉塵の関係とか、畜産のキャトルセンターに使ったり、堆肥センターに使ったときの吸引するところの関係とか、そういうのがあって、畜産の施設に使うということで、仕様書がちよっと異なるということで、公園整備の場合は、草刈りが主に収集業務に入りますので、です、畜産仕様ということで、建設課でも畜産仕様をして、農政課の堆肥センターでも同じように畜産仕様という形であります。



あとバケツももちろん塩害防止がありますので、そこら辺で畜産仕様という形で、そういう余分に経費がかかっているということでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。2番、野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 追加の質問になりますけども、建設課の小型タイヤショベルについては、WA30-6EDというふうに明記されております。あとで農政課のほうにつきましても、型式等分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 総合農政課のほうは、WA50-8UBD（ダイトク）畜産仕様という型になっております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第50号 令和6年度南種子町一般会計補正予算（第4号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、議案第50号令和6年度南種子町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第50号令和6年度南種子町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

予算書に基づいて説明をいたしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、台風10号接近に伴い被害を受けた農林水産施設、公共土木施設の災害復旧事業、その他公共施設の修繕に係る費用が主なものです。

予算の総額に歳入歳出それぞれ8,010万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ71億5,875万3,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

それでは、3ページをお開きください。

第2表の地方債補正については、変更1件で、災害復旧事業債について限度額を変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から主なものについて説明しますので、4ページをお開きください。

まず、住宅費については、公営住宅の雨漏り修繕が主なもので、177万6,000円を増額するものです。

次に、消防費については、避難所開設などによる職員の時間外手当によるもので60万円を増額するものです。

次に、同ページから5ページ、小学校費については、花峰小体育館入り口ドア修繕、島間小体育館の雨漏り修繕などが主なもので610万3,000円を増額するものです。

次に、中学校費については、パソコン室空調器修繕などが主なもので、981万9,000円を増額するものです。

次に、社会教育費については、広田遺跡ミュージアム高圧ケーブル修繕などが主なもので、466万1,000円を増額するものです。

次に、保健体育費については、健康公園多目的広場ナイター修繕によるもので173万円を増額するものです。

次に、同ページから6ページ、災害復旧費については、農林水産施設、公共土木施設の災害復旧工事によるものです。

以上が歳出になります。

次に、歳入を説明しますので、3ページをお開きください。

まず地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税2,306万7,000円を増額するものです。

次に、国庫支出金、県支出金については、災害復旧事業によるものです。

次に、諸収入については、町村有建物共済災害共済金によるもので1,018万9,000円を増額するものです。

最後に、町債については、災害復旧事業によるものです。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれの担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 2点お伺いたします。

災害復旧については、10号台風による災害復旧ということでお聞きをしております。非常に手早い対応だなということで、大変うれしく、頼もしく感じているところです。今回の補正予算に上がっていない部分での災害がほかに発生しているのかしていないのかの現状報告を頂きたいのが、1点。

それから、先日、上野神社の土地を寄附で譲渡してもらおうという報告がありました。その中での建物の施設解体に幾らか金がかかるんだという報告を受けているんですが、今回の補正予算には計上されていないですが、今後の向こうの整地の予定、どういう日程で進めていくのか、説明を頂けたらと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 お答えします。

今回の10号台風での被害ですが、国庫事業に該当する事業につきましては、40万円以上ということで、今回5件の予算を計上しております。それとは別に、町単の災害事業ということで委託料を計上しておりますが、町単のほうで数件40万未満の工事が発生している状況でございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 建設課長。

○建設課長 建設課につきましては、今回、災害の件数は1件で、準用河川島間川の河川災害となっております。

ほかの災害につきましては、現在のところない状況であります。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 災害の状況でございますが、今現在は確認ができている部分ということで、公共施設については確認をしておりますので、まだ使用をしている際に、実際どうだったかということも幾分か出てくる可能性もあるということでは考えておりますが、早急に各施設等も、また見回り点検等で気づくことがあれば、また計上していくと、修繕もしていくという形を取っていきたいと思います。

それから、上野神社の件についてですが、いつごろということですが、これについては、十分次の段階でどのような使用目的、どのような工事建築が必要なのか、また、解体をいつごろしてどういう利用をしていくかということで、内部を十分調査研究を進めてまいりますので、そのときにまた皆さん方にはお願いをしたいということで進めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 4ページと5ページです。小学校費の営繕費の修繕費586万

3,000円、5ページの中学校費の修繕費220万円、それから、学校営繕費の修繕費759万9,000円、これもうちちょっと詳細に説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 管理課施設係長。

○教育委員会管理課施設係長 お答えいたします。

まず小学校費の修繕費であります。まず修繕の要望については、各学校から報告書が上がってきて、その部分についてを現場確認を行って、今回補正をしております。

学校の数では5校の報告で、修繕内容としましては、数としては13件、先ほど総務課長のほうから説明がありましたとおり、主でいけば花峰小の体育館の出入り口の引き戸の破損がありましたので、その補修、あとプールの機械室ドアの破損がありましたので、その部分での補正をしております。あと島間小の体育館の雨漏りについてもありましたので、その部分の応急処置としての修繕費として補正をしております。

あと中学校費の学校営繕費の修繕費については、職員室のエアコン、あとパソコン室のエアコンの室外機が故障しましたので、その部分の、職員室については部品取り替え、パソコン室のエアコンについては全て取り替えということで計上をしております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 管理課庶務係長。

○教育委員会管理課庶務係長 お答えします。

中学校費の学校管理費の修繕費ですけれども、こちらは台風10号とは関係ありませんで、通学バス6台のうちの1台が走行不能に陥る故障が発生しましたので、こちらの修繕費となっております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 教育長、中平小学校の土手部分が、もう草ぼうぼうで、大きな雑木も生えて、非常に無残な状況なんです。それで、夏休み中に、2学期が始まる前にあそこを整備してほしいということで要望を出していたんですけど、まだそのままの状態。運動会前までには何とか整備をしてほしいんですけど、その計画はあるんですか。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 中平小の西側の土手なんですけれども、毎年管理課のほうで計画を立てているわけですけども、今回も公社のほうをお願いしてするようになっているんですけど、その詳しい計画については、施策係長のほうに答弁させます。

○議長（塩釜俊朗議員） 管理課施設係長。

○教育委員会管理課施設係長 お答えします。

今、教育長のほうからお答えがありましたとおり、公社のほうに依頼をしており  
ましたけど、台風被害の対応がありましたので、業者のほうに、運動会までの間に  
刈ってもらうように、もう業務依頼はしておりますので、運動会までには大丈夫だ  
と思っております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号令和6年度南  
種子町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 認定第1号 令和5年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第2号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出  
決算認定について

日程第7 認定第3号 令和5年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて

日程第8 認定第4号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決  
算認定について

日程第9 認定第5号 令和5年度南種子町水道事業会計決算認定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第5、認定第1号令和5年度南種子町一般会計歳入歳出  
決算認定から、日程第9、認定第5号令和5年度南種子町水道事業会計決算認定ま  
での5件を一括議題とします。

この決算認定議案5件については、議会運営委員会の決定により、あともって決  
算審査特別委員会を設置し、これに付託をして、閉会中の継続審査とすることにし  
ておりますので、説明と質疑は総括的に行います。

認定第1号から認定第5号まで、順番に説明を求めます。

初めに、認定第1号令和5年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。総務課長。

○総務課長 認定第1号令和5年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたしますので、決算書の73ページをお開きください。

決算額につきましては、歳入総額64億7,799万8,526円、歳出総額64億1,783万527円、歳入歳出差引残高は6,016万7,999円の黒字となりました。このうち翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費が1,595万1,000円ですので、差し引いた実質収支額は4,421万6,999円の黒字決算となっております。

さらに、地方自治法及び地方財政法の規定に基づきまして、2,300万円を財政調整基金へ積み立てましたので、翌年度繰越額は2,121万6,999円となったところでございます。

決算額の前年度比については、歳入総額1億2,535万485円、2.0%の増、歳出総額1億7,416万8,922円、2.8%の増となったところでございます。

それでは、お手元に配付しておりますA4サイズの横3枚つづりの令和5年度一般会計決算説明資料に基づきまして、主なものについて御説明いたします。

この資料の数値につきましては、地方財政状況調査の数値を引用しているために、決算額及び決算区分が決算書と異なる部分がありますので御理解をお願いいたします。

それでは、1ページの歳入を御説明いたします。

まず地方税については、8億7,543万8,000円の13.5%を占めており、前年度比3,496万2,000円、4.2%の増となっております。徴収率は町全体で92.7%、前年度より0.3ポイントの増となっております。

次に、地方交付税については、28億8,636万6,000円で、44.6%と高い割合を占めており、前年度比374万5,000円、0.1%の増となっております。

次に、国庫支出金については、10億5,942万2,000円で、前年度比1,473万2,000円、1.4%の増となっており、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、特定防衛施設再編交付金の影響によるものでございます。

次に、県支出金については、3億6,901万9,000円で、前年度比6,269万円、14.5%の減となっており、地域振興事業補助金の影響によるものでございます。

次に、寄附金については、5,194万4,000円で、前年度比3,249万1,000円、38.5%の減となっており、ふるさと応援寄附金の影響によるものです。

次に、繰入金については、9,282万1,000円で、前年度比8,215万2,000円、770%の増となっております。南種子町再編交付金事業基金繰入金の影響によるものでございます。

次に、繰越金については、8,398万6,000円で、前年度比3,884万2,000円、86%の増となっており、令和4年度からの繰越事業の影響によるものです。

次に、地方債については、5億3,798万9,000円で、前年度比5,165万8,000円、10.6%の増となっており、各種道路橋梁整備事業、公営住宅建設事業などに伴う起債となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

資料は2ページが目的別、3ページが性質別による決算額となっております。

歳出の説明におきましては性質別で説明をいたしますので、3ページをお開きください。

まず義務的経費について、総額25億5,550万8,000円となっており、39.8%を占めております。このうち人件費については10億1,792万1,000円で、前年度比3,569万4,000円、3.4%の減となっております。

扶助費については、7億4,681万3,000円で、前年度比7,892万7,000円、11.8%の増となっており、物価高騰対応地域創生重点交付金事業の影響によるものでございます。

公債費については、7億9,077万4,000円で、前年度比612万8,000円、0.8%の減となっており、平成21年、22年度に借入れを行いましたキャトルセンター建設事業、中平小建設事業などの償還終了によるものでございます。

次に、投資的経費については、総額9億3,293万2,000円で、14.5%を占めておりまして、前年度比で2億830万円、28.7%の増となっております。このうち普通建設事業費については、9億1,320万5,000円で、前年度比1億9,640万2,000円、27.4%の増となっており、中央公民館屋内運動場整備事業、自然の家改修事業などの影響によるものでございます。

次に、物件費をはじめとするその他の経費については、総額29億2,939万1,000円で、45.6%を占めております。このうち物件費については、8億3,547万7,000円で、前年度比1,937万3,000円、2.3%の減となっており、ふるさと応援寄附金に伴う手数料の影響によるものでございます。

補助費については、13億2,048万6,000円で、前年度比7,250万7,000円、5.2%の減となっており、地方創生臨時交付金を活用した各種事業の影響によるものです。

積立金については、2億8,116万3,000円で、前年度比4,927万3,000円、21.2%の増となっており、南種子町再編交付金事業基金への積立てによる影響です。

投資及び出資金については、2,800万円となっており、水道事業会計への補助金の財源として、令和3年度から一般会計出資債を借り入れていることによるものでございます。

次に、財政指数の状況について御説明をいたしますので、4ページをお開きください。

表の上段のほうになりますが、財政力指数は3か年平均で0.23となっております。経常収支比率については、財政構造の弾力性を判断するための指数で、前年度比1.7ポイント増の90.5%となっております。

次に、地方債の令和5年度末現在高については、前年度比2億4,033万8,000円、4.3%の減となっており、総額で53億9,698万3,000円となっております。

次に、積立金の令和5年度末現在高については、前年度比2億1,692万円で、8.1%の増となっており、総額29億311万2,000円となっております。

主な基金ごとの残高についてはお目直しをお願いいたします。

次に、表の下段のほうになりますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、企業会計を含む全会計の実質赤字及び資金不足を判断する指標のことで、令和5年度は黒字決算のために、数値の記載はございません。

次に、実質公債比率については、一般会計等が負担する元利償還金と公営企業債の償還に充てられたと認められる繰出金、組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金・補助金などの標準財政規模に対する比率のことで、前年度比で0.1ポイントの減で10.9%となっているところでございます。

最後に将来負担比率については、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことで、将来負担すべき実質的な負債がなくなり、前年度比10ポイント減のゼロ%となりましたので、数値の記載はございません。

令和5年度については、これらの4つの指標とも、早期健全化基準及び財政再生基準内であり、健全な財政運営がされていると判断をしているところであります。しかし、今後も各指標の分析をしながら、引き続き健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

以上、決算の概要について説明を終わりますが、細部については、この後に設置されます決算審査特別委員会の審査において、各課から詳細な説明がありますので、御審議方よろしくをお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、認定第2号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、認定第2号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書の86ページをお開きください。

決算書につきましては、歳入総額8億3,914万9,784円、歳出総額8億3,143万



1,022円、歳入歳出差引残額771万8,762円となりました。このうち、国民健康保険基金へ積み立てを671万8,762円といたしましたので、翌年度の繰越額は100万円となったところでございます。

次の前年度比につきましては、歳入総額3,653万9,689円、4.6%の増、歳出総額3,971万3,240円、5%の増となったところでございます。

保健事業につきましては、被保険者の健康保持増進と疾病の早期発見により、将来的な医療費の抑制を図るため、国民健康保険事業に基づきまして特定健診及び特定保健指導の実施、人間ドックの助成や生活習慣病予防事業を行ったところでございます。

令和5年度の特定健診実施率につきましては45.5%で、前年比2.9%の減、特定保健指導実施率については52.8%で、7.8%の減となったところでございます。

また、国民健康保険税の収納状況につきましては、現年度分97.94%、前年度比0.02%の増、滞納繰越分13.12%、前年度比0.89%の増となったところでございます。

以上で、概要の説明を終わります。詳細につきましては、この後に設置されます決算審査特別委員会において御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、認定第3号令和5年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、認定第3号令和5年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

それでは、決算書の101ページをお開きください。

決算額につきましては、歳入総額6億9,422万2,725円、歳出総額6億9,350万9,121円、歳入歳出差引残額71万3,604円となりまして、その全額を翌年度に繰り越したところでございます。

決算額の前年度比については、歳入総額で898万7,898円、1.28%の減、歳出総額893万1,780円、1.27%の減となったところでございます。

介護保険事業につきましては、適正な制度運営を図るとともに、第8期介護保険事業計画に基づく、地域支援事業の充実に努めたところでございます。

令和6年度3月末現在の要介護・要支援認定者数は296人となっており、このうち要介護3以上の認定者は、全体の49.32%となっているところでございます。

認定者のサービス利用実績につきましては、全体で7,607件、このうち訪問通所サービスが2,362件で31.05%、居宅介護支援が1,923件で25.8%、福祉用具貸与が1,512件で19.88%などが主なものとなっております。

保険給付事業につきましては決算額5億6,043万6円で、前年比1,590万1,473円、

2.76%の減となったところでございます。

また、介護保険料の収納状況につきましては、現年度99.19%、前年度比0.31%の増、滞納繰越分26.52%、前年度比6.3%の増となったところでございます。

以上、概要の説明を終わります。詳細につきましては、この後に設置されます決算特別委員会において御説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、認定第4号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、認定第4号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書の109ページをお開きください。

決算額につきましては、歳入総額9,679万5,433円、歳出総額9,641万8,486円、歳入歳出差引残高37万6,947円となりまして、その全額を翌年度に繰り越したところでございます。

決算額の前年度比につきましては、歳入総額で540万5,926円、5.92%の増、歳出総額で523万5,301円、5.74%の増となったところでございます。

後期高齢者医療保険事業につきましては、長寿健診事業や人間ドック助成などを実施しまして、疾病の早期発見・早期治療を促進して医療費適正化を図るなど、事業運営に努めたところでございます。

また、後期高齢者医療保険料の収納状況につきましては、現年度分の収納済額で5,438万9,700円、収納率が100%、過年度の滞納はなかったところでございます。

以上で、説明を終わります。詳細につきましては、この後に設置されます決算審査特別委員会において御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、認定第5号令和5年度南種子町水道事業会計決算認定について説明を求めます。水道課長。

○水道課長 それでは、認定第5号令和5年度南種子町水道事業会計決算認定について御説明いたします。

本案は地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付し議会の認定に付するものでございます。

それでは、南種子町水道事業決算書の8ページをお開きください。

水道事業報告書から御説明いたします。

中段の表を御覧ください。

業務量につきましては、年度末給水人口は5,069人で、前年度と比較して1.6%の減、給水戸数については3,360戸で0.6%の減となっております。

一方、年間総配水量は110万7,932立方メートルで、13%の増、有収水量は64万

8,090立方メートルで、1.4%の減となり、有収率は58.5%となっております。

9ページをお願いいたします。

(2)の建設改良工事に関する事項ですが、水道施設事業改良等工事1工区ほか10件で、建設改良費のうち工事請負実施額は合計で1億5,591万1,000円でございます。

次に、ページを戻りまして1ページをお願いいたします。

水道事業決算報告書について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入、第1款事業収益の決算額は2億7,666万3,289円、支出の第2款事業費の決算額は2億3,992万7,992円となっております。

次に、2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、第3款資本的収入の決算額は1億7,716万2,000円、支出の第4款資本的支出の決算額は2億5,652万552円となり、資本的収支の差し引きで7,935万8,552円の収入不足となりますが、欄外に記載していますとおり、損益勘定留保資金などで補填をしたものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

令和5年度の経営状況を示したもので、下から4行目になりますが、当年度純利益は2,889万2,992円となりましたので、その下の前年度繰越利益剰余金と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は5,214万79円でございます。

次に、4ページと5ページにつきましては、水道事業剰余金計算書及び水道事業剰余金処分計算書でございます。

次に、6ページと7ページにつきましては、水道事業貸借対照表になります。令和5年度末において水道事業が保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に示したのとなっております。資産の総額並びに負債、資本の総額は6ページ下段及び7ページ下段に記載したとおり、23億5,323万6,437円でございます。

10ページの事業収入及び事業費に関する事項につきましては、項ごとの前年度との比較資料となっております。

11ページをお願いいたします。

未収金については、水道料金について、過年度分が428万8,041円、現年度分が1,545万8,450円となっております。

未払金については、主に年間契約の委託料などとなり、合計で1,475万7,795円となっております。

12ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書です。下段の資金期末残高は8,281万7,084円でございます。

次に、ページは飛びますが17ページをお開きください。

企業債明細書になります。新規借入れについては、ナンバー34の5,210万円で、水道施設耐震化事業及び水道施設改良事業等に借り入れたものになります。当年度償還高の合計は7,870万5,334円で、未償還残高は9億6,510万2,014円でございます。

以上、概要について説明を終わりますが、詳細につきましては、決算特別委員会において御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は歳入歳出全般にわたって会計ごとに行います。

初めに、一般会計歳入歳出決算について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、水道事業会計決算について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第5号までの決算認定議案5件については、議長と議選監査委員を除く8名の委員で構成する令和5年度決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託して、閉会中の継続審査としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第5号までの決算認定議案5件については、議長と議選監査委員を除く8名の委員で構成する令和5年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査することに決定しました。

お諮りします。令和5年度決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、濱田一徳議員、上園和信議員、大崎照男議員、

柳田 博議員、福島照男議員、平島 強議員、野首久教議員、川内田行博議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、令和5年度決算審査特別委員会の委員は、濱田一徳議員、上園和信議員、大崎照男議員、柳田 博議員、福島照男議員、平島 強議員、野首久教議員、川内田行博議員を選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

————— . ——— . —————  
休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分  
————— . ——— . —————

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が決定した旨、報告がありました。お知らせをいたします。

令和5年度決算審査特別委員会の委員長に9番、濱田一徳議員、副委員長に2番、野首久教議員。

以上、お知らせいたします。

日程第10 発議第1号 南種子町前之浜の防風林保護対策の早急な実施を求める意見書の提出について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第10、発議第1号南種子町前之浜の防風林保護対策の早急な実施を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。9番、濱田一徳議員。

[濱田一徳議員登壇]

○9番（濱田一徳議員） 発議第1号について提案いたします。

発議第1号は、台風10号に伴う南種子町前之浜の防風林保護対策の早急な実施の意見書の提出についてであります。

別紙意見書を屋久島森林管理署長、鹿児島県知事宛てに提出するものです。

前之浜は、種子島最南端の門倉岬から種子島宇宙センター竹崎射場までの海岸線で、1543年の鉄砲伝来や1894年のドラメルタン号漂着の地でもあり、砂浜が広がる風光明媚な海岸線であります。

前之浜の内陸部は、古来より種子島でも有数の水田地帯で稲作が行われ、前之浜と水田との境界には松の木や雑木などを主体とした防風林が形成され、水田や付近

住民を暴風による砂の飛散、高潮などによる塩害から守ってきました。

この前之浜に関しては、平成2年度から5年度まで及び平成28年度から30年度並びに令和2年度に前之浜沖合で海砂採取が行われたため、地元住民から自然環境保護に関する意見書提出の請願が出され、それを受け、令和3年3月、南種子町議会、南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員会を立ち上げ、鹿児島県知事に対し、南種子町前之浜の自然環境を守るための意見書を提出した経緯があります。

請願に当たって、地元住民が危惧したのが砂の採取による防風林への影響であり、防風林に被害が出た場合、内陸部に広がる水田や人家に多大な被害が及ぶおそれがあるというものでありました。

今回、台風10号の接近により、鹿鳴川河口から門倉岬方向へ300メートルから400メートルにわたり防風林が砂で埋没し、植林されていた松の木の苗木も茶色に変色し、ほとんどが枯れた状態であります。

同区間の防風林の一部は内陸部からでも肉眼で確認できるほど砂に埋もれ、砂山と化し、前之浜の防風林と内陸部との水田地帯との間に大きな隙間ができた状態と言えます。

防風林に隙間ができたことで、それを放置すれば砂の飛散で防風林の砂山化が広がり、水田や住宅地に塩害や暴風被害をもたらすおそれが現実味を帯び、台風シーズンを迎え、住民の不安は増大するばかりであります。

よって、次の事項について早急に取り組むことを強く要望するものであります。具体的な要望事項は次の4項目であります。

- 1、前之浜海岸全体の防風林への砂の浸食状況を早急に調査すること。
- 2、砂で埋もれた防風林の原状回復を早急に図ること。
- 3、砂防工事を早急を実施し、これ以上の砂による防風林破壊を食い止めること。
- 4、砂地に適した防風林の調査研究、植林を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） この南種子町、「西之」は要らないんですか。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 正確には、南種子町西之でございます。

ただ、前之浜が西之と下中あるいは茎永の一部までかかっておりますので、一応、南種子町といたしております。

- 議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。  
これから発議第1号を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号南種子町前之浜の防風林保護対策の早急な実施を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。  
お諮りします。ただいま議決されました意見書について、字句、名称、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、字句、名称、その他整理は議長に委任することに決定しました。

---

#### 日程第11 委員長報告（総務文教委員会・所管事務調査）

- 議長（塩釜俊朗議員） 日程第11、委員長報告の件を議題とします。  
総務文教委員会の所管事務調査の結果について、総務文教委員会委員長の報告を求めます。総務文教委員会、大崎照男委員長。  
[大崎照男総務文教委員長登壇]
- 総務文教委員長（大崎照男議員） 総務文教委員会所管事務調査報告書。  
総務文教委員会委員長、大崎照男。  
総務文教委員会が、閉会中の所管事務調査として継続調査を実施しておりました自衛隊施設予定地の現地確認等についてと、給食センターの現状と今後の課題についての調査の経過と結果について報告いたします。  
まず、昨年9月定例会から閉会中の継続調査としておりました自衛隊施設建設予定地の現地確認等についてであります。  
日程調査がうまくいかず、令和6年6月17日の委員会において、令和6年7月2日、西之表市にあります九州防衛局種子島連絡所において調査を実施することを決定しました。

当日は全委員出席の下、西之表市にある種子島合同庁舎内の九州防衛局種子島連絡所において、防衛省地方協力局、原田道明西日本協力課長、同じく郷原俊治西日本協力課企画官、熊本防衛支局、小牧大祐総括建設監督官、そして西之表連絡所の古賀勇輝事務官と安藤雅洋事務官、5名に対応していただきました。

原田課長より、南種子町に予定している施設建設の進捗状況や施設概要等について、現在発表できる範囲での説明をいただいた。

旧南種子高校跡地に予定している整備工場・宿舎については、設計や配置など詳細について調整中であるとのこと。

また、健康公園周辺に建設されるヘリポートについても、これから設計等に入るということでした。

委員からの質疑に対して、ヘリポートの運用等については、基本的には海上荒天が続いた場合など緊急的に人や物資を馬毛島に搬送するための施設であり、ヘリコプターが常駐することは想定していないとのこと。

運用を予定しているヘリの騒音などはどうかとの問いには、まだ実際のところがはっきりしていないので、正確には申し上げられないとのことでした。

そのほか各委員から質疑・要望を行い、最後に、できるだけ早くに地元住民への概要説明等を行うよう住民からの要望が強いということを伝え、約1時間の調査を終えた。

西之表往復の間に、馬毛島基地整備に伴う島間港の状況や健康公園、旧南種子高校跡地を視察した。

後日、地元住民に対する防衛省からの説明会が開催された。

7月19日午後から、委員全員出席の下、委員会を開催し、この件についてのまとめを行った。

特に意見もなく、次の1項目を申し入れることに決定した。

1、健康公園から自衛隊ヘリポートまでの一部区間のアクセス道路の拡幅を早急に整備すること。

次に、給食センターの現状と今後の課題についてであります。

令和6年6月17日の委員会において、令和6年7月2日に給食センターの視察を実施することと決定した。

当日は全委員出席の下、給食センター所長と庶務係長に対応していただき、まず調理状況を視察、その後、施設の概要及び給食の状況等について所長、係長より説明を受け、意見交換を行った。

現施設は昭和54年1月に完成し、築45年が経過して、老朽化が進んでいる状況である。将来的な児童生徒の動向やセンターの有効活用なども踏まえ、民間を活用し



た事業など様々な手法を研究しながら、建て替えも含め、今後の施設整備について検討しているところである。

完全給食で、週4日が米飯、1日がパン食。1日の給食数は、小学校333食、中学校136食、教職員等が120食で、合計589食ということです。

職員構成は、所長1名（管理課長兼務）、係長1名、栄養教諭1名（中平小学校）、調理員8名、運転手2名ですとの説明です。

委員からの質疑で、建設するか、めどが立っていないようだが、調理室に空調設備をつけられないかとの問いに、施設構造上、かなり大きいものを導入しなくてはなりませんので、建て替えを検討中でもあることなどから、調理員の体調管理に十分注意をし、水分補給や空調服対応などにより安全な運営に努めているとのこと。

給食費無償化についての財源は何かの問いに、児童生徒の無償化分については、一般財源で行っているとのこと。

運転手も含めた人員については十分かの問いに、人材不足ということもあります。会計年度任用職員により、運転手、調理員を賄っているとのこと。

意見交換を終了し、給食の試食も行い、調査を終えた。

7月19日午後から、全委員出席の下、委員会を開催し、この件についてのまとめを行った。

特に意見もなく、次の1項目を申し入れることに決定した。

1、学校給食センター調理室の暑さ対策と職場環境改善のため、早急にエアコンを設置すること。

この2項目について、執行当局に申し入れることを、議長において、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

以上で、総務文教委員会の閉会中の所管事務調査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、総務文教委員会の所管事務調査に関わる委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま報告のありました委員会の意見につきましては、議会の意見として執行当局に申し入れることとしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、委員会の意見を議会の意見として執行当局に申し入れることに決定しました。

---

## 日程第12 閉会中の継続調査申し出

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第12、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第13 議員派遣

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり、派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

---

### 閉 会

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和6年第3回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

---

閉 会 午前11時32分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 塩釜俊朗

南種子町議会議員 濱田一徳

南種子町議会議員 川内田行博